3389
G15

0029200000

0029200-000

３３８．９－Ｇ１５ウ

独逸対支経済勢力の全貌

外務省通商局・編

日本国際協会

昭１５

ADI

338.9
G15

外務省調査部編纂

獨逸對支經濟勢力の全貌

日本國際協會發行

901
100

序

支那に於ける第三國權益の重要性に鑑み外務省通商局に於ては曩に米國及び佛國の對支經濟勢力に關する調査を刊行し一般の參考に資したのであるが、今回更に當局に於て調査せる在支第三國權益の中獨逸國關係のものを蒐錄訂正する機會ありたるを以て玆に「獨逸對支經濟勢力の全貌」として公刊する次第である。

昭和十五年十月

外務省通商局

獨逸對支經濟勢力の全貌

目次

第一章　序　說……一
第一節　獨逸對支經濟勢力の性格……一
第二節　十九世紀後半……三
第三節　二十世紀歐洲大戰前……六
第四節　歐洲大戰勃發より滿洲事變迄……八
第五節　滿洲事變以後……一〇
第六節　最近の概要……一一
第二章　鑛工業……一四
第一節　鑛業……一四
第二節　工業……一六

第三章　貿　易……二一
第一節　獨逸對支貿易の沿革……二一
第一　歐洲大戰以前の獨支貿易……二一
第二　歐洲大戰と獨支貿易……二三
第三　大戰以後バーターシステム締結に至る迄の獨支貿易……二四
第四　獨支貿易品の消長……三〇
第二節　獨逸對支貿易の現狀……三八
第一　獨逸貿易政策の特色……三八
第二　最近の支那貿易に於ける獨逸の發展……四一
一、獨逸對支貿易の發展……四一
二、獨支貿易收支……四六
三、獨逸對外貿易に於ける獨支貿易の地位……五〇
第三　最近に於ける獨支貿易品の檢討……五三
一、輸出品……五三
二、輸入品……五九
第四　支那事變後に於ける獨逸の對支貿易……六三
一、支那事變後の貿易の變化……六三
二、第二次歐洲大戰後の貿易上の變化……六六
第四章　交通及通信……七〇
第一節　鐵　道……七〇
第一　沿　革……七〇
第二　現勢　借款關係……七六
第三　各　論……八〇
一、津浦鐵道……八〇
二、粵漢鐵道……八〇
三、浙贛鐵道……八〇
四、湘黔鐵道……八二
五、京漢線黃河鐵橋修理……八二

第二節 水運業……八三
第一 沿革……八三
第二 現勢……八七
第三 對支關係航運會社……八九
一、漢米線（享寶輪船公司）……八九
二、北獨逸ロイド汽船會社（北德意志公司）……九一
三、利克茂輪船公司……九二
四、捷成洋行……九三
第四 港灣施設……九三
一、上海港……九四
二、天津港（塘沽）……九四
三、水先人……九四
第三節 空運……九四
第一 沿革……九四
第二 獨支航空契約（要旨）……九六

第三 現狀……九八
第四節 通信……一〇〇
第一 電信……一〇一
一、海底電信……一〇一
二、無線電信……一〇一
第二 電話……一〇二
第三 郵便……一〇三
第五章 金融……一〇四
第一節 沿革……一〇四
第一 日清戰爭以前……一〇四
一、德華銀行創設以前……一〇四
二、德華銀行の創設……一〇五
第二 日清戰爭後……一〇六
一、對支借款活動と獨逸財團……一〇六

二、日清戰爭後の獨逸の對支鐵道借款……一〇七
第三　歐洲大戰と獨逸財團竝に獨逸借款の始末……一一五
第二節　現狀……一一七
第六章　投資及借款……一二六
第一節　沿革……一二六
第一　日清戰爭以前……一二六
第二　日清戰爭以後……一二七
第三　團匪事變以後……一三一
第四　辛亥革命以後……一三四
第五　歐洲大戰勃發以後……一四一
第六　一九三〇年以後……一四三
第二節　現狀……一四三
第一　財政部所管借款……一四三
第二　鐵道部所管借款……一四五
第三　材料借款……一五一

第七章　文化事業投資……一六〇
第一節　宗教的文化事業投資……一六〇
第一節　沿革……一六〇
第二　現狀……一六〇
一、新教……一六六
二、舊教……一六六
第二節　一般文化事業投資……一六八
第一　沿革……一七三
第二　教育施設……一七四
一、青島德華大學……一七四
二、國立同濟大學……一七六
第三　圖書館……一七八
一、國立同濟大學圖書館……一七九
二、東方圖書館……一七九
第四　新聞雜誌……一八〇

目次

第五　文化團體……一八一
一、中德文化協會……一八一
二、中德學會……一八二
三、德國東亞學會……一八三
（附）獨逸國に於ける支那留學生……一八四

附錄　獨逸對支經濟勢力一覽表……

卷末

獨逸對支經濟勢力の主要統計表

目次

第一表　一九〇五年より一九三四年に至る獨支貿易額……一二六
第二表　支那の對外貿易總額中獨支貿易の占める割合……一二七
第三表　支那の對外貿易額中に占める獨逸と主要國の割合比較……一二九
第四表　獨逸の對外貿易總額中に占める獨支貿易の割合……一二九
第五表　自一九二四年至一九三四年獨逸染料の對支輸出……一三〇
第六表　獨逸對支主要輸出品統計……一三二
第七表　自一九二四年至一九三四年獨逸の對支落花生及び落花生仁輸入……一三四
第八表　自一九二四年至一九三四年獨逸の對支大豆輸入……一三五
第九表　獨逸對支豆油輸入額……一三六
第十表　獨逸の對支主要輸入品統計……一三七
第十一表　獨逸對外貿易（一九二九―一九三六年）……一三九
第十二表　最近の獨逸對支貿易額……一四二
第十三表　獨逸の對支貿易……一四三
第十四表　對支主要貿易國の最近對支貿易比較……一四四
第十五表　植民地を含む列强の最近三ヶ年の對支貿易額比較……一四八
第十六表　獨逸の對支貿易に於ける入出超額……一四九
第十七表　獨逸の地域別對外貿易（一九三六―一九三七年）……一五〇

目　次

第十八表　獨逸對亞細亞諸國貿易……一二一
第十九表　獨逸對支重要輸出品統計……一二四
第二十表　列國の不明雜品對支輸出比較……一二七
第二十一表　獨逸對支主要輸出品の各國對支輸出總額中に占める割合……一三八
第二十二表　獨逸の對支主要輸入品及びその列國中に占める割合……一六三
第二十三表　大戰前後に於ける獨逸船對支出入隻數及び噸數……一八六
第二十四表　最近十年間獨逸船對支出入隻噸數……一八八
第二十五表　獨逸系在支カトリック教會現勢……一九四

獨逸對支經濟勢力の全貌

外務省通商局編纂

第一章　序　說

第一節　獨逸對支經濟勢力の性格

獨逸と支那との經濟關係は、遠く一七五三年プロシヤのフリードリッヒ大帝がその大志より亞洲貿易公司を設置し、廣東に船を派して支那貿易を開始したのに始まるといはれるけれども、當時獨逸は小封建諸侯の分立時代であつて、未だ統一あり、近代國家の成立を見るに至らず。隨つて民族國家としての獨逸が正式に支那と經濟關係の生じたのは、その後一世紀を經たる十九世紀後半に屬す。

十九世紀初頭未だ地方分權國家として農業國の段階を脫し得なかつた獨逸は、フランス革命の精神的影響とそれに續くナポレオンの國土蹂躙に遭つたため、近代的國家統一運動澎湃として起り、この世紀の後半に至り鐵血宰相ビスマルク出で、皇帝ウィルヘルム一世を輔けてプロシヤを中心とする獨逸新帝國の創建に成功した。この多幸なる狀況にあつて工業は急速なる發展を見、人口增加率も急騰し、農業國獨逸は一躍工業國家として世界史上に登場するに至つた。之に加ふるに近代的軍備の整備擴張を急速に整へる必要から必然的に獨逸は世界政策を確立して、他の列强と競つて世界市場の獲

得、植民地制覇に乘出すこととなり、その鋭鋒を極東支那に向くることとなつた。

後進國獨逸の斯かる急激なる產業の發展と膨脹せる經濟力・軍事力に基く對支政策は、堅實なその國民性と相俟つて他の列强の對支政策とは著しくその形貌を異にしてゐる　即ちその初期に於ては緻密な調査、研究を基礎とし、强力なる軍備を背景として、組織的な帝國主義的侵略を支那に對して敢行した。一八九七年の膠州灣占領及びその後の山東經營はこれが典型的行動である。斯くして一度山東半島にその對支據點を構築するや忽ち鋒先きを進めて北支及び中支那へ勢力進出を企て、揚子江流域地方に於て英國勢力と衝突するや、やがてはそれと妥協、協調の態度に出でたけれども、飽く迄積極的攻勢の態度を持して、佛國の如く英國の後塵を拜して追隨的なる經濟活動に出るを潔しとせず、鐵道に借款に饒山にの角逐はその典型的のものである

歐洲大戰のため慘敗の苦汁を嘗めた獨逸は、多年經營せる山東半島を失ひ、其他多くの對支利權を喪失して支那に對する發言權は全く奪はれ、僅かにその對支經濟活動は貿易關係を通じてのみ行はれゐたが、近時に至り次第にその勢力を盛りかへし、蔣介石の國家統一運動に乘じて、或は軍人軍備資材を送つて支那軍隊の近代化を援助し、或は鐵道その他の材料借款を締結して著々對支工作の建直しを圖つてゐた。殊にヒットラーがナチス革命に成功するや、その全體主義的貿易政策に基き支那に對してはバーターシステムを樹て、全國經濟建設に驀進する支那をよき商品市場として一路進出の方圖を策しつつあつたのが獨逸の近狀である。

以下時期を追つてその活動を略述しよう。

第二節　十九世紀後半

十九世紀以前の獨支關係は、前節に述べたフリードリッヒ大帝の亞洲貿易公司があり、本世紀前半には禪臣洋行・禮和洋行等の獨逸商社が上海に於て貿易其他の事業に從事してゐたけれども、これらの事業は個人の私的發意に基く仕事であつて、何等國家の保護・干涉の下になされたものではなかつた　正式に獨支經濟關係の生じたのは一八六一年の天津條約以來のことである　固より天津條約は獨清間の貿易・通商に關する協定であつて獨逸は專ら貿易によつてのみ支那と關係を結び、未だ投資・借款等の經濟活動に至らず、獨逸及び獨逸資本家の支那に對する態度は頗る消極的であつた。隨つて當時の在支獨逸商社も自國獨自の金融機關を持たず、そのため專ら英國系の滙豐銀行を通じて金融活動を行ふといふ狀態であつた。

然るに普墺戰爭（一八六六）、普佛戰爭（一八七〇）の兩戰役がプロシヤの勝利に歸し、一八七一年には新憲法發布されて統一ある近代國家獨逸新帝國が創建され、プロシヤ國王ウィルヘルム一世が獨逸皇帝として卽位するや、宰相ビスマルクは皇帝を輔けて、國民皆兵制に、貨幣及び度量衡制度の改革に、司法制度の統一に、交通機關の擴張に、百方內政改革に力を致すと共に、對外的にはその辛辣な外交手段によつて列强の間に分け入りいはゆる大陸外交を振ひ、植民政策もその線に沿つて世界植民地獲得競爭に乘出し、アフリカ及び太洋洲等に漸次植民地或は保護領を確保し、支那に對しても地理學者リヒトホーフェンを送つて支那各地特に山東地方の鐵產資源を調査せしめるなど、深き關心を抱きはじめた。しかし未だ保護貿易的氣分に支配されてゐた當時のドイツの若き資本は積極的な植民政策に乘り出すべく力微弱で、政府は帝國

主義的植民政策を強行するまでには至つてゐなかつた。一八八九年上海に獨逸獨自の金融機關である德華銀行の成立したのは獨支經濟關係に一轉期を劃した事象である。それ迄獨逸は專ら英國系の滙豐銀行を通じて金融活動を行ひ、又二三の借款契約（一八七八年、一八八七年）を清朝政府との間に締結したが、德華銀行が設立してからは專ら該銀行を通じて貿易・金融活動のみならず借款投資の活動にまで及び、該銀行はその後の獨逸對支經濟活動に對し重大な役割を演じたのである。

一八九〇年宰相ビスマルクが新帝ウィルヘルム二世との不和のため挂冠して以來、獨逸帝國の對外政策は從來ビスマルクの採つた消極政策（大陸政策）より俄然積極政策に轉じ、カイゼル・ウィルヘルムは所謂世界政策により強引なる活動を世界諸方面に遂行し支那にもその鋭鋒を向けて來たが、一方支那も一八九四―九五年の日清戰爭により、その對外關係に重大な變化を生じて來た。卽ち從來支那は列國にとつて眠れる獅子としてその實力を測定され兼ねてゐたのに、日清戰爭により小國日本に擊破されてからは、その弱體を白日の下に暴露し、外國の存分に乘ずる所となつたのである。

積極政策に轉じた獨逸は固よりこの好機を逸すべき筈はなく、清朝政府が對日戰費の調達に苦しんでゐる機會を捉へて一八九五年瑞記洋行の手を經て南京借款を結び、三國干涉には露佛と提携して日本壓迫の擧に出でたが、翌一八九六年には一轉して英國と結んで露佛に對抗、對日賠償金調達のために第一次英獨借款を支那と締結し、一八九八年にはその第二借款を結んで著々と北支那に勢力を扶植して行つた。

當時北支那は獨逸の着目してゐた地點で、特に山東半島はリヒトホーフェンの踏査以來、獨逸政治家及海軍の胸裡に徂徠してゐた絶好の對支據點であつたから、一八九七年山東省曹州で獨逸系カトリック教會スタイル會の宣教師二名が殺害さ

れるや、これを好機に獨逸政府は直ちに海軍による膠州灣占領を敢行し、翌一八九八年には清朝政府との間に膠州灣の長期租借契約を締結した。これ支那に於ける各國租借地の嚆矢である。斯くて獨逸は青島を中心に近代的植民地の經營に着手すると、見る間に追加條約を結んで山東鐵道の敷設權及び山東省內の鑛山採掘權を獲得し、山東省一帶を獨逸の勢力範圍に捲込み、更にこれを據點として廣汎な對支經濟勢力の擴充を圖り、その勢力中支那に迫らんとする態勢を示すに至つた。斯かる獨逸の積極的對支工作が揚子江を中心に中支那に勢力を扶植してゐた英國と正面衝突を來たすのは當然のことである。英獨兩國は嘗て日淸戰爭に際し、その戰費及賠償金を共同で引受けた程親密な間柄であつたにも拘らず、膠州灣租借以後は獨逸の强引な積極政策により、山東勢力圈より更に進んで北は露國の勢力範圍たる滿洲に對し、南は英國の利益範域である揚子江流域地方に對し各々英露との平等權を主張し、特に英國に對しては一八九八年英支會社と支那政府との間で豫備契約した滬寧鐵道借款に反對し、一方英國側は獨逸の山東鐵道建設に反對し、更に津浦鐵道借款を繞つて兩國間に熾烈な抗爭が惹起されたのである。

獨逸山東占據後の英獨間の斯かる險惡な雲行も、一八九八年八月ポルトガル植民地に關する英獨協定が成立してからは兩國間の關係は頓に好轉し、やがて英獨資本家は津浦鐵道に對する兩國利益の協定を圖り（一八九九年九月）、越えて一九〇〇年團匪事變勃發するや、機を見るに敏な獨逸皇帝は英獨兩國間に支那に於ける門戶開放主義を維持すべく提議し、所謂英獨揚子江協定が成立することゝなり、英獨間に一時的休戰が成立した。固よりこの間に在つても獨逸の貿易・航運等による對支進出は駸々として進み、一八八六年北獨ロイド會社は政府援助の下に極東航路を開始し、漢米汽船も一八九〇年に創業、瑞記洋行を代理店として極東に進出して來た。斯くて獨逸對支航運勢力は十九世紀末に於て第一位たる英國の牙城

に肉迫して來た。英獨揚子江協定も一面には斯かる英獨對支爭覇戰に關する海による協定と見ることが出來るであらう。

第三節　二十世紀歐洲大戰前

二十世紀劈頭の支那の對外關係は一九〇〇年の團匪事變に始まる。團匪事變の原因に就てはいろ〳〵に考へられるであらうが、直接の動機は獨逸の山東地方占據であつて、これがため事變による獨逸の損害も極めて甚大であつたから事變解決についての獨逸の主張は頗る强硬であつた。卽ちその最終議定書に依れば、獨逸の賠償金取得分は全體の二〇・〇五%に當り、露國に次ぎ列國中第二位を占めてゐた。さてこの事變を契機に獨逸は英國との接近を圖り、前節述べたやうに英獨揚子江協定が成立したが、これが遠因となつて久しく英獨間の競爭目標となつてゐた津浦鐵道借款は、一九〇八年に協定成立、該鐵道の北段（山東省側）は獨逸が建設工事を引受け、南段（揚子江流域）は英國がその建設を引受けることゝなつた。固より二十世紀初頭の支那は極東を目指して進む列强帝國主義勢力の激しい角逐場であつたから、一方に於て協定が成立する反面、直ちに飜つて他の利權獲得に他國を出し拔くが如き虛實の懸引は日常茶飯の事であつて、英獨共同の津浦鐵道借款が成立した翌年卽ち一九〇九年には德華銀行は單獨で淸朝政府の湖廣鐵道借款に應ぜんとした。しかるに英國はこの獨逸の獨占に對抗すべく、佛國と相携へて右借款の共同分擔方を申し出、これに米國が加はつて一九一〇年四國銀行團による湖廣鐵道借款が成立したのである。

さて斯の如くして四國共同の借款が成立したといふことは、客觀的に之を見れば久しきに亘り激しい角逐を續けゐた各國の對支投資借款活動が、その勢力均衡の上から對立抗爭の愚を捨てて漸く共同動作に出でやうとして來た傾向の現れとも見るを得べく、支那の半植民地的性格は、かかる列國の對支進出の勢力均衡の上に次第と形成されて來たのである。これが動機となつて、同年所謂英獨佛米の四國借款團の成立を見、將來支那に於ける鐵道投資は右借款團に於て相互に協調して行ふといふ協定が成立した。舊四國借款團といはれるものが卽ちこれであつて、一九二〇年英米日佛の四國銀行團によつて組織された新四國借款團と新舊相對するものである。

然るに上記湖廣鐵道借款は四川民衆の痛く激昂する所となり、これが導火線となつて一九一一年所謂辛亥革命が勃發した。革命起るや各國とも革命の前途に確乎たる見透し付かず、暫く手を拱いて傍觀的態度に出でゐたが、休戰成つて新共和政府成立するや大總統袁世凱は革命の善後處置費として四國借款團に對し改革借款を申込み、四國借款團は之に應じ前後五回に亘り合計一二、一〇〇、〇〇〇兩の前貸金を新政府に交付した。この內獨逸の持分は三百餘萬兩である。然るに袁世凱は四國借款團に對し、政府所要資金の融通方を申込んで置きながら、他方白耳義借款、クリスプ借款、墺太利借款等四國借款團以外に多くの借款契約を取極めたため、借款團と共和政府との間に紛爭を生じ、他方借款團內部にも種々意見の不一致を來し、加ふるに倒袁を目的とする第二革命の氣構へ等のためにいろいろ錯雜せる問題が累積したのであるが、一九一三年四月に至り、尨大なる改革借款は借款團と袁世凱政府との間に締結され、右外債は直ちに第二革命鎭壓の資に供せられた。因みに右借款に於ける獨逸の持分は金額の二四%を占めてゐた。

固より獨逸は斯る共同動作による借款活動の傍、自國の力による一般的な對支經濟勢力發展に餘念なく、一九一二年秋には津浦鐵道の全線開通を見、一九一三年十二月には支那外交部と獨逸公使ハックスタウゼントの間に山東に鐵道（高密—韓莊間、濟南—順德間）の借款豫約が結ばれた。斯くて歐洲大戰直前の獨逸對支經濟勢力を概觀すれば、膠州灣一帶の

租借利權を筆頭に、鐵道は既成線合計七三〇哩、未設借款關係一七八六哩、鑛業に於ては炭礦八ヶ所、鐵鑛二ヶ所、その他個人商社經營投資に基く鐵山三十二ヶ所である。貿易に於ては輸出入合計四千萬海關兩、即ち支那全貿易額中の四・七%、借款總額凡そ四億圓程度であつて、當時の支那外債中英國に次ぐ第二位、工業に於ては青島を中心とせる絹絲紡績、麥酒　製蛋、石鹼等の他武漢に胡麻油、桐油の工場、航運に於ては漢米線及北獨ロイドの二線の他長江筋航運、通信には上海―ヤップ島又青島―上海間の海底電線の外に青島無電局、各地の無電局及獨逸郵便局等あつて、短年月における驚々乎たる獨逸勢力の支那侵入の狀態は驚嘆すべきものがある。これ等投資額の具體的數字の檢出は困難であるが、しばらくリーマー教授の推定額を援用すれば

一九一四年大戰直前の支那に於ける獨逸投資額は

事業投資額	一三六、〇〇〇、〇〇〇米弗
政府債務	一二七、五九六、〇〇〇米弗
合計	二六三、五九六、〇〇〇米弗

第四節　歐洲大戰勃發より滿洲事變迄

歐洲大戰は獨逸のあらゆる對支工作を挫折せしめた。特に一九一七年獨支の國交斷絶し宣戰布告されてからは、支那は獨逸租界を回收し井陘炭鑛その他の各種利權を沒收し、德華銀行を接收し（後に復興）、山東省內の獨逸利權は日本が軍事占領したため日本に繼承され、各國は獨逸所有の鐵道借款の權利を繼承する等の行動に出たので、獨逸の對支工作は全面的敗退を餘儀なくされたのである。

然るに獨支間の戰爭狀態は一九一九年の大總統令によつて終結され、一九二四年には獨支間の債務決濟協定が成立したので、大戰を一段階として獨逸の對支工作は全く新しく再出發したわけである。一九二三年の獨支貿易が略々戰前の水準に達したといふことはその對支經濟發展の再出發の徵候を如實に物語るものといへるであらう。而してこれ以後獨逸の對支貿易が飛躍的發展を遂げたのは、一面に於てその通商條約が獨支全く平等の立場に據るとしたのが支那に好感を以て迎へられたといふ事情もあるであらうが、他面この頃より支那が漸く久しき混沌から脫却して內部的統一の機運成熟し、一九二七年蔣介石を中心とする國民黨の支那統一成立し、近代的產業も次第に支那各地に勃興せんとする機運が動いて來たため、支那自身としても機械類、鐵製品の如きを獨逸より輸入する必要に迫られてゐたことがその重大原因であつたであらう。獨逸に於ても斯る支那の工業化の機運に乘じて多量の機械類と共に技師、軍人を多數に送り支那の近代化を援助したのである。

これを借款方面から見るも大戰前獨逸は四國借款團の一員として多くの政治借款、鐵道借款を引受け、また數多の單獨借款に應じたこともあつたのであるが、大戰後は四國借款團より脫落し、團匪賠償金の取分は全部之を失ひ、獨逸自體も戰後の混亂のため到底支那の借款に應じ得る餘裕を持たなかつたため、世界大戰後暫く獨逸の對支借款活動は全く停止の狀態にあつた。然るに支那の統一運動の進行するにつれ、また獨逸本國が大戰の傷手より恢復するにつれ、後節述べるやうな各種借款が締結された。しかもそれ等借款が戰前の政治借款、鐵道借款の形態を採らず專ら材料借款の形式を採つてゐる點新興支那に適應した獨逸の借款活動の新しい性格といふべきであらう。

航運方面に於ては一九二一年漢米線、北獨ロイドの兩社が支店を上海に再開し、支那航路の再建に努めて以來、一九二三年、一九二五年とその就航船舶著しく增加し、一九二七年には稍々頽勢を示したが、一九三〇年には戰後の最高水準に到達した。之を貿易關係より見るに、一九二九年は獨支貿易の著しく發展を遂げた年であつて、之は主として獨逸國內の油脂工業の發達が大豆、落花生の如き原料品を支那に求める必要があつたに基くのであるが、このために在支獨逸商社は活潑な活動振りを示し、上海を中心とする支那各地の獨逸商社は、その數に於ては略々大戰前一九一三年と同數であつたが、その內容たる工業財產、土地財產に於ては一層堅實な地步を著々築いて行つた。因にリーマー教授の推定によれば、一九三一年に於ける獨逸對支事業投資額は七千五百萬弗であつたといはれてゐる。

第五節　滿洲事變以後

滿洲事變の勃發した一九三一年は又支那に於ける全國經濟委員會の設立を見た年である。固より全國經濟委員會が具體的活動を見たのはその後米國との棉麥借款に成功した後であるけれ共、兎も角該委員會は支那の近代國家的統一運動に經濟の側面から拍車をかけ、之によつて急速な支那の工業化を實現しようとする進步的意圖から企てられたものである。

さて斯かる新支那改革の方向は、獨逸の目賢くも看取した點であつて、一九三〇年國民政府の招聘に應じて支那に來訪した獨逸實業團は、歸國後その報告の中に支那の政治的安定が實現するものとの見透しの下に支那市場の獲得、商域の擴張を力說し、この支那の工業化の線に沿つて滿洲事變の前年たる一九三〇年には獨支放送局の計畫があり、同年ルフト・ハンザ會社は支那交通部と歐亞航空に關する假契約を調印し、この契約に基いて翌一九三一年には獨支合辦の歐亞航空公司が設立し、空よりの對支經濟制覇がおもむろに企圖された。これを借款活動の傾向から見ると、大戰以前のやうな大規模な政治借款、鐵道借款は獨逸本國の經濟事情からしても、又支那の新興過程からしても不可能となつたけれども、オットー・ウォルフ商會その他による浙贛鐵道、湘黔鐵道、京漢線黃河鐵橋等に關する多數の材料借款が締結され、ヒットラーを總統とする全體主義國家獨逸の極東への進出態勢を示した。しかもそれが材料借款である點は支那の新事態に處する新型の借款形式と見るを得るであらう。

いふまでもなく最近獨逸の貿易政策は爲替管理、清算協定、バーター・システム等の方法に依つて各國との片貿易を調整せんとする態度に出てゐることは周知の事であるが、輸入超過の支那に對しては一九三四年から一億萬兩を限度としてのバーター・システムを結び、一方に於て胡麻、落花生、桐油、棉花、タングステン鑛等の必要工業原料を輸入すると共に、支那に對しては軍需資材、鐵道材料、機械類、鐵製品等を賣込み、かくて世界經濟恐慌以來市場が世界的に狹隘化となつたのに對抗して對支貿易の躍進を圖りつつある。斯る政策は忽ち效を奏し、一九三五年獨支貿易は一億三千萬元であつたものが一九三六年には一億九千萬元に上昇し、更に一九三七年には二億二千萬元と急騰したのが支那事變直前の獨支貿易狀況であつた。

第六節　最近の概要

一九三七年七月勃發の支那事變は躍進する獨支經濟關係に又もや一頓挫を招來した。同年の獨支貿易額が兩國貿易開始以來の記錄たる二億二千萬元を示してゐるのは一に事變勃發直前の上半期中に於ける活況に負ふもので、七月以降は漸落

の歩調を辿つてゐる。その後事變の進展に伴ふ戰亂地域の擴大、日本海軍による海港の封鎖及日獨防共協定の關係による獨逸の對支武器輸出の禁止等に歸因して獨支貿易は不調を示し、一九三八年には一億六千萬元となつてゐる。一九三九年九月には獨逸は遂に第二次歐洲大戰の渦中に卷き込まれて支那貿易に專心するを得なくなり、九月以降の對支貿易は極度に萎縮するに至つた。

ここに結論的に、最近の各種獨逸對支勢力を概觀すれば

1、借款に於て一九三九年一月の現在高は

財政部所管		六、五五九、三七六磅
鐵道部所管		六、九一一、八五七磅
		五六、七一〇、〇〇〇元
合計		一三、四七一、二三三磅
		五六、七一〇、〇〇〇元

の額を示しこの外若干の秘密借款協定がある模樣である。尙最近に於ける借款活動の特徴は政治借款或は鐵道建設借款よりも寧ろ材料借款（料款）の傾向を辿りつつあること前述の如し。

2、金融機關は一九一八年復活せる德華銀行を獨逸對支金融活動の中樞勢力とし、この他一般投資機關として天津の德興公司、上海のオット・ウォルフ支那支店、カルロウィッチ、ジームセン等が舊き歷史を有して支那に活躍してゐる。

3、航運方面では漢米線、北獨ロイド、利克茂輪船公司等があるが、一九三五年の協定により極東向客船は北獨ロイドの獨占する所となり、しかもこれは上海を極東航路の終點として持つに過ぎない。

4、空運は前述のルフトハンザ系の歐亞航空公司があるが、當初目的とした歐亞航空連絡は蘇聯邦の不許可、邊域地方の不穩等のためこれを斷念し、專ら國內航空路開拓に從事してゐる。

5、貿易は前述せる如き趨勢であるが、これを對支輸出入の商品別より見れば、對支輸出主要品は化學製品、染料、金屬、金屬製品、紙類、機械工具等であつて、最近に於ける雜品輸出の旺盛なのは軍事上注目に値する。輸入主要品は卵製品、植物性油、皮革類、棉花、タングステン鑛等、而して一九三五年迄の獨逸の對支貿易は米、日、英に次ぐ第四位であつたが、一九三六年には英國を拔いて第三位に躍進し、一九三七年も依然第三位を保ち第二位の日本に迫る勢を示したが、一九三八年には香港に拔かれて第四位となり、一九三九年には更に反落して第七位となつた。この他鑛業、文化投資に於て多少見るべきものがある。

第二章　鑛工業

第一節　鑛業

獨逸の鑛業投資は、十九世紀末の膠州灣租借を契機として飛躍的に發展した。卽ち山東半島及北支一帶にその勢力範圍を擴大し、爾後益々伸長しやうとする態勢に在つたのである。併し乍ら一度第一次歐洲大戰が勃發した爲めに、その勢ひも亦全面的に敗退せざるを得なかつた。卽ち、山東に於ける鑛業利益は全然喪失し、其他の鑛業投資も沒收を受けたり、或は買收されて、僅かに河北井陘鑛務局への投資を殘すのみとなつてしまつた。次いで今次事變の經過に伴ひ、投資も我國の買收する所となり、獨逸鑛業投資は殆どその跡を絶つやうになつた。次にそれ等の經過を略述しよう。

一八九七年、曹州に於ける獨逸人宣敎師殺害事件に乘じて、獨逸は青島を占據し、その翌年には膠州灣租借條約を締結した。この條約に據り、獨逸は山東省に鐵道を敷設し、線路附近三〇里以內の鑛山採掘權を獲得したのである。斯くて一八九八年には山東鐵道會社（Schantung Eisenbahn Gesellschaft）を資本金千四百萬馬克にて、山東鑛山會社（德華鑛務公司 Schantung Bergbau Gesellschaft）を資本金千二百萬馬克にて設立し、大いに山東鑛山の開發採掘に努めた。併し一九一一年に至り、從來得たる濟南、寧陽、嶧縣、沂州諸城一帶に於ける鑛山權を支那に還付して、淄州、坊子、嶲山及び金嶺鎭のみを山東鑛山會社に保持する契約を締約した。次いで一九一三年山東鑛山會社は山東鐵道會社と合併、鑛山鐵道の資本金を六千萬馬克とし、後に七千萬馬克に增資、鑛山の經營は山東鐵道會社に屬することとなつた。斯かるうちに世界大

戰が勃發したために、一九一四年日本軍は青島を占據し、次いで獨逸人の山東に於ける權利を繼承して、凡そ七年間經營に努めて來たが、一九二二年ワシントン會議の結果山東鑛業利益は日支合辦の一會社に引渡すことに協定が成立し、その結果として一九二三年には魯大公司が組織され、同公司は坊子、淄川及び金嶺鎭に於ける財產を取得してそれを經營するやうになつた。

一九〇五年獨逸海軍省の調査によれば、山東鑛山會社を除く獨逸の鑛業投資額は六百萬馬克に達するが、是は主として井陘鑛務局に對する投資である。因みに井陘炭鑛は一八九八年に張鳳起が採炭を開始したのであるが、一九〇三年獨逸人ハンネッケン（von Hannecken）が更に五萬兩を出資して合同經營とし、後二十五萬兩を以て井陘礦務公司（China Hsing Minen G.M.B.H.）を設立した。一九〇八年に至り河北省政府との間に獨支官商合辦契約が成立して、井陘鑛務總局（Ho-Pei Ching Hsin Mining Administration）の名稱を得た。併し一九一八年には歐洲大戰に際して支那が對獨宣戰を布いた結果、同國農商部は獨逸の投資を沒收し、次いで一九二二年に至り獨逸側と契約を改訂して　鑛區所有權は河北省政府に屬することを明かにし、井陘公司所有の資本及び財產の半額を省政府に讓渡し、利益金は四分の一を井陘公司が取得することとなつた。從つて井陘礦務公司は河北井陘鑛務局に對して、總資本金五百萬元の中、百二十五萬元の持分を有する單なる投資機關となつたのである。所が更に今次事變の進捗に伴ひ、興中公司は井陘礦務公司の持分の讓渡を受け、其後井陘炭礦の監理經營は興中公司に歸屬したために、結局、獨逸資本は全く關係しないことになつた。

中興煤礦公司（Chung Hsing Coal Mining Co., Ltd.）は一八八〇年に二萬元で設立され、一八九九年獨支合辦事業として四〇萬元に增資『嶧縣華德中興煤礦公司』と改稱したが、一九〇八年に至り獨逸側出資は買收されて、坑夫職員に株式

を所有せしめ、且つ百萬元に增資して、勞資共同企業となつた。併し一九二八年には國民軍戰地政務委員會が沒收し、次いで『整理中興煤礦委員會』に引繼ぎ經營するに至つた。

察哈爾宣化縣の寶興煤礦公司（Pao Hsing Coal Mining Co.）は一九一六年に獨支合辦（獨人投資額七萬元）で開礦されたが、一九一七年獨支斷交と共に中國人の經營となり、爾來獨人の關係は皆無となつた。

第二節　工　業

一八八六年に數名の獨逸商人が上海に正裕麵粉廠を設立したのが獨逸工業支那進出の最初であるが、續いて外國人企業經營の勃興期に乘じて、一八九六年上海に瑞記紗廠が設立され、また一九〇〇年には價額百萬弗に達する綿及び絹工場も現れた。獨逸海軍省の調査によれば、一九〇五年上海に於ける工業設備への投資額は二千萬馬克に達し、又その後も順調な發展を見たのである。併し、世界大戰の勃發に伴ひ、聯合國の政治的支配下の租界及び租借地内に在る獨逸人財産は是等諸國により引繼がれ、膠州灣地域内の獨逸人私有財産は日本當局へ、天津及び漢口に在る獨逸租界は支那政府に引繼がれ、聯合國の租界外の獨逸人財産は沒收され、殆どその投資利益を失ふに至つた。けれども大戰終結以後、特に一九二一年以後は獨逸の貿易及び事業投資は再び急速に增加し始めて、一般的に立遲れたとは云ひ乍ら、現在では漸く戰前の水準を保持し得る程度になつた。隨つて獨逸の工業投資には格別尨大なものは殆ど無く、電機、機械器具、藥品等に群小企業を擁する現狀である。左に各種類別に獨逸工業商社を表示して置かう。

商社名	所在地	營業種目
一、電機類		
西門子電機廠 Siemens China Co.	上海	電機
萬益吉中華電機廠 A.E.G. China Electric Co.	上海	電器、電氣工事
德豐 K. Enssle Auto-Electric Service	上海	電動機
時寶洋行 Wm. Hilsburg.		電器裝置
漢文洋行 German Machine Co.		機械及電器
二、一般機械		
德國沃樂孚鋼鐵廠 Otto Wolff, Koln (China Branch).	上海	鋼鐵
禪信洋行 Siemsen & Co.	（本店）ハンブルグ （支店）天津、廣東、北京、濟南、上海、漢口、香港、太原、青島	機械及貿易
大鼎洋行 Herman Glagwski.	上海	鋼鐵製品

謙信機喜有限公司 Chien Hsin Engineering Co., G.m.b.H. Ltd.	上海	機械
德亞公司 "Miag" Muehlenbau u. Industrie A.G.		精米機、製粉機
洪恩洋行 Hohn China Co.	上海	鐵路機械
美克機器工程公司 Machinery & Engineering Corp. (China).		機械
高得洋行 K. Gurski & Co.		紡織機
喜望孟阿恩機器橋梁公司 Gutehoffnungshuette, M.A.N. Works (China Bra ch.)		橋梁機器
福羅洋行 Ferrostaal A.G. Es en (Shanghai Branch.)		鐵路、鋼鐵材料
遠東鋼絲布廠 Far East Card Mfg. Co.		鋼絲布製造
孔士洋行 Kunst & Albers.	(本店)ハンブルグ (支店)上海、南京、漢口	進口、口程及包辦

三、器具

加林保五金機器廠 Klingelnberg & Wi da.	上海	五金機器
永業造鐘廠 Yung Yeh Clock Factory.	營業所 上海、工場 芝罘	獨支合辦 時計製造
亨記洋行 W. Carl H npel.		五金及機器
哈門化驗師 B. Hamann & Co.		研究用器具
泰東洋行 Telge & Schroeter.		器械
高飛許 Kurt H. Fischer.		五金鋼鐵
蓓開公司 Pei Kai Record Co.	上海 一九二九	蓄音器、レコード、時計製造
高亭公司 Kao Tin Record Co.	上海 一九二四	蓄音器、レコード

四、自動車

德國汽車公司 German Auto-Service.	上海	自動車修理

亞德洋行 Hartzenbusch Motors.		自動車及修理
大利汽車行 Auto Castle (Heimendinger Bros.)	上海	自動車販賣及修理

五、化學藥品(寫眞を含む)

矮克發洋行 Agfa China Co., Otto & Co.		寫眞及寫眞器
生道大藥局 V. Sandau's Pharmacy.	上海	藥品
愛禮司洋行 Deutche Stickstoff H. G. Kranch & Co. (I. G. Farbenindustrie A.G.)	上海(支店 福州、青島、天津)	
德國化學機器工程公司 Chemical Industries Engineering Co.		化學機械製造
蘇魯敦藥行 H. Schloten.	上海	化學工業原料
億利登藥品廠 I.G. Farbenindustrie A.G. Verkaufsgemeinschaft Chemikalien Frankfurt A.M.		藥品
廣豐化學廠 Shanghai Chemical Co.		化學品

六、食料品

嘉利洋行蛋廠 Schnabel, Gaumer & Co., Egg Fty.	本店 工場 漢口、支店 上海	卵製品及腸詰
大王莊搾油廠 Tah Wang Chuan Oill Mill	天津	落花生油、蓖麻子油
攝生氏汽水有限公司 Sanitas Mineral Water Co., Ltd.	本店 工場 上海	清涼飲料
嶗山汽水工廠		美最時洋行(本店プレーメン、保險貿易業) Melohers & Co.の經營にかかる

七、建築土木

梅覺洋行 Michael Eng. Co.		工事
通利洋行 H. Fittkau.		建築
奧律志 H. H. Eulitz.		建築

八、印刷

壁恒公司 Max Noessler & Co. G. m. b. H.		書籍印刷出版
中國照相版印刷公司 China Photogravüre Co.	上海	寫眞版印刷

第三章　貿　易

第一節　獨逸對支貿易の沿革

第一、歐洲大戰以前の獨支貿易

一七五二年プロシヤのフリードリッヒ大帝は亞洲貿易公司を設置し、船を廣東に派して支那貿易に從事せしめた。これが獨支兩國通商の始めである。然し十九世紀初期に至るまでの獨逸は未だ近代國家として完成せず、從つて對外貿易の如きも未だ發達してゐなかつた。プロシヤ、ハンザ同盟市等は英佛に倣ひ、清國と一八六一年に天津條約を締結して、最惠國待遇を獲得したが、英米佛各國の對支貿易と比較する時は到底問題にならなかつた。

然し一八六九―七〇年のリヒトホーフェンの調査により膠州灣に着目しつゝあつた獨逸は、一八九七年山東省曹州で自國宣教師が支那土民に殺害されるや直ちに軍艦を派して膠州灣を占領し、翌一八九八年には遂に膠州灣の九十九ケ年租借契約を結び、之に附帶し山東省に於ける鐵道敷設、鑛山開發等の利權をも獲取した。かくして獨逸は青島港を中心に山東省を勢力範圍として對支經濟活動を進めたのである。

當時の青島は一漁村に過ぎなかつたが、獨逸の手によつて一九〇四年に築港工事が出來上り、且つ同年青島濟南間に山東鐵道が開通するに至つて以來輸出入共に急激に增加した。

青島に支那進出の根據地を得た獨逸の對支輸出は一九〇五年の一千四百萬海關兩が、一九一〇年には二千百萬海關兩に增加し、一九一三年には更に二千八百萬海關兩に增加した。又對支輸入は一九〇五年の五百三十萬海關兩より、一九一〇年の一千三百萬海關兩に增加し、一九一三年には更に一千七百萬海關兩となつて一九〇五年の三倍以上に增加した。斯くて一九一三年は一九〇五年に比し貿易總額に於て二千萬海關兩より四千五百萬海關兩に增加し、支那の對外貿易總額中占める割合は三・一%より四・五%に向上した。この貿易增加の主なる原因は支那の各地に鐵道が敷設されたことである。即ち膠濟鐵道建設のため獨逸より多數の資材が輸入され、又津浦、湖廣兩鐵道借款の一部が獨逸よりの鐵道材料輸入によつて代替されたのである。更に鐵道敷設の結果支那內地の外國品に對する需要を喚起し、獨逸人の對支投資が商品輸出の形式に於て行はれたのである。當時の對支主要輸出品は染料、塗料、機械等で就中染料、塗料の一九一三年に於ける對支輸出額は四千五百九十萬馬克に達し、同年に於ける獨逸の染料、塗料輸出總額の一九・九%を占めてゐる。又對支輸入品の主要なものは胡麻、牛皮、卵製品等であつた。

第二、歐洲大戰と獨支貿易

一九一四年に大戰が勃發するや同年十一月青島は日本軍によつて占領せられ、獨逸は支那に於ける貿易上の根據地を喪失した。開戰後の獨支貿易は全く停頓狀態に陷り、一九一四年にはその前年よりも五七%を減じ、一九一五年には僅かに十六萬海關兩に激減し、一九一六年は二萬四千海關兩となつた。一九一七年八月に至り支那は遂に聯合國側に參加して獨墺に宣戰を布告したが、同年の貿易額は僅に五十海關兩で事實上中絕同樣になつた

一九一八年五月支那は更に對敵通商禁止條令を公布するに至り獨支貿易は全然皆無となつた。

翌一九一九年九月に至つて支那は對獨平和克復を宣言し、貿易も漸く復活の兆を示し、同年の貿易額は十六萬海關兩となつた。

第三、大戰以後バーターシステム締結に至る迄の獨支貿易

ヴェルサイユ條約によつて山東省に於ける獨逸の權益は日本が接收したが、一九二二年のワシントン會議の結果、日本はこれを支那に還付した。獨支兩國は一九二一年、一九二八年に新條約を結び、平等なる立場に於て通商を開始したが、是が支那に好感を以て迎へられると同時に、馬克の暴落及債務償還の爲め獨逸が輸出强化を圖つたことと相俟つて獨支貿易は目覺しく回復し、一九二三年に輸出入總額は早くも四千四百三十萬海關兩に上り、一九一三年の水準に達した。爾來獨逸の對支貿易は躍進の一途を辿り、一九二八年には七千八百五十萬海關兩となり、戰前を遙かに凌駕する成績を示した。

支那に於ける產業の發揮は益々獨逸の機械、鐵製品の輸入を必要とし、獨逸亦これを援助して自國の在支經濟勢力を擴張しやうとし（例へば一九二八年國民政府はマックス・バウェル大佐以下多數の獨逸人を軍事及工業の指導者として招聘した）、他方、獨逸に於ける油脂工業の原料としての大豆、落花生等の輸入が增加した爲め、一九二九年より獨支貿易は著しく發展し、一九三一年の貿易額は一億六百六十萬海關兩に達した。一九三二年は稍減じて一億百七十萬海關兩となつた。

一九三三年以後は滿洲國獨立のため對支貿易と對滿貿易が分離され、そのため對支貿易額は可なり減退して一九三三年には八千二百六十萬海關兩に減少し、一九三四年には更に七千二百三十萬海關兩に減退した。

右の期間の貿易を輸出、輸入に分けて觀察するに、獨逸の對支輸出は輸入よりもその回復が早く、一九二三年には輸出額が三千二百四十萬海關兩となつて、一九一三年の輸出額をも凌駕した。而して一九二五年及び二七年以外は其後每年增加し、一九三一年には八千三百萬海關兩に達し戰前の二倍半に當つてゐる。以後は前述の滿洲貿易の分離や世界恐慌の影響等もあつて、一九三二年七千百九十萬海關兩、一九三三年六千九百三十萬海關兩、一九三四年五千九百九十萬海關兩と漸減した。

支那の對外輸入總額中獨逸の占める割合は一九二二年二・五%、一九二五年三・三%、一九二九年五・二%、一九三二年六・七%（米國、日本、英國に次いで第四位）、一九三三年七・九%（第四位）、一九三四年八・九%（第四位）と逐年增加の過程を辿つた。

獨逸の對支輸入は一九二六年には千七百七十萬海關兩に達して一九一三年の輸入額を超えるに至り、以來漸增しつつあつたが、一九三二年は大豆、豆油の輸入の特に多かつた爲め、二千九百八十萬海關兩の巨額に達した。然るに翌一九三三年には滿洲貿易の分離による豆類の輸入激減のためその輸入額は俄然千三百三十萬海關兩に減じ、一九三四年には更に減じて千二百二十萬海關兩となり、一九二四年以來の最低記錄に降るに至つたのである。

支那の對外輸出總額中獨逸の占める割合は一九二五年には二・一%で其後數ケ年は大して變化もなかつたが、一九三一年に至り一躍六・〇%（日本、香港、米國、英國に次いで第五位）となつた。然し一九三三年には再び三・四%（第七位）に下り、一九三四年には三・五%（第七位）となつた。

第一表　對支輸出入額

（單位滿圓）

年度	對支輸出	對支輸入
一九〇五年	四八四、六〇五	五、七六〇
一九〇六年	一七、四四〇、六六〇	一、〇〇〇、〇〇〇
一九〇七年	二七、一四〇、三〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
一九〇八年	二〇、九〇二、四〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
一九〇九年	二八、八六〇、三〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
一九一〇年	三一、一一〇、一〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
一九一一年	三〇、三〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
一九一二年	三一、一一〇、一〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
一九一三年	三四、四三〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
一九一四年	三五、六〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
一九一五年	三二、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
一九一六年	四五、六〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
一九一七年	五六、四〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
一九一八年	五六、九〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
一九一九年	六〇、八五〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
一九二〇年	七三、四〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
一九二一年	四五、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
一九二二年	三四、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
一九二三年	三八、五〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
一九二四年	四八、六〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
一九二五年	五一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
一九二六年	五一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
一九二七年	五一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
一九二八年	五一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
一九二九年	五一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
一九三〇年	五一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
一九三一年	五一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
一九三二年	五一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
一九三三年	五一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
一九三四年	五一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
合計	一、〇三二、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇

第二表　支那の對外貿易總額中獨支貿易の占める割合

年	對支輸出	對支輸入
一九〇五年	一・四％	〇・〇％
一九〇六年	一・四％	〇・〇％
一九〇七年	一・九％	〇・〇％
一九〇八年	一・四％	〇・〇％
一九〇九年	一・四％	〇・〇％
一九一〇年	一・四％	〇・〇％
一九一一年	一・四％	〇・〇％
一九一二年	一・四％	〇・〇％
一九一三年	一・四％	〇・〇％
一九一四年	一・四％	〇・〇％
一九一五年	一・四％	〇・〇％
一九一六年	一・四％	〇・〇％
一九一七年	一・四％	〇・〇％
一九一八年	一・四％	〇・〇％
一九一九年	一・四％	〇・〇％
一九二〇年	一・四％	〇・〇％
一九二一年	一・四％	〇・〇％
一九二二年	一・四％	〇・〇％
一九二三年	一・四％	〇・〇％
一九二四年	一・四％	〇・〇％
一九二五年	一・四％	〇・〇％
一九二六年	一・四％	〇・〇％
一九二七年	一・四％	〇・〇％
一九二八年	一・四％	〇・〇％
一九二九年	一・四％	〇・〇％
一九三〇年	一・四％	〇・〇％
一九三一年	一・四％	〇・〇％
一九三二年	一・四％	〇・〇％
一九三三年	一・四％	〇・〇％
一九三四年	一・四％	〇・〇％

獨逸對支無關係の全貌

一九〇五年より一九三四年に至る獨支貿易

（單位滿圓）

より見れば、一九二年乃至一九一九年の間は僅にその二%乃至三%の間にあつて、一九二一年の四・五%よりも低位にあつた。一九三〇年に漸く三%を超え、一九三一年には四・五%、一九三二、三三年には何れも六・五%、一九三四年には七・一%と漸次上昇した。（第二表參照）

次に獨支貿易の支那貿易總額中に占める比率を見るに、獨支貿易は大戰後駐屯軍撤退と共に增加したが、支那の對外貿易全體

年度	支那の輸入額中獨逸の占める割合(%)	支那の輸出額中獨逸の占める割合(%)	支那の輸出入合計額中獨逸の占める割合(%)
一九〇五年	三・三二	二・三五	二・八
一九一三年	四・九六	四・二二	四・六
一九二〇年	〇・七一	〇・三二	〇・五
一九二一年	一・四七	一・一二	一・三
一九二二年	二・五四	一・四九	二・二
一九二三年	三・四二	一・五八	二・六
一九二四年	三・七二	二・〇七	三・〇
一九二五年	三・三七	二・一二	二・八
一九二六年	四・〇六	二・〇五	三・一
一九二七年	三・八〇	二・一二	三・一
一九二八年	四・六〇	二・三〇	三・六
一九二九年	五・二三	二・二一	三・九
一九三〇年	五・二〇	二・六一	四・二
一九三一年	五・七七	二・五四	四・五
一九三二年	六・七五	六・〇五	六・五
一九三三年	七・九五	三・四〇	六・五
一九三四年	八・九九	三・五八	七・一

第三表　支那の對外貿易額中に占める獨逸と主要國の割合比較（%）

國名	一九二八年	一九二九年	一九三〇年	一九三一年	一九三二年	一九三三年	一九三四年
米國	一五・二	一六・一六	一六・五二	一八・八五	二一・一六	二〇・八三	二二・二五
日本（臺灣を含む）	二五・〇五	二五・四〇	二四・六六	二三・九三	一七・〇七	一二・八七	一三・三三
英國	七・九九	八・四八	七・七五	七・八八	一〇・〇七	一〇・二九	一一・〇八
香港	一八・六六	一七・〇一	一七・〇七	一五・八一	八・七五	八・九五	八・三〇
獨逸	三・九五	三・九三	四・一九	四・五五	六・五四	六・五三	七・一五
印度	三・〇五	三・一七	六・七六	四・四一	五・四四	五・一三	三・二

更に觀點を變へて、獨逸の對外貿易額中に占める對支貿易の割合を見るに、それは僅に一%乃至二%を占めるに過ぎない。獨逸の對外輸入額中支那の占める割合は一九二七年迄は一%であつたが、一九二八年より二%を超え、一九三一年には三%、一九三二年には二・八%となつた。他方獨逸の對外輸出額中支那の占める割合も亦僅に一%乃至二%の間である（第四表參照）。是は支那が大豆以外には獨逸の必要とする原料品の大量供給の能力がないこと及び支那の産業發達の程度が未だ獨逸の生産品を多量に必要とするに至つてゐないことに歸因するものである。

第四表　獨逸の對外貿易總額中に占める獨支貿易の割合

年度	獨逸の輸入額中支那の占める割合(%)	獨逸の輸出額中支那の占める割合(%)	獨逸の輸出入合計額中支那の占める割合(%)
一九一三年	一・二	一・二	一・二
一九二三年	一・五	一・六	一・六

一九二五年	一・八	一・三	一・六
一九二七年	一・八	一・一	一・五
一九二八年	二・九	一・三	一・九
一九二九年	二・七	一・三	二・一
一九三〇年	二・八	一・二	一・九
一九三一年	三・二	一・五	二・一
一九三二年	二・八	一・一	一・九

第四、獨支貿易品の消長

獨逸の對支輸出品の主なるものは染料、顏料、金屬類、機械類、紙類、化學製品等である。染料、顏料は久しく對支輸出品中首位を占め、殊に染料中のアニリン染料と人造藍とは大戰前までは獨逸品が支那の市場を獨占する有樣であつた。一九三二年に至り染料、顏料の對支輸出は著しく減退して七百三十萬金單位となり殆ど前年の半分に低下し、遂に對支輸出品中の第一位を金屬に奪はれるに至つた。然し一九三四年には八百七十萬金單位となり再び第一位を恢復した。一九二四年以降一九三四年迄の獨逸染料の對支輸出額は次表の如くである。

第五表　自一九二四年至一九三四年獨逸染料の對支輸出（單位千海關兩）

年度	アンチモニー 輸出額	アンチモニー %	人造藍液 輸出額	人造藍液 %	人造藍粉末 輸出額	人造藍粉末 %	硫化元 輸出額	硫化元 %
一九二四年	二、八七七	二六・〇	三、七八一	一七・四	—	—	—	—
一九二五年	一、一一三	二八・八	三、七八四	二六・八	二六八	二八・二	二三	三・七二
一九二六年	一、〇一〇	二五・三	三、七七六	三六・六	九五四	四〇・六	五八	八・一一
一九二七年	二、五九三	四六・八	六、一六八	七〇・八	一、〇三七	五五・一	一二〇	九・三六
一九二八年	三、五五五	四四・六	四、七九七	四四・六	一、四三七	五九・四	九二七	三七・六〇
一九二九年	三、一五八	四一・一	六、一四一	四四・九	二、八六七	八〇・〇	一、五〇九	五一・七〇
一九三〇年	二、八九六	四五・三	四、三八五	四六・三	一、五六六	六七・〇	九九二	四二・二〇
一九三一年	五、三二二	五二・二	六、五六八	四六・七	二、八四九	八二・〇	二、一七九	五一・五〇
一九三二年	四、〇五二	六二・四	一、七八〇	三九・〇	六〇四	六五・一	二、二七九	四六・〇〇
一九三三年	三、五〇七	六〇・〇	二、九九〇	四二・一	一、〇九一	七六・四	一、二二八	三九・一〇
一九三四年	四、六六〇	六八・〇	三、三八一	四八・〇	一、二五四	八〇・三	一、六二七	九・九〇

（%は支那輸入總額中に占める割合）

金屬類は染料、顏料に次ぐ重要輸出品で、上述の如く一九三三年には染料、顏料を凌駕して第一位を獲得した。金屬類の中主要なものは眞鍮、鋼鐵條、鐵板、丸鋼等である。金屬類に更に金屬製品を加へる時は同年輸出額は九百萬金單位乃至一千六百萬金單位となる。

獨逸は又英、米、日、白等と共に支那に對する機械の主要輸出國である。英米製の機械が概して品質優良價格不廉なる

に反し、獨逸製機械は品質優良にして且つ價格も比較的低廉なため、獨逸品は漸次支那市場に於ける英米品の地盤を侵蝕する勢を示し、就中化學工業用機械及電氣機械の如きは獨逸品が優勢であつた　機械類の對支輸出額は一九三一年には五百四十萬金單位(獨逸の對支輸出品中第三位)、一九三四年には四百三十萬金單位　同上第三位)である。

紙類も亦獨逸の對支重要輸出品である。對支輸出紙類の中雜紙が最も多く一九三一年には百七十萬金單位を、一九三二年には二百三十萬金單位を示したが、一九三三年には俄然十五萬金單位と激落した。雜紙に次いで油光紙、印刷用紙、包紙等が夫々相當の輸出高を示してゐる。紙類の對支輸出額は一九二八年には二百二十七萬海關兩(約百七十萬金單位)であつたが、漸次增加して一九三二年には五百二十萬金單位となり、獨逸の輸出品中第四位を占め、翌一九三三年には三百四十萬金單位となつて同上第五位となつた

化學製品の輸出額も紙類と殆ど懸隔なく一九三一年には四百八十萬金單位で第四位を占めたが、以後漸減して一九三四年には二百二十萬金單位、第五位となつた。此の化學製品の中硫酸アムモニヤがその大部分を占め、獨逸は英國に次ぐ對支硫安輸出國であつた。

一九三一年以降四ケ年間の獨逸の對支主要輸出品を表示すれば次の如くである。

第六表　獨逸對支主要輸出品統計　(金單位)

	一九三一年	一九三二年	一九三三年	一九三四年
染料、顏料	一四、三八七、八四六	七、三六〇、三九六	七、〇四〇、〇〇八	八、七二三、七二一
金屬	三、五七四、〇七四	八、六七七、三五四	八、四〇三、二八三	六、八八八、二七三

機械　五、四三八、六七八　三、六七〇、二九七　四、三五〇、〇五七　五、四五〇、〇五七

金屬製品　五、六六二、六六九　四、九六八、八七〇　四、七八五、一五〇　四、六六八、六八七

化學製品　四、八三六、二八三　四、七八五、一五〇　五、一六六、七三六　二、八七〇、六七九

紙類　四、三四八、五三七　五、一六六、七三六　八四〇、一一三　三、四五三、四五九

科學器具　一、〇二一、九七　八四〇、一一三　一、六八九、四八五　一、八六九、四八五

車輛船舶　一、六五四、九二六　一、五八四、一七一　一、五八七、七四五　一、四九三、四二九

硫安　三、六九八、一三六　三、五八三、〇七三　二、六六六、五三九　一、〇七七、八一八

寫眞材料　九〇一、八五四　七九七、八六四　八五五、二一〇　一、〇三三、九九七

毛絲、毛織物　四、七一七、九〇七　二、三五五、一七七　一、五三一、二九六　七六九、二五六

電氣器具　二、三七七、二三五　一、三〇五、一九六　八一六、三八二　六七一、五五八

人絹　一、七二七、七一五　二、一六四、五九九　一、七八七、二三三　五四六、七二五

次に獨逸が支那より輸入する商品は大半原料品或は食料品である。大戰前には胡麻、牛皮、卵製品、茶、落花生、大豆が大宗輸入品で、一九一三年の輸入額は胡麻が四百二十萬海關兩、牛皮が二百三十萬海關兩、卵製品が百五十萬海關兩であつた。然るに大戰終結後是等の輸入商品には相當の消長があり、胡麻の輸入は著しく萎縮し落花生、豆類(落花生を含ます)が之に代り、從來の卵製品、牛皮の外に桐油、棉花、腸衣、豚毛等も相當の輸入量を示すに至つた。

支那の落花生は獨逸に於ては他の商品に先んじて利用せられ、獨逸が支那より輸入する商品中第一位を占めることが多い。落花生の用途は頗る廣く直接食用に供する外 オリーブ油、豚油或は牛油の代用となる。獨逸はその油脂工業の發達に伴ひ益々多量の支那落花生を需要するに至り、一九二四年の輸入量は落花生八萬八千擔、落花生仁二十七萬擔に過ぎなか

つたが、一九三一年には落花生は二十一萬擔、落花生仁は五十二萬擔の輸入を見たのである。然しながらこの落花生の輸入は一九三二年以後は左表の如く減少した。

第七表　自一九二四年至一九三四年獨逸の對支落花生及落花生仁(脫殼)輸入

年度	落花生			落花生仁(脫殼)		
	擔	千海關兩	支那の輸出總額中に占める%	擔	千海關兩	支那の輸出總額中に占める%
一九二四年	八八、二九九	四一三	九・三	二七九、四三五	一、七九三	一〇・五
一九二五年	七六、三〇五	三五七	八・二	一〇二、八〇四	一、二六〇	九・七
一九二六年	一〇三、四一三	五四一	一〇・六	四九九、〇七七	三、三三〇	二四・七
一九二七年	八四、〇五七	四九二	九・五	一七〇、六八九	一、四〇三	一三・六
一九二八年	五三、九八九	三三三	五・九	三一、一四一	一六八	三・二
一九二九年	五八、六三三	三七〇	七・七	一〇一、一九四	八八一	一一・九
一九三〇年	一三一、三三一	六三七	一二・五	五六二、六六七	四、四五九	二四・六
一九三一年	二一八、七六九	一、一四六	一三・四	五三二、七五九	三、九〇四	二〇・〇
一九三二年	一一〇、七六八	五八〇	一四・一	四七一、二〇六	三、〇五〇	二〇・一
一九三三年	一〇三、九四七	四三七	九・二	三〇四、四五九	一、七一八	二一・一
一九三四年	五九、三九八	一七六		一八〇、四〇七	六三九	一〇・六

獨逸の大豆輸入は一九三〇年迄は大して重要ではなく、一九二九年の如きは僅かに六萬擔、二十四萬海關兩の輸入があつたのみである。然るに一九三〇年以後は獨逸油脂工業の勃興に伴ひ、前記落花生と共に大豆の需要は俄然激増し、一九三一年には一九二九年の十倍たる六十四萬擔、二百五十九萬海關兩の輸入があり、翌一九三二年には更に三百二十二萬擔、九百五十八萬海關兩といふ驚くべき數字を見せ、獨逸の對支輸入品中の第一位に上るに至つたのである。斯くの如く飛躍を示した獨逸の支那大豆輸入も、一九三三年以後は大豆の主要産地たる滿洲が支那より分離獨立した結果、殆ど皆無の狀態となり、獨逸は更めて新興滿洲國より大豆を輸入するやうになつた。一九二三年以降一九三四年迄の獨逸の支那大豆輸入數量及金額を表示すれば次の如くである。

第八表　自一九二四年至一九三四年獨逸の對支大豆輸入

年度	擔	千海關兩	支那の輸出總額中獨逸の占める%
一九二四年	三六〇、七〇〇	一、〇八二	一・六五
一九二五年	二五八、九八七	九五八	一・三三
一九二六年	一三五、一八四	四九二	〇・七〇
一九二七年	一二九、四七四	四七九	〇・五八
一九二八年	八一、九〇三	三三三	〇・三六
一九二九年	六二、〇〇三	二八一	〇・一五
一九三〇年	七四、〇〇〇	三三五	二・九三
一九三一年	六四二、八八〇	二、五八七	二・一四
一九三二年	三、三三、九八一	九、五七五	二・八〇
一九三三年			
一九三四年			

（千海關兩未滿）　一

（千海關兩未滿）　一三

豆油は直接食用、燈用及減磨用に供せられる外、加工して動物性脂肪油の代用となし、又石鹼、オリーブ油、蠟燭、人造石油等の原料ともなり、その用途は頗る廣般である。一九二五年頃には獨逸は年額凡そ四五十萬海關兩の豆油を支那より輸入してゐたが、一九二七年には十五萬海關兩となり、その後不振を續けてゐたが、一九三二年には一躍三百七十四萬海關兩と云ふ記錄的輸入を示し、支那の豆油輸出總額の七八%を占めるに至つた　一九三二年のこの盛況も一時的に過ぎずして、翌三三年以後は滿洲國獨立により大豆の輸入同樣慘落した。

第九表　獨逸の對支豆油輸入額

年度	千海關兩	%
一九一九年	一	—
一九二四年	四一〇	二・〇〇
一九二五年	四七二	二・三一
一九二六年	五二三	一・七三
一九二七年	一四六	〇・五三
一九二八年	—	—

%は支那豆油輸出總額に於ける百分比

年度	千海關兩	%
一九二九年	五七	—
一九三〇年	二五九	一・一五
一九三一年	二五七	一・五一
一九三二年	三、七四三	七七・九
一九三三年	—	—
一九三四年	—	—

大戰前には獨逸人の支那に於て卵工業を營む者が非常に多く、從つて當時の卵類の最大仕向先は獨逸であつた。一九一三年の支那輸出卵類は十五萬六千擔であつたが、その中の五〇%以上は獨逸に向けられる有樣であつた。大戰中獨逸の支那卵輸入は一時杜絶したが、戰後一九二一年には早くも二萬一千擔を輸入し、英米に次ぐ第三位の支那卵輸入國となつた。一九二五年には全く戰前の狀態に復して八萬餘擔を輸入した。その後獨逸が卵製品の輸入稅引上を行つたため多少の輸入減少を見たが、而もなほ一九三三年には二百三十一萬海關兩、一九三四年には百六十七萬海關兩の輸入があつた。

以上落花生、大豆、豆油、卵製品の外豚腸の如きも一九三三年頃には百萬海關兩前後の輸入があり、又棉花の如きも屑棉を合するときは一九三二年には百十萬海關兩の輸入があつた。

第十表　獨逸の對支主要輸入品統計　（單位海關兩）

	一九三一年	一九三二年	一九三三年	一九三四年
卵及卵製品	一、六七八、九四二	二、三三九、四六三	二、三〇八、七七五	一、六七一、一三七
豚腸	一、〇七四、〇〇七	七二三、二三〇	一、〇四〇、九八三	一、一五五、五六五
落花生	五、〇五〇、五四七	三、六三〇、八六五	二、一五五、一六〇	八一五、〇〇八
豚毛	五二三、二三八	四六九、九三九	六一一、九〇七	七一一、七五八
牛皮	六二四、四五一	三六〇、五五八	四九三、八〇七	五七四、四六五
アンチモニー	五〇九、八三〇	一七八、九七五	一九三、六八四	三七二、九七七
棉花	一四四、二二一	七一〇、四一二	二〇七、〇八八	二八九、〇九八
紅茶	三八六、三三六	三四七、一九三	四四八、〇一九	二六六、五二三
豆類	二、六六七、六六六	九、七一二、九七四	一九、三一三	二一六、九〇一
屑棉	七四六、五八三	三八六、〇三九	一八九、六五九	四二、六二八
胡麻	三三九、八六四	二〇、一九四	八、八九六	一〇、三五〇
豆油	二五七、三八八	三、七四三、六二二	—	—

第二節　獨逸對支貿易の現狀

第一、獨逸貿易政策の特色

獨逸の對外貿易振興策として看過出來ないものは輸出振興基金制度である。この方策は一九三五年六月より實施され、各産業部門をして輸出振興の基金を強制的に醵金せしめるものである。基金の收支は公表されないが、一九三五年には八億馬克、一九三六年には十億馬克、一九三七年には更に一層の增額を見たものと推測される。斯くて輸出商品には二五%乃至五〇%の奬勵金を賦與せられ、從つて對支貿易に於ける最近の躍進はこの政策の效果に歸すべきもののあるのは當然である。

今次大戰直前の獨逸は八千萬の人口を有しながら植民地は全くなく、食料竝に工業原料の供給も不十分であり、賠償金は除外するとしても、其外に多額の私的債務を辨濟する義務があつたのみならず、又一方軍備を整備充實する必要があつた。これが解決策としては結局各種の生産力擴充による外なく、その爲めには輸出の振興により海外より生産資材を獲得せねばならぬ。一九三八年の第六回ナチ政權把握紀念黨大會に於て、ヒットラー總統は貿易の重要性に言及して次の如く云つた。「獨逸は開發し得る經濟領域を有せざるが故に、これは獨逸民族を驅つて益々國際貿易に進出せしめ商品交換によつて民族存立の需要を充たさざるを得ざらしむ。」「生活必需品と必要原料の充分なる供給なしには民族の經濟的存立を保ち得ず。」「獨逸民族の貿易に對する熱意は資本家的利潤慾より發生するものに非ず、吾人に課せられたる運命の悲劇より來る。この悲慘なる必要の壓力により獨逸民族は何ものよりも民族の基礎的資本を尊重すべきを悟れり。民族の勞働力即ちこれなり。」計畫的に投資されたる産業及び國民の勞働能力に比すれば金の保有額、外貨有無の如きは深く問題とするに足らざるなり。獨逸國民は食料品を買ふ爲めに輸出せざるべからず。かくして二重に輸出促進を圖る必要あるなり」と。

以上のヒットラーの言は前述の輸出振興基金の存在理由を說明して餘りあるものである。

獨逸の貿易政策としては右の外に爲替の管理、淸算協定、バーターシステム等を實施し、輸入品の管理は所謂シャハトの、新計畫によつてライヒスバンクと爲替管理局と原料管理所の三機能を結合せる二十五の商品管理所が設置された（一九三四年九月四日）。この制度の趣旨はシャハトの言によれば、輸入を支拂能力に一致せしめること、支拂ひ得る以上に買はないこと、而して必要缺くべからざるものを先に買ふ方法を意味する。上記の輸出振興、輸入管理と共に商品及び勞務の價格統制を行ひ、一九三六年九月よりは原料自給第二次四ヶ年計畫を實施して、鐵鑛を始め各種の原料乃至代用品の增産に努めつつあることは周知の事實である。

獨逸の貿易改善に對する斯くの如き熱意は着々として事實に現はれ始め、同國の對外貿易額は一九三四年を底として次表の如く好轉の過程を辿つたのである。

第十一表　獨逸對外貿易（一九二九年より一九三六年迄）

	輸入	輸出	出超
一九二九年	一三、四四七百萬馬克	一三、四三五百萬馬克	三六百萬馬克
一九三〇年	一〇、三三ヶ	一二、〇三六ヶ	二七ヶ

一九三一年	六、七二七〃	九、五九九〃		二、八七二〃
一九三二年	四、六六七〃	五、七三九〃		一、〇七三〃
一九三三年	四、二〇四〃	四、八七一〃		六六七〃
一九三四年	四、四五一〃	四、一六七〃	（入超）	二八四〃
一九三五年	四、一五九〃	四、二七〇〃		一一一〃
一九三六年	四、三一八〃	四、七六八〃		五五〇〃

然し國內に於ける軍備擴充竝に失業救濟のための土木工事等により巨額の資金が撒布され、且つ公債消化の不圓滑の結果インフレーシ■ンを惹起する懸念があつて、この傾向は一九三八年、殊に同年後半期に於て漸く表面化して來たやうである。而して健全財政主義を堅持して增稅を主張し、土木及び軍備の大計畫に反對するシャハトは遂に經濟相及びライヒスバンク總裁を辭し、新たにフンクの就任を見るに至つた。

最近の獨逸の伊太利及ズデーテン併合等に現はれた政治的進出は一面獨逸の經濟的利益の伸長ではあるが、同時に他面新たなる財政的負擔を伴ふもので、このため信用膨脹と通貨の膨脹は避け難き事情にある。其他農產物價の引下げ困難、及び外國原料に依存する衣服材料の騰貴の爲め一般に輸出品の生產費を高めることとなり、延いては貿易惡化の原因を作りつつあるやうであつた

年度	輸入	輸出	入出超
一九三六年	四、二一八百萬馬克	四、七六八百萬馬克	（＋）五五〇百萬馬克
一九三七年	五、四六八〃	五、九一一〃	（＋）四四三〃
一九三八年	六、一九四〃	五、三二九〃	（－）九六五〃

右の如く獨逸の對外貿易は再び入超に轉じたが、對支貿易に於ても一九三八年は前年に比して輸出は減退したが輸入は增加して差引き二百三十萬馬克の入超を見るに至つた。

年度	支那より輸入	支那へ輸出	入出超
一九三六年	一二三・五百萬馬克	一三三・五百萬馬克	（＋）一九・〇百萬馬克
一九三七年	九三・六〃	一四八・三〃	（＋）五四・七〃
一九三八年	一〇一・七〃	九九・四〃	（－）二・二〃

第二、最近の支那貿易に於ける獨逸の發展

一、獨逸對支貿易の發展

前項に述べた如く、獨逸は現今爲替管理竝に輸入統制の最も强化せる國で、入超の相手國に對してはバーターシステムによつて片貿易を調整し、出超の相手國に對しては爲替清算協定を結んで無爲替貿易を行ひつつある。

對支貿易は獨逸の貿易統計上に於ては一九三六年迄滿洲國及香港との貿易をも含み從來支拂勘定であつた故に、既に一九三六年一億元の限度に於てバーターシステムを結び、種子（胡麻、落花生）、植物油（桐油、落花生油）、棉花、タングステン鑛を輸入すると共に、支那に對して軍需品、鐵道材料及機械類を輸出することを契約した。これによつて獨逸は工業品の賣込みを確保すると共に必需工業原料の供給を保持することにした。

これより先一九三〇年に獨逸實業調査團（註）が國民政府に招聘されてハインリッヒ・レツマン團長以下八名が支那の政

治經濟の事情を詳細に調査したが、その報告の要旨は諸般の情勢に鑑み支那の政治的安定は近き將來に於て實現せらるべく、從つて經濟建設も進捗し支那自身の工業化過程の進行を見るに至るであらう。これにより優良外國製品殊に生産材の需要が增加すべく、この輸入引當てとして支那は原料品輸出を增加し得ると考へられる故獨逸はこの機運に乘じて支那市場を擴張すべきである。但し從來の私經濟的取引より一歩進んで借款契約其他の方法によつて支那政府と直接提携して輸出の振興を圖るべしといふに在る。

（註、鐵道部長孫科は一九二八年に獨逸を訪問して獨支經濟提携を提議し、國民政府を代表して獨逸視察團を招請した。）

この調査團の指示せる方針は其後一應採用せられたものらしく、一九三〇年の獨支放送局建設計畫を始めとして航空、鐵道、工場建設に關する諸種の契約の成立を見たが、これに關する詳細は交通及工業借款の章を參照せられたい。

最近數ヶ年間に於ける支那の對外貿易總額は大體十五億元乃至二十三億元であつて、その中獨逸貿易額が一億三千萬元乃至二億二千萬元である。獨逸の貿易發展政策はその對支貿易の上に益々如實に具現され、一九三六年にはその貿易額は一億八千九百萬元となり、對支貿易上の地位も遂に第三位となり、翌三七年には二億二千萬元となり、第二位の日本（一九三七年の日支貿易額は二億三千萬元）をも脅かす勢を示した。斯くの如き顯著な發展の足取を示した獨逸は、支那事變によつてその對支貿易に一頓挫を來し、一九三八年には一億六千九百萬元となり、對支貿易上の地位も香港に拔かれて再び第四位となつた。一九三九年には支那事變による影響に加へて更に歐洲の風雲が急迫するに至つたため、獨逸は支那貿易に專念するを得ない狀態に立入り、その對支輸出の減少は殊に著しく、貿易額も一億三千萬元となつて一九三五年と略同額となり、對支貿易上の地位も第七位に低落するに至つた。次表によつて最近の獨支貿易の推移を參照されたい。

第十二表　最近の獨逸對支貿易額（單位千元）

年度	支那へ輸出 金額	支那へ輸出 支那の輸入總額中占める%	支那より輸入 金額	支那より輸入 支那の輸出總額中占める%	合計 金額	合計 支那の輸出入總額中占める%	出超額
一九三五年	一〇三、一八四	一一・二三	二八、九二六	五・〇二	一三二、一一〇	八・八三	七四、二五八
一九三六年	一五〇、〇五一	一五・九四	三九、一七三	五・五五	一八九、二二四	一一・四九	一一〇、八七八
一九三七年	一四六、二四九	一五・三四	七二、四七七	八・六五	二一八、七二六	一二・二一	七三、七七二
一九三八年	一一二、三五〇	一二・六九	五六、四〇五	七・四〇	一六八、七五五	一〇・二三	五五、九四五
一九三九年	八七、一二六	六・五三	四五、〇九〇	四・三八	一三二、二一六	五・六〇	四二、〇三六

（註、輸出入額は再輸出額を含まず）

第十三表　獨逸の對支貿易（獨逸貿易統計による）

年度	輸入	輸出	入超
一九三〇年	二九七・七百萬馬克	一四九・八百萬馬克	一四七・九百萬馬克
一九三一年	二一五・五〃	一四〇・七〃	七四・八〃
一九三二年	一七七・一〃	八二・四〃	九四・七〃
一九三三年	一五三・二〃	八〇・〇〃	七三・二〃
一九三四年	一二一・九〃	七七・七〃	四四・二〃
一九三五年	一〇二・四〃	九五・五〃	六・九〃
一九三六年	一一三・五〃	一三二・五〃	（＋）一九・〇〃

一九三七年　九三・六〃　一四八・三〃　（+）五四・七〃
一九三八年　一〇三・七〃　九九・四〃　二・三〃
一九三九年（六月末迄）　三五・七〃　三四・〇〃　一・七〃

註、一九三六年までは滿洲國及香港との貿易を含む。入超欄の（+）は出超を示す。一九三九年七月以降獨逸は貿易額の發表を中止す。

第十四表　對支主要貿易國の最近對支貿易比較

A、對支輸出入合計額

	一九三五年 金額（千元）	一九三五年 支那貿易總額中占める%	一九三五年 順位	一九三六年 金額（千元）	一九三六年 支那貿易總額中占める%	一九三六年 順位	一九三七年 金額（千元）	一九三七年 支那貿易總額中占める%	一九三七年 順位	一九三八年 金額（千元）	一九三八年 支那貿易總額中占める%	一九三八年 順位	一九三九年 金額（千元）	一九三九年 支那貿易總額中占める%	一九三九年 順位
米國	三一一、〇七三	二〇・八一	一	三七一、四五四	二二・五五	一	四二〇、一八六	二三・四六	一	二三七、九五一	一四・四三	三	四三九、七五七	一八・六二	一
日本	二二一、三六七	一四・八一	二	二五五、三一六	一五・五〇	二	二三四、五六九	一三・〇九	二	三三五、二一三	一九・七三	一	三七八、九四六	一六・〇五	二
獨逸	一三二、一一〇	八・八三	四	一八九、三二四	一一・四九	三	二一八、七二六	一二・二一	三	一六八、七五五	一〇・二三	四	一三二、二二六	五・六〇	七
香港	一一一、三一八	七・四五	五	一二二、五三三	七・四四	五	一七九、八四六	一〇・〇四	五	二六四、〇〇四	一六・〇一	二	二五一、二三八	一〇・六四	三
英國	一四七、五二八	九・八七	三	一七五、二二四	一〇・六四	四	一九一、八六九	一〇・七二	四	一二六、九七九	七・七〇	五	一六八、六一三	七・一四	四

B、對支輸出額

	一九三五年 金額（千元）	一九三五年 支那輸入額中占める%	一九三五年 順位	一九三六年 金額（千元）	一九三六年 支那輸入額中占める%	一九三六年 順位	一九三七年 金額（千元）	一九三七年 支那輸入額中占める%	一九三七年 順位	一九三八年 金額（千元）	一九三八年 支那輸入額中占める%	一九三八年 順位	一九三九年 金額（千元）	一九三九年 支那輸入額中占める%	一九三九年 順位
米國	一七四、六七八	一九・〇〇	一	一八五、一三四	一九・六六	一	一八八、七四一	一九・八〇	一	一五一、一〇三	一七・〇六	二	二二二、八八五	一六・〇三	二
日本	一三九、三三〇	一五・一六	二	一五三、三六九	一六・二九	二	一五〇、二六四	一五・七六	二	二〇八、六七〇	二三・五三	一	三一二、三三六	二三・四一	一
獨逸	一〇三、一八四	一一・二三	三	一五〇、〇五一	一五・九四	三	一四六、二四九	一五・三四	三	一一二、三五〇	一二・六九	三	八七、一二六	六・五三	五
香港	一六、八一六	一・八三	三	一六、五五四	一・七六	三	一七、四三二	一・八三	九	二一、五〇三	二・四三	一〇	三二、二一〇	二・四一	一〇
英國	九八、〇七〇	一〇・六七	四	一一〇、三三三	一一・七三	四	一一一、四九〇	一一・七〇	四	七〇、三四六	七・九四	四	七七、七五三	五・八三	六

C、對支輸入額

	一九三五年 金額（千元）	一九三五年 支那輸出額中占める%	一九三五年 順位	一九三六年 金額（千元）	一九三六年 支那輸出額中占める%	一九三六年 順位	一九三七年 金額（千元）	一九三七年 支那輸出額中占める%	一九三七年 順位	一九三八年 金額（千元）	一九三八年 支那輸出額中占める%	一九三八年 順位	一九三九年 金額（千元）	一九三九年 支那輸出額中占める%	一九三九年 順位
米國	一三六、三九四	二三・六九	一	一八六、三三〇	二六・四〇	一	二三一、四四五	二七・六二	一	八六、八四九	一一・三九	三	二三五、八七二	二二・九八	一
日本	八二、〇四七	一四・二五	三	一〇一、九四七	一四・四五	三	八四、三〇五	一〇・〇六	三	一一六、五四三	一五・二八	二	六六、六二〇	六・四八	五
獨逸	二八、九二六	五・〇二	六	三九、一七三	五・五五	五	七二、四七七	八・六五	五	五六、四〇五	七・四〇	五	四五、〇九〇	四・三八	七
香港	九四、五〇二	一六・四一	二	一〇五、九七九	一五・〇二	二	一六二、四一四	一九・三八	二	二四二、五〇一	三一・八〇	一	二二九、〇二八	二二・三二	二
英國	四九、四五八	八・五九	四	六四、八八二	九・一九	四	八〇、三七九	九・五九	四	五六、六三三	七・四三	四	九〇、八六〇	八・八四	三

註、A、B、C各表の輸出入額は再輸出入を含まず。

二、獨支貿易收支

獨支貿易のバランスは支那の海關統計によれば、毎年獨逸側の出超である（第十六表參照）。最近數年の出超額は左の如くである。

一九三五年		七四、四五九千元
一九三六年		一一一、〇六四〃
一九三七年		七三、八九七〃
一九三八年		五六、四九九〃
一九三九年		四二、〇七〇〃

然るに獨逸側の貿易統計に徴すると次の如くなつて海關統計による入出超と一致しない。

一九三五年	入超	六・九百萬馬克
一九三六年	出超	一九・〇〃
一九三七年	出超	五四・四〃
一九三八年	入超	二・三〃
一九三九年（六月迄）	入超	一・七〃

卽ち一九三五年は獨逸の統計に於ては約七百萬馬克の入超となつてゐるが、海關統計に於ては七千四百萬元の出超となつてゐる。

又一九三七年は前年の出超千九百萬馬克より五千五百萬馬克の出超に增加してゐるが、支那統計では逆に一九三七年の出超額が一九三六年よりも減少せることを示してゐる。

この相違は要するに兩國の統計作成方法の相違に基因するもので、卽ち獨逸統計に於ては一九三五、一九三六兩年は對滿洲國及香港の貿易が獨立して取扱はれずして對支貿易の內に一括包含され、一九三七年より始めて獨立の項目とせられたこともその原因の一である。而して一九三七年の獨逸の對滿貿易は七千七百萬馬克（輸入六千五百萬馬克、輸出千二百萬馬克）に達するが、對香港貿易は二千百二十萬馬克、（輸入二十萬馬克、輸出二千百萬馬克）で、勿論一九三六年以前に於ても前者は後者より遙かに大である。香港は仲繼港であるから獨逸の貿易統計が對香港貿易を對支那貿易中に包括することには異論はないとしても、その對滿貿易を對支貿易の中に入れることは甚しく眞相に遠ざかるものである。故に一九三二年以後一九三六年迄の入出超を判斷するには支那の海關統計に據る方が事實に近いのである。

然し支那の海關統計にも亦不備を免れない。卽ち獨逸の貿易統計が輸入には其商品の生產地を、輸出には商品の消費地を標準として輸出入先を定めるに對して、支那海關は輸出入商品を運送する船舶國籍を以て支那商品の仕向先を區別するのである。故に例へば和蘭のアントワープに於て獨逸商人の購入する支那商品は支那の統計では和蘭の輸出統計に入つてゐるが、獨逸ではこれを支那よりの輸入品として計上する。斯くて獨逸稅關の報告による對支輸入額は支那海關の報告する對獨輸出額より大なることとなる。

獨逸より支那への輸出品に就いては一九三二年以來支那に於て原產地證明制度を採用してゐる爲甚だしい相違を生じない筈であるが、獨逸より積出し當時支那向けの積りであつたが香港其他の諸港に着荷後市場の形勢により支那以外の諸國に積送せられるものもあることも考へられる。

上述の如く兩國の統計の取り方に多少の異同があるが、一九三六、一九三七年の兩國統計共獨逸の出超となつてゐる。

一九三八年の獨支貿易は獨逸側の統計によれば二百三十萬馬克の入超を示してゐるが、支那海關統計によれば依然として獨逸側の出超となりその額は五千六百萬元に達する。この喰違ひの原因は上述のこと以外に、法幣と馬克との換算相場に公定率を用ふるか市場率を用ふるかに就き兩國の方法が異なること、其他商品の價格算定に當り引渡値段の相違等があるべく、兩者の何れが正確であるかは遽かに判定し難い。

輸出入金額算出方法の相違に就ては之以上論及するを控へるが、何れにせよ獨逸の對支貿易が第一次歐洲大戰後着々として回復の途を歩んだことは掩ふべからざる事實である。既に一九二三年には戰前の水準に達し、殊に一九三六年以來顯著なる躍進を示してゐる。今獨逸の對支貿易勢力を本國に植民地を加へた列强の對支貿易勢力と比較すれば、一九三七年に於て英帝國二八%、米國二四%、日本帝國一六%で、獨逸は植民地を有しないに拘はらず一二%に達する有力なる地位を占め、佛國の五・七%に對し著しい進出の跡を示してゐる。植民地を含む列强の最近三ケ年の對支貿易勢力を比較表示すれば次の如くである。

第十五表　植民地を含む列强の最近三ケ年の對支貿易額比較（單位千元）

	一九三七年			一九三八年			一九三九年		
	支那へ輸出	支那より輸入	合計	支那へ輸出	支那より輸入	合計	支那へ輸出	支那より輸入	合計
英帝國	二〇一、九九三	二九八、七二一	五〇〇、七〇四	一七〇、五九六	三五四、七八五	五二五、三八一	三三六、三九八	四〇七、四九八	七四三、八九六
日本帝國	一六五、九〇八	一〇九、四六六	二七五、三七四	二五五、一二八	一六五、一〇三	四二〇、二三一	四六一、八三一	一二七、六六二	五八九、四九三
米國及屬領	一九二、七五七	二三九、七七〇	四三一、五二七	一五四、八〇四	九四、八三〇	二四九、六三四	二一八、三〇四	二四三、七五六	四六二、〇六〇
獨逸	一四六、三七三	七二、四七七	二一八、八五〇	一二二、九三九	五六、四四〇	一六九、三七九	八七、一六七	四五、〇九七	一三一、二六四
佛國及屬領	四五、一八二	五八、五〇四	一〇三、六八六	四五、七四四	四九、四〇六	九五、一五〇	四〇、一七二	一二三、九八一	一六三、一五三
和蘭及屬領	八六、八四八	二〇、五七九	一〇七、四二七	五〇、三八九	一五、〇二八	六五、四一七	六二、三〇三	二九、三五八	九一、六六一

第十六表　獨逸の對支貿易に於ける入出超額（一は獨逸の對支入超、其他は出超）

年度	金額（千海關兩）	年度	金額（千海關兩）
一九〇五年	九、四六八	一九一九年	（一）一六三
一九〇六年	一一、五七八	一九二〇年	三、六五六
一九〇七年	一〇、〇六八	一九二一年	六、五七五
一九〇八年	六、九四五	一九二二年	一四、九三九
一九〇九年	七、六六〇	一九二三年	二〇、五四一
一九一〇年	八、〇二六	一九二四年	二二、七三九
一九一一年	八、三六一	一九二五年	一六、〇八三
一九一二年	六、七九一	一九二六年	二七、九一七
一九一三年	一一、二七七	一九二七年	一九、〇〇〇
一九一四年	四、六三四	一九二八年	三二、八七二
一九一五年	一六〇	一九二九年	四四、六一八
一九一六年	二四	一九三〇年	四五、七四四
一九一七年	（一）五〇	一九三一年	六〇、三七六
一九一八年	—	一九三二年	四二、〇八一

一九三三年	五五、九八三
一九三四年	四七、六四五
一九三五年	七四、四五九（千元）
一九三六年	一一、〇六四（千元）
一九三七年	七三、八九七（千元）
一九三八年	五六、四九九（千元）
一九三九年	四二、〇七〇（千元）

（支那海關統計による）

三、獨逸對外貿易に於ける獨支貿易の地位

獨支貿易を獨逸の對外貿易上より見れば、對滿貿易を別個に取扱つた一九三七年に於ては二・一%即ち貿易總額の五〇分の一に當る。今對支貿易の地位を亞細亞全體に對する貿易上より觀察するに、獨逸の亞細亞諸國への輸出は一九三六年に全貿易の九・八%、一九三七年に一〇・七%、輸入は一九三六年に一一・八%、一九三七年に一一・七%に當る故に輸出入合計の一割が亞細亞諸國との貿易であると見ることが出來る（歐洲諸國は六〇%—七〇%）。亞細亞各地域の中に於て貿易額の最も大なるは英領印度で、支那は第二位を占め、第三位は蘭領印度、第四位は日本である。獨逸の對支貿易額はその對日滿貿易合計額よりも數百萬馬克丈多い勘定となる。

かくの如く對支貿易は獨逸の亞細亞貿易に於て頗る重要なる地位を占め、且つ將來發展の可能性があり、日支事變以來日獨防共協定の關係上獨逸は支那に對する軍需品賣込みを差控へざるを得ざるに至つたが、その貿易上の打擊を滿洲國への各種生產資材賣込みに依つて補はんとし、滿獨間の求償制通商協定の締結を見るに至つた。

第十七表 獨逸の地域別對外貿易（一九三六—一九三七年）

（＋）は出超、（—）は入超（單位百萬馬克）

地域別	一九三六年 輸出	一九三六年 輸入	一九三六年 入出超	一九三七年 輸出	一九三七年 輸入	一九三七年 入出超
歐洲	三、三七二・九（七一・〇%）	二、五二一・四（五〇・〇%）	（＋）八五一・六	四、〇九三・二（六九・〇%）	三、〇三八・六（昭七・〇%）	（＋）一〇五四・六
アフリカ	一五六・七	二九〇・五	（—）一三三・八	二二五・一	四二〇	（—）一九六・九
アジア	四六九・六（九・八%）	四九七・五（一一・八%）	（—）二七・九	六四二・一（一〇・七%）	六四二・一（一一・七%）	（＋）〇・九
中、南、北米	七三二・五	八三九・四	（—）二六・九	九〇五・六	一、二六一・四	（—）三五五・八
濠洲	四〇・八	五四・八	（—）一三・七	四八・八	九五・二	（—）四六・四
其他	五五	一四・一	（—）八・六	六・二	二〇・〇	（—）一三・八
總計	四、七六八・一	四、二七・九	（＋）五五〇・二	五、九二一・〇	五、四六八・四	（＋）四四二・六

第十八表 獨逸對亞細亞諸國貿易

輸入（單位百萬馬克）

	一九三三年	一九三四年	一九三五年	一九三六年	一九三七年	一九三八年
支那	一五三・二	一二一・九	一〇一・四	一二三・五	九三・六	一〇一・七
日本	二〇・六	二四・一	一五・三	二三・〇	三三・七	三八・四
滿洲國	—	—	—	—	六四・六	七六・九
香港	—	—	—	—	〇・二	〇・一
英領印度	一五三・九	一二一・三	一四二・一	一四二・一	一六八・六	一四二・〇

輸出（單位百萬馬克）

	一九三三年	一九三四年	一九三五年	一九三六年	一九三七年	一九三八年
印度	〇・六	〇・八	〇・七	一・〇	一・三	一・六
支那	〇・六	〇・八	〇・七	一・〇	一・三	一・六
フィリッピン	九・九	六・六	八・八	一〇・二	一〇・三	一四・三
蘭領印度	三六・六	三四・三	三五・三	三六・六	三五・九	三四・八
英領馬來	一五・六	一四・七	一三・五	一五・九	一七・〇	一四・八
英領印度	六・六	九・四	一一・三	一三・六	一四・六	一〇・六
香港	一	一	一	一	一	一
滿洲國	一	一	一	一	一	一
日本	七・八	九・六	一〇・三	一四・九	一一・一	九・四
支那	四・〇	四・四	四・五	五・三	四・四	四・二
封外輸出總計	四、七三・四	四、五六・九	四、九五・七	四、六六・一	五、九一・〇	五、三五・九
亞細亞洲	三三・四	三四・七	三五・六	四六・六	四三・一	五三・九
パレスタイン	一一・四	一六・六	一三・〇	一六・四	一七・六	一六・三
イラン	六・六	七・五	一三・五	一三・四	一五・二	一四・五

註、（1）一九三六年迄は滿洲國及香港は支那貿易に含まる。
（2）一九三八年の總計には奧太利を除く。

第三、最近に於ける獨支貿易品の檢討

一、輸出品

一九三六年に於ける獨逸の對支輸出品の八七%は精製品、對支輸入品の二四%は工業原料品、五七%は食料品である。

（獨逸統計による）

獨逸對支輸出品分類（單位千馬克）

	一九三六年	一九三七年	一九三八年
食料、飼料、嗜好品	一、三五一	一、三一	一、一四
半製品	一、四四	一、八四	一、二七
原料品	五、九五一	五、六四一	三、六六
精製品	一三、〇〇二	一四、一六六	九、五三
其他	一	一	一

合計	一九三六年	一九三七年	一九三八年
獨逸對支輸入品分類（單位千馬克）			
食料、飼料、嗜好品	六、四六八	七、〇二二	三、四六四
原料製品	三五、二八	三五、六四	五、六八
半製品	六、三五四	九、六五四	一四、〇六二
其他の製品	三五、五三五	一、六四六	三、〇六八
合計	一一三、四六	九、六三六	一〇一、六二

第十九表　獨逸對支重要輸出品統計（單位港關金單位）

穀物及穀粉	一九三五年	一九三六年	一九三七年	一九三八年	一九三九年
車輛	三、九四六、六	三、三六八、八	四、〇九三、六	三、六四五、六	二、九六〇、六
機械及工具	八、九四八、六	五、六〇四、六	六、八六、六	三、九四六、六	一、六四六、六
金屬製品	五、九六、六	五、九六、八	五、四六、六	四、六四三、六	三、〇四五、六
雜金屬	三、三四、六	三、六四、六	四、〇六、六	四、六四三、六	三、六四五、六
紙類	三、六四、六	三、六四、六	三、六四、六	三、六四、六	三、六四、六
染料及鞣料	九、六四、六	八、四六、六	九、〇六、六	一〇、六四、六	九、三六、六
化學製品及藥劑	六、四三、六	九、三六、六	一一、九六、六	一〇、八六、六	八、三四、六
金屬屬	一〇、六四、六	一〇、三六、六	九、六三、六	六、四三、六	五、〇四、六
粉	四、六三、六	五、四五、六	五、六三、六	四、六四、六	三、六四、六
油脂類	三、六四、六	四、〇三、六	四、八三、六	三、六、六	三、〇、六
ガラス及同製品（陶器も含む）	四、六、六	五、三、六	六、六、六	三、六、六	二、四、六
雜品	五、三、六	四、二、六	九、六、六	二、五、六	一、九、六
其他合計	五、九〇、六	六、四、六	四、二、六	四、六、六	三、三、六

註、港關金單位の法幣換算率は次の如くである。

一九三五年	一九三六年	一九三七年	一九三八年	一九三九年
一・八六元	二・三〇元	二・三五元	二・三〇元	二・三〇元

最近の獨逸の對支重要輸出品は化學製品・藥劑、鋼材を主とする金屬、染料・塗料、紙類、雜金屬製品、機械・工具等で一九三八年迄は何れも三百萬海關金單位以上の輸出額を示し、之に次いでは車輛が二百萬海關金單位に達してゐる。

化學製品中最も重要なものは硫酸アムモニアで每年三百萬金單位以上（一九三六年三百五十萬金單位、一九三七年三百九十萬金單位、一九三八年三百三十萬金單位、一九三九年三百六十萬金單位）を輸出してゐる。近年支那の農業技術の進歩改良に伴ひ化學肥料の使用が漸次增加し、獨、英、日、白、蘭諸國の硫安は支那に販路を開拓してゐるが、就中ハーバー窒素合成固定法の發明國たる獨逸の輸出額が最も多く（一九三八年には支那の硫安輸入量の約四一%は獨逸、英國は獨逸に次ぐ勢にある。獨逸の硫安はI・G（インテレッセン・ゲマインシャフト）大トラストの生產品で、後述の染料、藥劑の如きもこのトラストの一生產部門を構成してゐる。

金屬輸出品の主なるものは鋼鐵で殊に棒鋼及軌條の輸出が多く、前者は年額百萬海關金單位前後の輸出を示してゐる。

最近四ヶ年間に於ける獨逸金屬の對支輸出額（單位千海關金單位）

	一九三六年	一九三七年	一九三八年	一九三九年
棒鋼	一、〇六一	一、四八〇	一、〇八二	八四六
軌條	二、一八一	一、一四二	四七	四〇〇
鋼管	四一一	三三九	二三一	三四四

次に染料の對支輸出は各國中第一位を占めてゐるが、その大部分はアニリン染料で、インヂゴ、硫化元(Sulphur black)が之に次ぐ。

最近四ヶ年間に於ける獨逸染料の對支輸出額（單位千海關金單位）

	一九三六年	一九三七年	一九三八年	一九三九年
アニリン	四、六〇四	四、〇四七	三、一七五	三、八〇九
インヂゴ	二、四一二	一、九八〇	二、〇八四	三、〇六八
硫化元	八一二	九三三	一、二五一	一、六五〇

金屬製品中醫療器具が最も多く、其他電氣用ケーブル又はコード、電力計量器、電話機械等が主なるもので各國の輸出中に於て優秀な地位を占めてゐる。

機械工具としては電動機、發電機械、ボイラー、重油汽罐、工作器械等が多く輸出され、殊に電動機、電氣器具は英國、日本等と實込み競爭中である。

車輛の中機關車の輸出は一九三七年は第一位、客車及貨車は英國に次ぎ、トラックの輸出は米國に次いで第二位である。

獨逸の對支輸出中問題となるのは佛國の場合と同樣に雜品額の大なることである。卽ち雜品中品目不明のものが一九三六年に於て千二百萬海關金單位に上り、これは米國の雜品輸出額と殆ど同額で列國中最も大なるものである（第二十表參照）。

第二十表　列國の不明雜品對支輸出比較（海關金單位）

	一九三五年	一九三六年	一九三七年	一九三八年	一九三九年
獨逸	二、九四〇、五二七	三、三五五、五一八	七、〇九四、〇〇五	八、八八八、一四六	二〇七、六三四
伊太利	二、六〇三、六三三	二、七二七、二七七	八四八、八七二	五、四五九、九八一	六四五
佛國	八一七、三八七	一、七五八、五二八	二、八二八、九五八	四、二八五、四一九	七、八〇四
米國	四、八五三、一二	二、三七五、〇二七	六、二三六、五七九	二、八九九、〇〇七	三三三、二七九
白耳義	一、三二九、五四四	八七四、八七〇	一、〇二五、二四四	一、九六五、七三二	四、四四六
チエコ	三六、八四六	九、六八五	三五一、〇九七	一、八二二、六七六	一、一二七
英國	三、五四三、二四六	二、八四四、九八六	二、四〇四、九二六	一、一四二、三二一	一六五、八四七
日本	六七六、二三五	七四一、二六二	五三八、七〇一	五九六、〇四六	一、一二五、八二〇
其他合計	一八、九六七、九六〇	三三、九九九、九四六	三三、八〇九、四七九	三〇、九〇二、一〇七	八、二三三、八九

上記不明雜品中一小部分ではあるが、裝飾品、美術品等の品目の稍明かなものも含まれ、實際に內容の不明なものは獨逸の對支輸出品中では左記金額である。

一九三六年	一二、〇〇四、〇六五金單位
一九三七年	六、八二三、七二五〃
一九三八年	八、七八七、七九六〃

一九三九年　・六一、六〇八〃

右の不明輸入品中軍器、軍需品が可なり多量に包含されてゐることは否定出來ないが、果してそれが幾許に達するかは知るべくもない。殊に一九三六年頃には獨逸の陸軍將校が軍事教官として國民政府軍隊の指導に當つてゐた故獨逸製の軍器及軍需品が多量に支那に這入つたことが想像出來る。

支那事變後ファルケンハウゼン以下の獨逸將校が本國に引揚げ、獨逸でも武器の對支輸出を禁止したため事變後に於ける獨逸の對支不明雜品輸出は可なり減退した。

既述の如く獨逸の對支輸出品の殆ど全部は工業製品である。獨逸の如き機械、金屬、化學諸工業の高度に發達せる國の輸出品の大部分が工業製品たるは勿論であるが、各國工業製品の對支輸出中に於ても亦優位にある。試に一九三七年を例にとつてみるに、同年度に於ける獨逸の化學製品、藥劑の對支輸出は各國の同品對支輸出額の四〇・九九%を占め、染料塗料は同四八・四二%、雜金屬製品は同二九・八一%、紙類は同二二・七一%、硝子陶磁器は二七・八四%を占め、何れも各國中第一位にある。更に同年度の各國對支輸出中第二位にあるものに機械工具（二三・八八%）、交通材料（二四・三一%）、雜綿製品（一九・一三%）がある。

第二十一表　獨逸對支主要輸出品の各國對支輸出總額中に占める割合

	一九三六年(%)	一九三七年(%)	一九三八年(%)
金屬	二一・五一	一六・九二	二二・四九
化學製品、藥劑	三九・九三	四〇・九九	三三・三六
機械工具	二一・〇六	二三・八八	一四・八七
交通材料	一三・九一	二四・三一	一七・七九
雜金屬製品	二八・五六	二九・八一	二七・二三
紙類	二三・五一	二二・七一	二四・八七
染料、塗料	四八・一一	四八・四二	五一・四六
雜綿製品	一三・三五	一九・一三	二五・八〇
硝子、陶磁器	二四・一三	二七・八四	一三・一七

二、輸入品

獨逸の最近に於ける對支輸入品の大宗は畜產品、紡織纖維で年により相當の消長があるが大體前者は二千萬元前後、後者は一千萬元位の輸入を示してゐる。畜產品、紡織纖維に次ぐ主要輸入品は植物油、金屬礦砂、種子、皮革類等で何れも百萬元以上に達し、更に下つて茶、葉煙草、絹織物等がある。

畜產品は卵及卵製品、豚腸、豚毛、鴨毛等が主なるものである。豚毛の輸入は一九三六年百四十萬元、一九三七年三百五十萬元、一九三八年二百七十萬元に達し、獨逸は米、英、日に次ぐ支那產豚毛の主要輸入國である。卵及卵製品は近年輸入累增の情勢にある。即ち一九三六年の六百二十萬元より一九三七年の九百四十萬元、一九三八年の千六百七十萬元へと躍進してゐる。從來は乾卵白、乾卵黃、凍濕卵黃等が多かつたが、一九三七年より鮮卵が俄かに增加し前年の五十二萬元より五倍の二百六十萬元となり、一九三八年には二百八十萬元、一九三九年には二百十萬元となつてゐる。其他豚腸、鴨毛、鷲毛等の輸入も每年大體百萬元以上に達し、獨逸は是等商品の主要な顧客である。又從來餘り輸入を見なかつた豚

脂(ラード)が近年輸入されるやうになり、一九三七年には百六十萬元、一九三八年の如きは支那輸出ラードの九十八%迄が獨逸に向けられてゐる有様である。一九三九年は歐洲動亂のため獨逸のラード輸入は稍減じたが、而も尙百三十萬元を維持してゐる。

紡織纖維では緬羊毛、棉花、山羊毛、ラミー等が主なるものである。この中輸入額の最も大なるは緬羊毛で一九三六年四百三十萬元、一九三七年五百六十萬元、一九三八年五百萬元、一九三九年八十萬元である。棉花の輸入も年額百萬元乃至三百萬元に達し、更に之に落棉屑棉を合すると一九三六年二百萬元、一九三七年三百八十萬元、一九三八年四百八十萬元となる。獨逸に於ける支那棉花の需要增加の主因は同國の軍備擴張であらう。山羊毛の輸入は命額は大してないが近年漸增の傾向にあり、一九三八年には駱駝毛と合して約百五十萬元ある(山羊毛六十萬元、駱駝も九十萬元)。ラミーは一九三六、三七、三八の三ケ年間は各々百萬元以上の輸入を示してゐる。

以上の畜産品及纖維原料に次ぐものは植物油である。併し植物油の輸入額は年によつて激變があり、一九三五年は百九十萬元に過ぎなかつたが、一九三六年には五百二十萬元となり、一九三七年には一躍千二百十萬元となつたが、翌三八年には三百十萬元に落ちてゐる。この植物油の中主なるものは桐油、落花生油で殊に桐油がその尤なるものであつた。一九三六年の桐油輸入額は四百二十萬元、落花生油二十萬元であつたが、一九三七年には落花生油六百七十萬元、桐油三百八十萬元となり落花生油は桐油を凌駕するに至つた。一九三八年には落花生油二百萬元、桐油八十萬元と共に前年度より減少したが、之は從來の對支直接輸入(殊に桐油)の相當量が香港經由の間接輸入に轉じたものと見るべきである。桐油、落花生油に次いでは棉實油で一九三七年の輸入は百四十萬元に達してゐる。

次にタングステン、アンチモニー等の金屬は獨逸の軍器製造上必要なる資材で每年多量に輸入し、殊に一九三七年の如きはタングステンの輸入が四萬八千公擔、千五十萬元に及び各國中第一位にある。支那のアンチモニーは大部分湖南省に産し平時は多く漢口に出で上海を經由して輸出されてゐたが、今次の事變により輸送上の困難のため輸出が減退するに至つた。獨逸は事變前は大體二萬公擔前後の支那アンチモニーを直接輸入してゐたが、事變後はタングステン等と共に香港又は佛印を經由して求めるやうになり、從つてその直接輸入は次の如く劇しく減じてゐる。

獨逸の支那タングステン輸入

年度	數量(公擔)	金額(元)
一九三四年	一四、八五五	一、九七五、八三六
一九三五年	二三、三三二	二、二七一、〇二〇
一九三六年	一四、六六四	二、二七三、〇四八
一九三七年	四八、一五三	一〇、五四八、九五一
一九三八年	七、二五〇	二、五八〇、七六九
一九三九年	—	—

獨逸の支那アンチモニー輸入

一九三四年	二三、九六八	五八一、〇九八
一九三五年	二五、六六六	一、一〇五、一四六
一九三六年	二〇、一五五	一、一八九、一三二

一九三七年	一〇、八〇五	七八六、六二二
一九三八年	二〇三	一九、三〇四
一九三九年	—	—

以上の諸原料品の外に百萬元以上の輸入を見るものに種子（落花生、杏實、胡麻）、皮革、茶等があり、それ以下の主なるものには葉煙草、五倍子、繭綢の如きものがある。

第二十二表　獨逸の對支主要輸入品及其列國中に占める割合

	一九三五年		一九三六年		一九三七年		一九三八年		一九三九年	
	金額（元）	%	金額（元）	%	金額（元）	%	金額（元）	%	金額（元）	%
畜產品（皮革、獸皮を除く）	七、九九五、二五八	九・三	一三、二二七、六九五	一二・六	二〇、〇七五、〇四九	一六・一	二八、五八〇、一五五	二四・二	二六、七五九、五四九	一四・二
紡織纖維	六、六三一、八三三	六・八	八、八六四、五〇七	七・七	一五、四一六、八二三	一二・〇	一五、七五一、七八一	九・五	六、五八六、二〇〇	三・七
植物油	一、九六五、三九八	三・四	五、二二六、三八三	五・七	一二、一一二、六六三	九・五	三、一三六、〇八四	五・九	三、六五七、〇六八	一〇・五
金屬	三、四〇五、〇四一	七・一	三、五〇四、八九八	六・二	一一、四七三、三八五	一一・三	二、六八五、〇六九	二・五	二七、三八二	—
種子	三、一八四、九〇七	六・二	二、七四三、七五七	六・七	六、九六六、〇五二	一九・四	二、二四〇、八〇六	一一・五	二、四二九、八六四	一一・三
皮革、獸皮	一、一四五、二三八	五・五	一、八七〇、九八五	四・六	三、五三七、九四九	六・六	一、三一七、四〇五	六・八	一、〇一五、四一〇	四・二
茶	一、二二四、一五八	四・一	一、二七九、四一六	四・二	五〇六、四〇六	一・六	三七二、九八三	一・一	四一、二七六	〇・一
葉煙草	八〇五、四四五	一一・〇	六四四、二〇六	七・二	三三六、七四三	四・一	二五六、一七七	二・六	五三三、〇三九	五・四
植物性染料	三七七、七七九	一六・四	二二三、一四九	一四・七	二二〇、六〇六	一二・一	七六、九八九	八・二	一一六、七〇〇	四・四
綿絹布	二四〇、四三〇	一・二	一一二、六七二	〇・四	一〇六、六六五	〇・四	一一四、二二〇	〇・四	二九七、八六〇	〇・五
雜品	八五三、七三八	三・四	九五七、六八一	三・八	八一一、七六四	二・九	一、一五八、一三一	三・一	九三六、〇六一	一・六
其他合計	二八、九二六、一〇六	五・〇	三九、一七三、九五二	五・五	七二、四七六、七四〇	八・六	五六、四四〇、四〇七	七・三	四五、〇九六、七四七	四・三

第四　支那事變後に於ける獨逸の對支貿易

一、支那事變後の貿易の變化

一九三五年十一月南京政府は幣制改革を斷行して管理通貨制を採用するやうになつたが、この頃より支那の對外貿易も漸く軌道に乘り、入超額も減じて堅實に進みつゝあつた。然るに一九三七年七月突發の支那事變は折角好調に向ひつゝあつた支那の貿易に打擊を與へたため支那貿易は又もや前途を遮られるに至つた。

一九二〇年以後に於ける獨支貿易の急速な發展に就ては本節第二に既述した如くである。即ち獨逸は第一次歐洲大戰のため支那市場より喪つた其經濟的地盤を全く恢復したのみならず、寧ろ戰前を凌駕するの勢を示し、殊に一九三六年六月締結の一億元獨支バーターシステムは兩國間の貿易發展に益々拍車を加へ、一九三六年には獨逸の對支貿易額は米、日に次いで第三位となり、一九三七年には第二位の日本をも脅かす情勢であつた。獨逸の貿易上の進展は更に資本輸出に迄發展し歐亞航空會社の設立（國民政府と共同出資）を始め、浙贛鐵道の玉山—南昌間建設のための借款及び南昌—萍鄉間延長線建設のための借款を引受ける等目覺しい發展を示してゐた。

その後一九三八年二月リッベントロップの外相就任以來獨逸は日獨伊樞軸强化の立場より在支軍事顧問の引揚げ、駐支獨逸大使の不派遣、對支軍需品輸出の禁止等を行ひ、防共の盟邦たる態度を次第に明かにするものがあるかに見えたが、

同年八月に至り突如獨蘇不可侵條約が締結され、獨逸の積極的對支經濟進出への轉換が豫想されたのである。

次に支那事變が獨支貿易に如何なる影響を與へたかについて考察しやう。事變勃發の一九三七年七月を境として、その前後に於ける獨逸の對支輸出入額を半期毎に示すと次の如くである。

	對支輸出額	%	對支輸入額	%
一九三六年　上期	七九、三九二千元	一七・二	二一、四八七千元	六・五
同　下期	七〇、八四六〃	一四・六	一七、六八六〃	四・七
一九三七年　上期	九〇、五八三〃	一四・九	四三、九三一〃	九・一
同　下期	五五、七九〇〃	一五・九	二八、五四五〃	八・〇
一九三八年　上期	六七、一三〇〃	一五・〇	二三、四〇三〃	七・二
同　下期	四五、八〇八〃	一〇・二	三三、〇三七〃	七・四
一九三九年　上期	五一、三六七〃	七・〇	三〇、七一二〃	七・四
同　下期	三五、八〇〇〃	五・七	一四、三八四〃	二・〇

註、%は各國の對支輸出額合計及輸入額合計中に占める獨逸の割合を示す。

卽ち獨支貿易は一九三七年上期を最盛期とし以後下り坂にある。尤もこの一九三七年上期の貿易增加は一つには支那事變勃發直前の見越輸出入に依るべく、事變發生後獨支の貿易額は多少の減退を示してゐるが、その減退の度は概して輕微であり、從つて支那事變の直接獨支貿易に及ぼした影響は比較的小であつたものともいへる。

支那事變後支那の貿易上に現はれた最も著しい現象は對支輸出に於ける日本の躍進である。卽ち日本の對支輸出額は一九三六年の一億五千三百萬元、一九三八年の二億九百萬元、一九三九年の三億一千三百萬元へと激增せるため、米、獨、英、蘭印等は何れも相對的に輸出の地位が低下し、獨逸は一九三六年の一億五千萬元（各國對支輸出合計額の一五・九一%）より一九三七年の一億四千六百萬元（同上一五・三一%）、一九三八年の一億一千二百萬元（同上一二・六四%）、一九三九年の八千七百萬元（同上六・四九%）へと遞減してゐる。

一方獨逸の對支輸入は支那事變の影響を受けること對支輸出よりも輕く、卽ち一九三六年の三千九百萬元（各國對支輸入合計額の五・五四%）より一九三七年の七千二百萬元（同上八・六四%）となり、事變後の一九三八年には五千六百萬元（同上七・三九%）、一九三九年には四千五百萬元（同上四・三八%）となり、事變後の一九三八年、一九三九年の如きは却つて事變前の一九三六年の輸入を凌駕する有樣である。尤も支那事變後は支那物價の暴騰のため輸入金額の多くなつてゐることも見逃せない事實で、從つて獨逸の實際の輸入量は輸入金額の示す如くに增加せず、寧ろ減少してゐるものも見受けられるのである。

支那事變が獨支貿易品の上に及した影響については前項貿易商品の檢討の所で一言した所であるが、更に茲に附言しよう。先づ對支輸出品について見るに減退の顯著なのは金屬、雜金屬製品、穀物及穀粉等である。機械及工具、車輛等も減じてゐるが、之は支那の建設事業が戰火の波及を受け中止せるためである。又輸入品中特に減退の甚しいのは植物油、茶、植物性染料、金屬等で、その中植物油、金屬の如きは從來の主要輸出港たる中南支諸港が日本軍に占領されたため香港經由或は佛印經由の間接輸入に轉じたものである。又茶の如き嗜好品は時局を反映してその輸入が著しく衰へ一九三三年の輸入額百二十萬元は一九三七年には五十萬元となり、更に一九三八年には三十萬元となつてゐる。併し輸入品中には事變

後逆に增加を示してゐるものもある。例へば（畜產品皮革を含まず）、紡織纖維、雜品の如きは之である。卽ち畜產品の如きは一九三八年には二千八百萬元となり、事變前の一九三六年の一千三百萬元より增加すること一千五百萬元である。又紡織纖維も一九三六年の八百萬元より一九三七、三八兩年には何れも一千五百萬元となつて一九三六年の約二倍となり、雜品は一九三六年の九十萬元より一九三八年には百十萬元と僅少ながら增加してゐる。

二、第二次歐洲大戰後の貿易上の變化

支那事變第三年目の一九三九年には支那の秩序も漸次回復し始め、國內諸產業も稍回生の色を示しつゝあつたが、獨支間の貿易は依然低調にあつた。

一九三八、三九兩年八月末迄の獨逸對支主要輸出品の輸出額比較（單位千金單位）

	一九三八年（一月—八月）	一九三九年（一月—八月）
化學製品、藥劑	五、五〇八	七、〇二八
染料、顏料	三、六四一	七、四九六
雜金屬製品	二、九五一	一、九三三
機械、工具	二、九〇五	一、五一七
車輛	二、一八〇	一、五八五
紙類	三、六五八	二、七五二
金屬	四、九九二	四、一三七
雜品	一〇、〇九九	一、四二一
其他合計	三七、三六三	二九、三二三

一九三八、三九兩年八月末迄の獨逸對支主要輸入品の輸入額比較（單位千元）

	一九三八年（一月—八月）	一九三九年（一月—八月）
畜產品	一六、一〇九	二四、八八五
紡織纖維	一〇、二五二	六、二五二
植物油	二、四五二	四、三二八
金屬	二、四三四	一一
種子	一、二八四	二、二九一
皮革	一、〇二六	九七三
茶	二二〇	四一
葉煙草	二四五	五三〇
雜品	六〇〇	八八五
其他合計	三五、一六七	四一、三二五

尤も中には前年に比し多少取引の旺盛となつてゐる商品もあつて、例へば輸出の化學製品、染料顏料、輸入の植物油、種子、葉煙草、雜品の如きが之である。

然るに一九三九年九月一日遂に獨逸波蘭間に戰端が開かれ、英佛も亦相前後して對獨宣戰を布告し獨波戰は歐洲戰爭へと擴大した。獨支貿易はこの歐洲開戰の波紋を受け獨波交戰の月を境として次の如く急速度に減退して行つた。

第二次歐洲大戰開戰前後に於ける獨支貿易の月別推移

	對支輸出	對支輸入
一九三九年六月	四、六七一、七三〇金單位	四、六九〇、三八三元
同　七　月	三、五六一、九〇四〃	四、八九五、五三六〃
同　八　月	四、三二三、〇〇一〃	五、六一八、〇〇〇〃
同　九　月（開戰）	二、三六一、九六〇〃	二、七五〇、五九八〃
同　十　月	一、二〇一、二八六〃	五八〇、三一一〃
同　十一月	一、二四四、四〇六〃	五三七、七七一〃
同　十二月	一、四二二、三一七〃	二、八二三〃

右の如く獨逸の對支貿易額は開戰後輸出入共に著しく減少したが、就中輸入の減少度合が甚しく、十一月には五十三萬元、十二月には二千元といふ殆ど輸入皆無に等しい狀態となつてゐる之は英佛聯合軍側がその强力な海軍力を以て獨逸の近海を見張り軍用資材が海路獨逸に輸入されるのを嚴重に警戒せるため支那よりの輸入も亦困難となつたものであらう。

第二次歐洲大戰は以上の如く支那事變のため沈滯せる獨支貿易を益々萎縮狀態に陷し入れるに至つた。殊に輸入方面に與へた打擊が甚しく、畜產品、紡織纖維、金屬、皮革、種子、雜品等の輸入は非常に減少した。僅に植物油のみは輸入增加を示してゐる。今一九三九年九月以降十二月末迄の主要對支輸入品を見るに次の如くである。

一九三九年九月以降十二月末迄の主要對支輸入品（括弧内は前年同期）

畜產品	一、八七四千元	（一二、四七一千元）
紡織纖維	三三四〃	（五、四九九〃）
植物油	一、三二九〃	（六八四〃）
金屬	一六〃	（二五一〃）
種子	一三八〃	（九五六〃）
皮革	四二〃	（二九一〃）
茶	—	（一五二〃）
葉煙草	三〃	（一一〃）
雜品	五一〃	（五五八〃）
其他合計	三、八七二〃	（二一、二七三〃）

第四章　交通及通信

第一節　鐵道

第一、沿革

獨逸の對外政策は既に第一章に於て述べた如く、十九世紀の末葉より俄然積極政策に轉じ、亦從つて對支政策も强化され、支那の日清戰爭敗戰を好機として清朝政府に對する利權獲得工作を積極的に開始し、遂に一八九八年三月「膠州灣委附に關する條約」を結んで同灣の九十九ヶ年租借に成功した。この條約によつて獨逸は山東省に於ける鐵道その他の事業に關して一般的優先權を獲得し、翌年の六月に獨支合辦の山東鐵道株式會社（華德膠濟鐵路公司 Schantung Eisenbahn A.G.）を創立したが、これと同時に津浦鐵路の借款にも參加することゝなつた。津浦鐵路の借款契約といふのは一八九八年八月清朝と英米シンジケートとの間に締結されたのであるが、その時既に獨逸は上記の條約によつて山東省に於ける優先權を得てゐたので、「津浦鐵路（當時は津鎭鐵路）の敷設權を英國に許與するが如きは條約違反である」と清朝政府に抗議したのである。そこで英國は獨逸と妥協することゝし、同年九月二日所謂英獨協定なるものを結んで相互の利益範圍を設定し、津鎭鐵路に關する事項に就て具體的な取極めを行つたのである。相互の利益範圍といふのは細かな但書はあるが、大體に於て山東省及び黃河流域を獨逸の勢力範圍、揚子江流域及び揚子江以南の諸省並に山西省を英國の利益範圍として互認するといふのである。津鎭鐵路に關する事項とは、天津―韓莊間を獨逸、韓莊―鎭江間を英國に於て夫々建設經營するとか、資金は英獨シンジケートに於て合同して調達するとかいふ規定である。この英獨協定に基いて一八九九年五月に德華銀行、滙豐銀行及び中英公司代表怡和洋行と清朝政府との間に七百四十萬磅の借款契約草案が作成されたが、偶々團匪事件が勃發し、一方英國の津鎭全線掌握の策謀があり、また支那側に利權回收熱が激化したこと等によつて遂に交涉は遷延するに至つた。然しこの間獨逸側は既得の膠沂鐵路及び濟南以西延長鐵路の敷設權を「五ヶ年以內に該鐵道の敷設を終らざる時は獨逸は干涉權を發動する。」との條件付で支那側に賣渡し、少くとも支那側の利權回收熱を緩和して津鎭鐵路借款契約を有利に導かうと努め、種々工作の結果一九〇八年一月に至り漸く妥協し、德華銀行及び支那中央鐵道會社と清朝政府との間に五〇〇萬磅（德華銀行引受三一五萬磅）の借款契約が調印されたのである。これによつて津鎭鐵路は津浦鐵路と改稱され、その建設工事は形式上清朝政府が擔當することとなつた。

一九〇八年十二月清朝政府郵傳部は白耳義の支那鐵道研究會社（Société d'Etudes des Chemins de Fer en Chine）が運營權を有する京漢鐵道を回收するため、その借款全額一二、七四〇萬法を白耳義に償還すべく英佛側に肩替りを交涉したが、英佛は全額の提供には應じなかつた。そこで支那側も讓步し結局九、四三六萬法を英佛より借款し、不足額は各國よりの小借款を以て補ふことゝしたので、獨逸も日、支各銀行と共に參加し、德華銀行より暫借一三〇萬兩を供與した（この暫借は一九一〇年八月に英國フィッシャー會社より四五萬磅を借入れて償還した）。

北支方面に於ける鐵道利權に關しての獨逸の進出は上述の如くであつたが、一九〇九年より更に中南支に進出して湖廣鐵路借款にも關係することゝなつた。湖廣鐵路とは漢口より南に延びて廣東に到る粵漢鐵路と、西は四川に到る川漢鐵路

とを併稱したものであつて、京漢線と共に支那の大幹線をなす重要な鐵道である。今この湖廣鐵路借款成立までの經過を略述すれば次の如くである。

一八九八年四月清朝政府と華美啓興公司（米支開拓會社 American China Development Company）との間に粵漢鐵路借款契約が成立したが、同公司は資金調達困難に陷つた。そこで啓興公司は清朝との約束にも拘らず白耳義財團に株式を賣却し本鐵道の利權を讓渡せんとした。これを見るや香港政廳は密かに清朝政府を嗾かし米國に對して借款契約違反の抗議を申込ませた。時恰も支那の鐵道利權回收運動が熾烈化したので、支那側は湖北、湖南、廣東三省を借主として香港政廳より一一〇萬磅を借入れ、啓興公司より利權を買戻して本借款契約を破棄し、粵漢鐵路を右三省で分擔敷設することゝした。卽ち湖北は官辦（官營）、湖南は官督商辦（半官半民經營）、廣東は商辦（民營）にて建設を進めることゝしたのである。然るに三省とも資力窮乏のため建設不能に陷つたので、再び外資を導入するの止むなきに至り、清朝政府は張之洞を代表として中英公司（British and Chinese Corporation）に對し一五〇萬磅の借款を交涉せしめた。ところが英國側はこの機に自己の勢力を扶植せんがため無理な條件を提出したので、結局この商議は決裂に終り、支那側は改めて德華銀行に交涉、一九〇九年三月遂に三〇〇萬磅の借款契約を締結するに至つた。これに對して英國は佛國を誘つて德華銀行の單獨借款に異議を唱へ共同分擔方を交涉したので、同年五月獨英佛三國銀行家は巴里に會して協調を約し、翌六月三國財團を組織して清朝との間に五五〇萬磅の借款を契約した。この契約で獨逸は四川省菱州——京漢線廣水間六〇六哩の所謂川漢鐵路の建設に從事することゝなつたが、この際は啓興公司の失敗以來傍觀してゐた米國が强硬なる割込運動を行ひ、結局一九一〇年五月四ケ國財團は巴里に協議して米國の參加を認め、內部協定を作り、翌年五月清朝政府郵傳部との間に湖廣鐵路借款が成立、獨、英、米の技師長によつて建設を進むることに決定した。四ケ國側債權者は、獨逸側德華銀行（Deutsch-Asiatische Bank）、英國側滙豐銀行（Hongkong Shanghai Banking Corporation）、佛國側東方滙理銀行（Banque de l'Indo-Chine）、米國側紐育モルガン商會（J. P. Morgan & Co.）、紐育クーン・ロエブ會社（Kuhn Loeb & Co.）花旗銀行（The National Bank）より成り、その借款總額は六〇〇萬磅で、四國の平均分擔としたのである。

越えて一九一三年に至り、獨逸は更に濟順鐵路及び高韓鐵路の借款權と煙灘鐵路の借款優先權とを獲得した。前二者は既述の如く支那の利權回收熱を緩和するため、一九〇八年に獨逸側より五ケ年の建設猶豫期間を付して一旦清朝政府に敷設權を返還したものであるが、後者は新たに獲得した利權である。

〔濟順鐵路〕濟南—京漢線順德間一二〇哩

清朝政府は既に路線の測量などを終つてゐたが、資金に窮して建設猶豫期間を經過したゝめ、一九一三年の十二月獨逸政府と民國外交部との間に（後述の高韓鐵路と共に）三五〇萬磅の借款契約が正式に調印され、獨逸より建設材料を供給し、技師長は獨逸人とすべきことを決定した。

〔高韓鐵路〕膠濟線高密—津浦線韓莊（臨城、徐州）間二一〇哩

濟順鐵路と同時に借款契約の成立を見た本鐵道は青島西方の高密より沂州を經由するもので、曩に一九〇八年獨逸が返還した膠沂鐵路敷設權の再現に外ならない。濟順鐵路が濟南より西に延びて山西、河南、直隸（河北省）の貨物を運輸するのに對して高韓鐵路は膠濟線及び津浦線北段と共に山東、江蘇の貨物吸收を計らんとするものである。右兩鐵路は共に

一九一四年六月工事に着手する筈であつたが、翌月歐洲大戰が勃發してその儘中絶するに至つた。

〔煙濰鐵路〕煙臺（芝罘）－膠濟線濰縣間二八九粁

一九〇四年以來山東商人の主唱によつて建設計畫が進められたが、その資金四〇〇萬元の調達に窮して中止された。其後一九一二年煙臺の支那人商會に依つて煙濰鐵路準備所が設けられ、煙臺－濰縣間の路線を更に濰縣－兗州－濟寧へと延長すべく企圖されたが、獨逸はこの計畫に着目し、建設工事を獨逸人に請負はしむべしと一再ならず交涉した。然し支那側はこの獨逸側の交涉を聽入れなかつたから、後に支那側發起人が本鐵路と膠濟線との連絡に關して獨逸側に交涉した時、獨逸政府は何等滿足なる解答を與へなかつた。そして一九一三年獨逸は改めて該鐵路の借款優先權について支那側と交涉し、事實上敷設權を掌握することゝなつた。

獨逸はこの勢に乘じて（一）濟順線の大同延長（二）津浦線兗州－湖南省襄陽（三）韓莊－漢口等の各地間の鐵道敷設計畫を、一九一四年三月民國外交部に提案したが、交通部は之に應じなかつた。然しかやうに獨逸が矢繼早やに鐵道利權獲得を試みたことは、獨逸の對支積極政策の一端を示すものであらう。これは當時の獨逸が近代國家として急激なる發展を遂げたにも拘らず、對支進出に於ては尠なからず列强に立遲れてゐたゝめに、可及的速かに自己の權益を擴張して列强の優位を確保すべく、他國よりも一層積極的に支那の開發事業に乘出し、卓越せる工業力と技術を以て着々その勢力を扶植せんとの意圖を有してゐたためと考へられる。而してこの對支積極政策の最大の成果は山東を勢力範圍にしたことであつて、その開發事業は先づ山東鐵道株式會社の創立によつて着手せられたのである。

〔山東鐵道株式會社の概貌〕

一八九九年六月創立、一九〇一年四月青島－膠州間開通、一九〇四年膠濟鐵路全線開通　翌年より純營業時代に入る。

（企業組織）條約上は獨支商人の合辦組織であるが、事實は全株式が獨逸商人引受であつて完全な獨逸承辦鐵道である。

（資本金）五、四〇〇萬馬克（五萬株）、一九一三年六、〇〇〇萬馬克に增資、株式は德華銀行を始め獨逸銀行團に於て全部引受

（路線）本線　三九四粁（二五六哩）青島－濟南間

枝線　五一粁（三五哩）博山－張店間、その他四線

廣軌四呎八吋半、單線、（複線敷設用地あり）。道床には砂利と石材を豊富に用ひ、枕木は鐵材を使用

（營業）青島－濟南間直通運行、急行一日一回、所要時間九時間二十分

一九〇四年全線開通以後の營業成績は次の如くである。

	一九〇五年	一九〇九年	一九一三年
旅客人員（人）	八〇三、五二七	一、三一七、四三八	一、六四一、二七九
貨物噸數（噸）	三一一、一六五	九四七、六七五	六九六、五六五
總收入（銀圓）	一、九一二、二九六	四、一三〇、一六二	三、四一一、七九四
利益配當（%）	三・二五%	七・五%	六・〇%
車臺數（臺）	八二三	一、三〇〇	九七四
走行距離（粁）	六三八、四九八	一、五八八、〇二二	一、二七九、八四一

右の如く營業成績上昇し、概して良好であつた。

以上の如く獨逸は山東を中心として、北支一帶に急劇なる鐵道計畫を進めつつあつたが、一九一四年八月歐洲大戰が勃發したため、日本は獨逸に宣戰し十一月青島を攻落、山東鐵道全線も亦我軍の有に歸した（これに對し支那政府は我軍に抗議を提出したけれども、種々折衝の結果、華府會議の山東問題解決大綱に基いて、一九二三年一月一日四、〇〇〇萬圓の支拂國庫證券の報償を以て支那政府へ讓渡した）。尙ほ一九一七年には支那も參戰して獨逸側に宣戰したので、獨逸財產は凡て沒收され、現在は當時山東に隆盛を極めた獨逸の利權は影だに留めてゐない。

第二、現勢　借款關係

獨逸の鐵道勢力は主として山東にあつたのであるが、歐洲大戰によつて全く一掃され、僅かに津浦鐵路、湖廣鐵路に對する英、米、佛との共同債權の形に於て殘存するのみとなつた。然しそれも單に一部參加の程度に止まり、事實上の支配力は無いのである。

然るに滿洲事變後、國民政府は新支那經濟建設計畫を樹立し、鐵道の建設計畫に關しても今までにない新しい方法を採るに至つた。材料借款の形式がそれであつて、鐵路そのものを擔保として供せず、政府の證券又は政府或は銀行の保證を以てする方法である。獨逸も對外經濟勢力の恢復するに隨つて、この材料借款に參加するやうになつた。卽ち浙贛鐵路、湘黔鐵路及び京漢鐵路の黃河鐵橋關係の料債である。

一九三七年の事變勃發以前に成立した國民政府鐵道建設借款總額は二一、九〇〇萬元に上るといはれ、そのうち現金借款は七、〇〇〇萬元（英六、三〇〇萬元、佛七〇〇萬元）であるが獨逸の持分は無い。併し料款は一四、九〇〇萬元で、獨逸が最多額の五、八〇〇萬元を占めてゐる（尙ほ列強の材料借款は白五、〇〇〇萬元、佛二、七〇〇萬元、英七〇〇萬元、チェッコ六〇〇萬元である）。

一九三八年七月現在獨逸對支鐵道舊借款一覽

〔津浦鐵道關係〕

華中公司（英・佛）及德華銀行（獨）と支那政府

△一九〇八年一月第一次五分利借款

獨逸引受起債額　三一五萬磅　現在額　二、四四二、七四〇磅

△同右一九三六年延利整理借款（無利子）

獨逸持分　三六二、九五六磅　現在額同上

△一九一〇年九月第二次五分利借款

獨逸引受起債額一八九萬磅　現在額　一、六六二、七八〇磅

△同右一九三六年延利整理借款（無利子）

獨逸持分　二四〇、九六一磅　現在額同上

△一九一二年七月七分利追加借款（獨のみ）

起債額　一、一三四、〇〇〇磅　現在額六七八、〇〇〇磅

〔湖廣鐵道關係〕

德華銀行（獨）、匯豐銀行（英）、東方匯理銀行（佛）、及米國資本團（モルガン商會以下四社）と支那政府

△一九一一年五月五分利借款

獨逸引受起債額　一五〇萬磅　現在額一、四一四、〇〇〇磅
△一九三七年四月延利整理借款
獨逸持分　一一〇、四一九磅　現在額同上

右獨逸對支鐵道舊來借款合計額六、九一一、八五六磅
一九三八年七月現在獨逸對支鐵道材料借款一覽

〔浙贛鐵道關係〕

獨逸オット・ウォルフ製鐵廠（Otto Wolff, Koeln）と浙贛鐵路聯合公司
△一九三四年五月玉南段七分利料債
期　間　六　ケ　年
契約額　八〇〇萬元、現在額同上
擔　保　第一、一九三四年五月一日發行鐵道部第一期鐵路建設公債一、二〇〇萬元
萍鐵路公債一、二〇〇萬元
第二、玉南段の現在及將來完成後の資產全部と營業權
△一九三六年五月南萍段七分利料債
期　間　六　ケ　年
契約額　一〇〇〇萬元、現在額八七一萬元
擔　保　第一、一九三六年二月發行鐵道部第二期鐵路建設公債二、七〇〇萬元
第二、玉南段債務履行後の同第一擔保
第三、南萍段現在及將來完成後の資產、營業權及該段の收入から營業費用並びに必要設備費を除く剩餘金の二割を元

利償還に當てる。

〔湘黔鐵道一九三六年十一月六分利料債〕

オット・ウォルフ製鐵廠（Otto Wolff, Koeln 德國華中鋼鐵廠）クルップ（Krupp, Koeln）、フェロスタール（Ferrostaal A.-G.）スタール・ウニオン（Staal Union, China A.-G. 斯塔爾聯合輸出貿易公司、德國聯合鋼廠）より成立せる獨逸シンヂケートと國民政府鐵道部

期　間　十ケ年
契約額　三、〇〇〇萬元．現在額不詳
擔　保　一九三六年三月一日發行鐵道部第三期鐵路建設公債四、〇〇〇萬元（中國銀行保證）並びに本路收入及京漢鐵路收入

〔京漢鐵道黃河鐵橋修理一九三六年十一月六分利料債〕

前記湘黔線關係獨逸財團と國民政府鐵道部（湘黔鐵道料債と同時に締結）

期　間　十二ケ年、京漢鐵路減債基金中より償還
契約額　一、〇〇〇萬元　現在額不詳
擔　保　前記湘黔鐵路關係と共通

右獨逸對國民政府鐵道建設關係料債契約額合計五、八〇〇萬元

結局新支那經濟建設に關する對外鐵道借款の內、獨逸の占むる現在額は全額の四分の一强に當り、總べて材料借款である。斯くて現在の獨逸の對支交通勢力は全く借款關係上にのみ存するのであつて、鐵道運營に迄影響するが如き何等の權益をも有たないと見てよい。

第三、各論

(一)津浦鐵道

既述の如き獨逸の山東よりの後退は津浦鐵道との關係をも一變せしめた。歐洲大戰後一九二一年五月二十日獨支協約に基き獨逸はその引受債券中、津浦・粵漢兩線の獨逸人所有債券を戰時賠償金の一部として支那に交付することを批准したが、その後依然獨逸は債券を返還しなかつた。しかし現在は唯德華銀行が借款引受銀行として純經濟上の業務を執つてゐるに過ぎない。

(二)粵漢鐵道(湖廣鐵路借款關係)

津浦線の場合と同樣德華銀行が引受借款に關する事務を執つてゐるにすぎない。湖廣鐵路借款契約により獨逸の受持つた川漢鐵路は建設されずに終つた。

(三)浙贛鐵道

浙贛鐵路聯合公司管理、經營

(區間)浙江省杭州と對岸の西興江邊より江西省玉山、南昌を經て萍鄉に至り既成の株萍線と結んで株州南站に達するので、浙江、江省兩省の別名を併せて浙贛鐵道と稱する。全長八八五・六粁、枝線を併せて合計九〇八・三粁である。全線を杭玉段、玉南段、南萍段の三段に分ち、株萍線に連接する計畫で、右の中、獨逸オット・ウォルフ製鐵廠は玉南、南萍段に材料借款八〇〇萬元及び一、〇〇〇萬元を貸與してゐる。

(沿革)本鐵路は國民政府成立の後計畫されたもので、一九二七年張靜江の發起に依る狹軌輕便線計畫に始まつた。その後一九二九年二月浙江省政府案たる杭州閘口—玉山線を建設することとなつたが、資金難のために頓挫し一九三〇年三月漸く起工式を行つた。最初の杭玉段に於ける建設費は何れも支那側及び中英庚款借款を以て調達された。玉山段開通後も江西省共產軍討伐の軍事用に必要なるため更に延長されて株萍線へ連絡、延いては粵漢線に接續せしめんとの計畫成り、鐵道部、財政部、浙江、江西兩省政府及び上海支那銀行團を以て、一九三四年二月浙贛鐵路聯合公司を組織した。

○浙贛鐵路聯合公司

資本金　公稱六、〇〇〇萬元

董事　鐵道部及び浙江、江西兩省政府各二名、財政部一名、銀行團三名、鐵道局長、計十一名

目的　鐵道部及び右兩省政府委託に基き玉山—萍鄉間鐵路の建設、經營及び浙江省政府委託に基き杭玉段の經營

工事は玉南段より進むることとし、一九三四年七月起工式、同八月より起工し一九三六年一月十八日に開通、同年五月直ちに南萍段の萍鄉、南昌兩側より着工し一九三七年九月日支事變勃發後全線開通した。

玉南段建設費は八〇〇萬元の豫算を超過して一、〇〇〇萬元を要し、上海支那銀行團より八〇〇萬元の現金借款を受けオット・ウォルフ製鐵廠(德國華中鋼鐵廠)より同じく八〇〇萬元の材料借款をなして賄つたが、材料借款はレール、架橋材料、車輛等を以て供與した。南萍段建設費も玉南段に準じて上海支那銀行團より一、〇〇〇萬元の現金借款、オット・ウォルフより材料借款一、〇〇〇萬元を以て賄つたのである。

杭玉段は輕軌鐵道にして玉山以西との連絡に不便なため、一九三六年十一月チェッコ・スロヴァキア、ヴィトコヴァイツ製鐵廠より材料借款六〇〇萬元　上海支那銀行團より現金借款二八〇萬元を得て軌條の取替を行ひ、又荒廢せる株萍段の改良工事も計畫され、運輸の圓滑化を計りつつある（本鐵路の開通は錢塘江上流の民船運送を衰微せしめた。

尙、本鐵路附屬工場として西興江邊に江邊機廠があり、一九三二年三月設立以來漸次擴充され、一九三四年からは杭州電廠の電力を利用して車輛その他の修理工作を行つてゐた。然し本工場のみでは鐵路の延長と車輛の增加を計るには不充分なので、南萍段樟樹鎭に新工廠の建設を計畫し、一九三七年には完成の筈となつてゐた。

（四）湘黔鐵道（建設中）

（區間）株州－湘鄉－新化－貴陽間九〇八粁、但し株州－穀水間一〇三粁は一九三八年に開通した。

一九三六年二月湘黔鐵路工程籌備處を設けて建設準備に着手、同六月測量を完了し、湘黔鐵路工程局を設立して先づ株州－湘鄉間の建設を決定、一九三八年十月既に部分的には若干の竣工を見たが、目下工事拋棄狀態にある。

建設費推計一六、〇〇〇萬元、先づ一九三六年十一月獨逸シンジケート（オット・ウォルフ、クルップ、スタール・ウニオン・フェロ・スタール）よりの料債起債額四、〇〇〇萬元の內三、〇〇〇萬元を以て工事に當り、擔保には一九三七年三月發行の第三期鐵道公債を以てし、殘餘一、〇〇〇萬元は黃河鐵橋修理料債に充當した。

（五）京漢線黃河鐵橋修理

契約條件は前記湘黔鐵路料債と同一。

第二節　水運業

第一、沿革

獨逸の對外航運政策が積極的に轉換して來たのは他の列强に比して遲く一八八〇年頃より消極的な保護主義の成長を見たに過ぎない。而して對支航運も亦阿片戰爭後の一八四七年に漢米線會社（享寶公司 Hamburg Amerikanische Packetfahrt A.G.）が漸く帆船三隻を以て支那航路を開始したのに始り、一八五六年までは汽船の來航はなかつた。後年この漢米線と比肩するに至つた北獨逸ロイド會社（Nord-Deutscher Lloyd）も、當時漸く本國で創立を見たに過ぎぬ狀態であつた。一八六〇年頃には英米の對支航路が最も盛んで、獨は第三位であつた。試みに一八六四年の對支出入噸數を見ると、英四七%、米四二%に對比して獨は僅々一〇%（噸數は約六〇萬噸餘）であつた。然るに一八七七年米國が急激に凋落して以來、翌一八七八年より英に次ぐ第二位を占むるに至つた。一八七〇年代平均は大體對支出入總噸數の五%で米國の一八%には遠く及ばなかつたが、一八八〇年代にはこの比率は六〇%に對する三〇%と逆轉し、以後米國が一%に減少したのに對して獨逸は大體六%內外を持續し、依然第二位を保持してゐた。

一八八六年北獨ロイドは極東航路を政府補助の下に開始、一八九〇年創業の美最時洋行（Melchers & Co.）を支那に於ける代理店となし、漢米線も亦、同じく一八九〇年創業の瑞記洋行（Arnhold Karberg & Co.）を代理店として、兩社並んで極東に進出した。斯くて對支出入噸數に於ても英の次位を占め約六%を維持して一九〇〇年代に入つた。

十九世紀末期には列強に依る世界分割は既に終了し、後進の獨逸はその間に強行的に前進せんとし、一八九五年の對日三國干渉を始めとして、一八九八年には膠州灣を租借、翌年には南洋のマーシャル及びサモア群島を得、マリアナ、カロリン群島を西班牙より買收し、一九〇〇年には北淸事變に參加する等、相次いで東洋への關係を深め、それと共に獨逸の對外貿易は益々隆盛に向ひ、隨つて船腹の需要增大し、獨籍船舶は急增して英國と摩擦を生ずるに至つた。總噸數に於ては獨逸は一八七〇年に英國の五%を占めてゐたが一九一〇年には二五%となり、その增加速度は活潑であつて、隻數に於ては同年間に英國が二倍に增加せるのに比して獨は二十八倍に急增してゐる。而して一九一〇年世界に於ける一萬二千噸以上の大船八十隻の中、英四十二隻、獨二十二隻を所有し、共に世界を壓する船舶國に成長した。

かくの如き形勢は直に支那航路に於ても現はれ、一九〇〇年對支出入噸數は前年の五・六%より一三%に飛躍した。これは北獨ロイド、漢米線兩社の長江航路參加に基くもので、膠州灣租借、山東經營着手に次ぎ中支方面にも進出せんとするの勢を示したものである。一八九九年漢米線は長江航路に瑞泰、瑞安二隻を就航せしめ、一九〇〇年末には北獨、漢米兩社は上海—漢口間の定期航路を開始した。獨逸と同じく後進國たる日本も當時既に日本郵船會社によつて長江航路に參加してをり、此處に日、英、獨、支四國八社の競爭が長江に於て展開されたのである。獨逸は更に團匪事變を機として英艦が長江上流へ溯つたのに倣ひ、一九〇〇年十二月末瑞記洋行（漢米線）の瑞生號三五八噸を以て重慶へ溯航せしめんと企てたが、途中沈沒し乘員を失つた。然しこの宜昌—重慶航路の失敗に續き、更に一九〇七年には獨軍艦ファーテルランド號（Vaterland 外特蘭）二六〇噸を以て溯航し、航路を開かんと努めたが、同年日本の郵船、商船、湖南、大東の四汽船會社が合同して日淸汽船を創立し、佛國も一九〇六年より東方輪船公司によつて長江航路に參加したために五ケ國商社の爭となり、殊に英國の太古洋行、怡和洋行の强力なるには勝てず、獨逸の兩社は不振に陷り、一九一一年には遂に漢米線は長江を退いて沿海航路に專心し、北獨ロイドも亦主要船を賣却、僅かに殘餘の老朽船を以て航行を續くるのみとなつた。

英の强力、日本の新興氣銳に壓せられて獨は長江敗退を餘儀なくされ、對支出入噸數に於ても大戰前既に第二位を日本に讓つた。卽ち一九〇五年までは未だ一三%對一一%と僅かに日本を凌駕してゐたが、一九一四年の大戰勃發迄には日本の急激なる增加のために地位を讓り、獨逸は第三位に下つた。又沿海航路に於ては、一九一一年頃には南支に於て捷成洋行（Jebsen & Co.）が香港—海口間の定期航路を經營してゐた。

その他に大戰直前には禪臣洋行（Siemssen & Co.）が上海—廣東間の航路を經營し、龍門號（一、二四五總噸）鯉門號（一、二三八總噸）及び南洋號、北洋號を就航せしめてをり、また福州では電話業を開業して交通經營に關係してゐたが、現在は輸出入商、保險代理業等を營むのみとなつた。

獨逸が航運業に大なる進出をなした頃には租借地たる膠州灣の港灣施設にも力を注ぎ、又造船業も附屬的に經營した。青島港の築港は一八九八年の租借成立より直ちに開始され全費用二、九五〇萬馬克を要して完成、港面は二平方粁、設備としては長さ四、五〇〇米の人工防波堤を廻らし、入口に島を造り其處に造船所を建設し、長徑二粁の大埠頭二個（水深九・五米）及び倉庫多數を設けた。而して埠頭、防波堤上には造船所と山東鐵道とを連絡する鐵道を敷設した。

青島造船所は一九〇〇年初巡洋艦隊附屬の船舶修理を目的として建設され、一九〇五年には大港に擴張されて移轉、一萬六千噸の大浮船渠と一五〇噸の新式起重機を設備した。また所內には全長徑二、一〇〇米に及ぶ多くの埠頭があり、工

場施設も最新式設備を完備した。事業は船體及び汽罐の修繕・製造を共に行ひ、自國の各種軍艦及び商船の修繕並に曳船、交通用小艇等の建造は多數に及び、尙大戰時に建造中のものが十隻あつた。また一九一〇年十二月には支那砲艦「武風」號を建造した。

一九一四年の大戰で獨逸各社共在支航業を停止し、或は自國の軍用徵發を受け、或は繫船され、また日本の對獨參戰、支那の參戰（一九一七年）等のために船舶商社財産共に沒收せられて、獨逸極東航運勢力は全く根本より覆滅し、又青島港も日本軍に占領せられた結果、獨逸の對支出入船舶は一九二〇年迄は出入絶無の狀態に陷つたのである。

第二十三表　大戰前後に於ける獨逸船對支出入隻數及び噸數

	隻數（總數對比）	噸數（總數對比）
一九〇五年	七、三三七隻（三・二八%）	八、一八八千噸（一一・二五%）
一九一〇年	五、三六一（二・四六%）	七、〇六一（七・九五%）
一九一三年	五、三八二（二・七一%）	六、三一〇（六・七六%）
一九一五年	九七九（〇・四七%）	五八（〇・〇六%）
一九一九年	〇（〃）	〇（〃）
一九二〇年	〇（〃）	〇（〃）
一九二一年	四（〃）	二（〃）
一九二二年	三六四（〇・二〇%）	一、三六九（一・〇四%）

大戰後漸く恢復に向ふに從ひ一九二一年より僅かに對支出入船を生じ、爾來二、三年の間に激增した。然し絶對數に於ては依然戰前の六百—八百萬噸には遠く及ばず、盛時の二分の一、三分の一を回復したに過ぎず、英、日、支、米、佛、蘭、諾の下位に屬してゐた。一九二一年漢米線（享賓公司）、北獨ロイド社（北德意志公司）、リックメールス・ライン（利克茂公司 Rickmers Rhederei A.-G.）等が上海に支店を設立して支那航路を再建し、北獨ロイド、漢米線は屢々長江へも潮航して自國商扱の貨物を極力吸收せんとした。卽ち積荷の有無に拘らず七—十日も碇泊して獨商の荷を掻集める等大童の努力を以て長江航運に當つてゐた。そして一九二七年には北獨ロイド（代理店美最時洋行）は長江定期航路を再開するに至り、上海—漠口を通じたが、幾許もなく廢止し一九二九年六月にはまた舊狀にかへり不定期船を就行する程度となつた。

長江上流航路は一九二七年十二月より宜昌—重慶間を廣慶公司が四級船富順號（Fushun 五七七總噸、一九二五年建造）を以て運航を開始したが（一九二七年宜昌—敍州間各國配船五八隻中獨船は右一隻のみにすぎない）、その後廣慶公司は更に定遠號を以て宜昌—重慶—敍州線を通じた。併し同公司の實質は支那人所有であつて、以前は伊國旗を揭げて經營してゐたが、一九二七年十二月より獨國旗に變更したもので、名義上の獨逸商社に過ぎぬと思はれる（同公司はその後一九三〇年三月までは獨商として存在してゐたが、同年末には少くとも獨逸籍としては存在せず）斯くの如き經過を辿り獨逸の航運勢力は次第に恢復し、一九三〇年には對支出入噸數に於て戰後の最高に到達した。けれども、世界大恐慌後再び降下し、一九三七年の出入噸數は英、支、日、米、諾に次ぐ第六位となつた。

第二、現　勢

獨逸の對支出入船舶は隻數・噸數共に一九三〇年を最高とし、以後一九三七年まで相當な下降傾向を示したが、日支事

變後再び上昇し、一九三八年の出入隻數は前年の二倍に增大した。然しかやうな隻數の激增にも拘らず、噸數の增加割合が前年に比して僅か三割强に過ぎないのは、大體に於て噸數の少ない內國航路船の出入隻數が壓倒的に增大したゝめであつて、これは內河・沿岸の航行に關する諸般の事情が事變後著しく變化したゝめに遽かに獨逸籍を獲得した內國航路の小船艇が相當多かつたことを意味してゐるやうである。いま次揭の第二十四表以外に一九三六年以來の獨逸船の出入隻數を航路別に示すならば、一九三六年は外洋航路船出入隻數三八六隻、內國航路一四一隻、計五二七隻、三七年は外洋三一二隻、內國一〇一隻、計四一三隻であつた。次いで一九三八年には外洋は二八〇隻に減じたが、內國航路船は前年の五倍餘に增大して五四九隻を占め、合計八二九隻に上つた。一九三九年は三八年に比し內外航路船共に僅かに減少し、外洋二三九隻、內國五〇四隻、計七四三隻となつた。

第二十四表　最近十年間獨逸船對支出入隻噸數（括弧內の數字は%）

年次	內外航路合計		外洋航路		內國航路	
	隻數	噸數(千噸)及總數對比	隻數	噸數(千噸)及總數對比	隻數	噸數(千噸)及總數對比
一九三〇年	一、〇四三	四、二四六(二・七三)	八二四	三、四四四(二・一五)	二一九	八〇二(五・〇一)
一九三一年	九七六	三、九三四(二・四六)	七五六	三、三五四(二・一〇)	二二〇	五八〇(三・六三)
一九三二年	一、〇一三	四、一三一(二・五八)	八二九	三、四四九(二・一五)	一八四	六八二(四・二六)
一九三三年	一、一三三	四、六四六(二・八八)	九二二	三、八四九(二・三九)	二一一	七九七(四・九七)
一九三四年	一、一八七	四、八〇三(二・九九)	九四〇	三、九〇四(二・四三)	二四七	八九九(五・五九)
一九三五年	一、二六一	五、一〇四(三・一八)	一、〇一二	四、一八〇(二・五八)	二四九	九二四(五・七四)
一九三六年	一、三八六	五、四八〇(三・三一)	一、一二四	四、六二〇(二・八四)	二六二	八六〇(五・三六)
一九三七年	一、四一三	五、八〇一(三・四一)	一、一八四	四、八四一(二・八四)	二二九	九六〇(五・六七)
一九三八年	一、八二九	七、四〇一(四・三四)	一、二八〇	五、二〇一(三・〇六)	五四九	二、二〇〇(一二・九六)
一九三九年	一、七四三	七、一〇一(四・一八)	一、二三七	五、〇一一(二・九五)	五〇四	二、〇九〇(一二・二九)

年次	內外航路合計		外洋航路		內國航路	
	隻數	噸數(千噸)及總數對比	隻數	噸數(千噸)及總數對比	隻數	噸數(千噸)及總數對比
一九三六年	五二七	二、六二四(一・八一)	三八六	一、九六五(四・三四)	一四一	六五九(〇・六六)
一九三七年	四一三	二、〇八九(一・三二)	三一二	一、五八七(四・四八)	一〇一	五〇二(〇・九二)
一九三八年	八二九	二、六四六(四・四八)	二八〇	一、四四九(四・九二)	五四九	一、一九七(四・〇三)
一九三九年	七四三	二、一二七(一・〇四)	二三九	一、一八七(三・九八)	五〇四	九四〇(四・二五)

上記の如く獨逸の對支航運力は事變以來一九三〇年の最高水準に急迫したが、これを支那各港の出入船舶噸、隻數合計（總數）に對比するならば誠に微々たるものである。即ち例へば、一九三八年の總數一一〇、六三九隻（五九、〇九一、九四九噸）のうちで獨逸船は僅かに八二九隻（二、一二六、五二九噸）を占むるに過ぎない。而してその順位は、隻數に於て一九三八年は第八位、一九三九年は第六位を占め、噸數に於ける順位は兩年共英國・日本には遠く及ばないけれども、諸威に次いで第四位を占めてゐる。然し獨逸は第一次大戰後漸く再出發したに過ぎないので、港灣諸施設は皆無に等しく、また支那に營業の主體を置く有力な航運會社はない。

第三、對支關係航運會社

獨逸の對支航運は現在主として漢米線と北獨ロイド線によつて營まれてゐると見てよい。

（一）漢米線（享寶輪船公司　Hamburg-Amerikanische Packetfahrt A. G.）

支　店　上海廣東路二〇

本　店　ハンブルク、拂込資本金　四、六三七萬ライヒス馬克、一九三六年十二月末現在所有船　一一七隻、七七

四、五〇八總噸

漢米線は一八四七年帆船三隻を以て始めて支那へ來航し、その後一八五六年には汽船を使用して航行した。一八九〇年瑞記洋行が創業されて本社の代理店となり、一九〇〇年十二月長江定期航路を開き、瑞泰號、瑞安號を以て漢口へ通じた。更に上流に向つて瑞生號三五八噸（長さ二〇〇呎、吃水六・五呎、十四節）を以て重慶に航行したが、途中宜昌上流二十七哩峽峯灘に坐礁して沈沒し宜渝航路計畫は失敗に終つた。

その後英商太古、怡和及び日清汽船には敵せず年々缺損續きで、一九〇七年には瑞茂號（新造船にて長江用特殊淺吃水船）、青島號（九七八噸）を前記瑞泰、瑞安の二船に加へ、瑞記洋行を代理店として上海―漢口―宜昌及び湖南省湘潭間を通じたが、一九〇八年には斷念して瑞泰、瑞安の二隻を英商省港澳輪船公司に賣却し、瑞茂號　青島號を時々長江に通航するのみで全く沿海航路に專念し、一九一一年には長江を退出するに至つた。沿海航路は香港　上海―青島　芝罘　天津間で漢米線が經營に當り、また歐洲より三隻を以て月一回、香港―上海―浦鹽を通じた。設備としては上海、青島に碼頭を所有してゐた。一九一四年大戰のため、前記瑞茂號は紀淡海峽の友ヶ島附近で日本海軍に拿捕された（海軍御用船友ヶ島丸と改名使用されたが、後に日清汽船に賣却せられ巴陵丸と改名、支那沿岸南北航路に使用された）。又青島號はマニラに於て抑留せられた。

然し大戰終了の後は一九二一年再び上海に於て開業し、一萬噸船四隻を以て二ヶ月一回上海へ來航し、一九二四年には六隻に擴充されて一ヶ月一回來航することとなつた。戰後の長江に於ける航運競爭の激化は、勢ひ自國商扱の貨物は自國船によつて吸收するといふ傾向を生じ、漢米線も漢口代理店禮和洋行の手で不定期船を上海―漢口に通じた（一九二八年の漢口溯航不定期船度數は九度であつた）。一九三〇年には本社船の來航は五二度に及び主として漢口、大連、青島、天津等よりの輸出貨物の積取に從事した。一九三五年二月北獨ロイド社との經營協定が成立し、極東客船航路は北獨ロイドの單獨經營に移され、本社の對極東航路は貨物線のみとなつた。

（二）北獨逸ロイド汽船會社（北德意志公司 Nord-Deutscher Lloyd）

代理店　美最時洋行（Melchers & Co.）上海九江路二一〇―四

本　店　ブレーメン、拂込資本金　四、六六六萬ライヒス馬克

一九三六年十二月末現在所有船　七八隻　五〇九、三三七總噸

一八五七年漢米線に後れて創立され、一八八六年政府補助の下に極東航路を開き、一八九〇年創業の美最時洋行を代理店とし、一九〇〇年末より左記四隻を以て長江上流航路及び下流航路を開航した。

上海―漢口間　河用船美順、美大、美利號（各一、一五一噸）三隻　五日一回

漢口―宜昌間　美有號（一、七八〇噸）一隻　週一回

この長江航路は日、英、支の競爭裡に出場したので營業不振であつた。一九〇九年美順號が上海港內にて燒失（殘骸を大阪商船買收、別府航路紅丸となる）、次いで一九一一年美有號は湖南中華輪船公司に賣却（同船は更に一九二三年三北公司に讓渡、之江號と改名されたが、一九二七年上海港內にて失火沈沒した）。而して殘餘の老朽船を以て營業を續けた。

港灣施設としては美最時洋行所有の碼頭が長江沿岸の上海、鎭江、安慶等に設備されてゐた。然るに一九一四年大戰の爲に營業停止、各船繫留され、支那の參戰によつて在支所有船、港灣設備は支那政府に沒收せられた（美大、美利號も沒收

されて華大、華利號と改名、一時は大連公司に貸船されたが、一九一九年八月華大號は招商局へ、華利號は三北公司に貸船、一九二四年六月には二隻共招商局へ賣却されて江大、江清號と改名の上、漢口―上海間に使用された)。大戰終了後は一九二一年再び上海に營業を開始し、極東航路を通じ、一九二四年には美最時洋行が上海港に碼頭を設けて海洋航路船を屢々漢口に溯航せしめ、歐洲行貨物の吸收に努めた。そして一九二七年十一月初旬、下記三隻を傭船し再び美最時洋行を以て再び長江定期航路を開始するに至つた。

上海―漢口間　小型諾威船三隻傭船			
Lerke	一、一七二總噸	六七八登簿噸	
Promise	一、二九一〃	七二七〃	
Livingstone	一、四八二〃	九一八〃	
計　三　隻	三、九四五〃	二、三二三〃	

併し長江沿岸碼頭設備は大戰中沒收されて皆無となつたため、中間港には寄らずに直行し　主として自家船接續貨物の輸送に從事した。然しこの定期航路も間もなく廢止し、一九二九年六月以後は不定期船を通航するのみとなつた。尙ほ一九三五年前記漢米線と協定して極東客船航路は本社の經營に歸した。

(三)利克茂輪船公司(Rickmers Rhederei A.-G.)

本　店	ハンブルク	拂込資本金	二〇〇萬ライヒス馬克
一九三六年十二月末所有船舶		七隻、三七、一二四總噸	
支　店	上海愛多亞路九		

Lerke	一九〇六年建造	一四・〇呎吃水
Promise	一九二〇〃	一五・四〃
Livingstone	一九〇五〃	一七・四〃

一九二一年北獨、漢米兩社と共に上海に進出し來り支店を設置し極東航路を開いた。一九三二年頃には二ケ月一回貨物船四隻一九、八四三總噸を配船し、その後配船數を增加し、今次歐洲戰爭勃發までは全船を極東航路に使用してをり、アントワープ―マニラ―香港、上海―日本―天津―大連間を通航した(年十四回、貨物船七隻、三七、一二四總噸)。

(四)その他に捷成洋行(Jebsen & Co.)、德國遠東輸船公司(German Far East Steamship Co.)及び德國捷運公司(German Forwarding & Steveloring Co.)がある。捷成洋行は香港―廣東間の定期航路を經營してをり、他の二社は上海を中心に主として長江の貨物輸送を行つてゐる。然しその資本、所有船並に航路は不詳である。

以上は獨逸航運會社の概況であるが、上述の如く漢米線及び北獨ロイド兩社は、支那に對しては單に極東航路の目的地として寄航するに過ぎない狀態である。而してこの二社は本據を本國に置いてゐる關係上、今次の歐洲戰爭による影響は甚大で、從つて對支航運も著しく阻害されてゐる。そのために一九三九年は前年に比して對支出入噸、隻數は相當減退を示したのである。

第四、港灣施設

既述したやうに、大戰前には靑島の港灣築造の他に天津、上海、鎭江、安慶等に獨商の碼頭があつたが、戰後は對支出入航路も衰へ、從つて在支港灣勢力は微々たるものに過ぎない。

(一)上　海　港

戰前には、漢米線、美最時洋行(北獨ロイド代理店)禪臣洋行の廣東から天津に及ぶ沿海航路、漢口への內河航路等の

爲に、或は「慶記洋行」の上海－平湖－海鹽（杭州灣北岸）間の內水河小汽船運航等の存在した爲、各自その碼頭を上海港に所有してゐたが大戰で失つた。然し戰後（一九二四年頃）には復活して金利源碼頭下流の浦東側に美最時洋行碼頭が出來た。現在は、浦東側東溝クリークの直ぐ上流に禮和洋行（Carlowitz & Co.）所有空地、自然岸一〇五呎、水深十四呎があり米國の China Transport & Co. の使用港を挾んで更に自然岸二、〇七〇呎、水深六－二〇呎がある。

（二）天津港（塘沽）

大戰前には禮和洋行の碼頭が天津獨逸租界に存在せるも現在は無い。

（三）水先人

水先人も獨逸人は微々たる數に過ぎない。一九三三年現在全支水先人一九〇名の中、外人一〇四名、その中獨逸人は二名である（天津水先人總數十一名中一名、上海同四〇名中一名）。

その後一九三五年九月現在上海にて一名增加し、四〇名中二名となつた。全支計三名である。

第三節　空運

第一、沿革

一九三〇年二月二十一日ルフト・ハンザ航空會社（Deutsche Luftha nsa A G.）は中國交通部と歐亞航空假契約を調印し、支那と歐洲との航空連絡を企圖した。右假契約は多少修正されて一九三〇年八月十三日に交通部とルフト・ハンザ會社代表シュミットとの間に改めて調印され、同年十月南京國務會議によつて認可せられた。

右契約に基き一九三一年三月歐亞航空公司（Eurasia Aviation Corporation）が獨支合辦で正式に成立し、當初の資本金は三百萬元、內支那政府出資二百萬元、ルフト・ハンザ會社百萬元であつて、最初に規定せられた空路は

（1）上海－南京－天津－北京－滿洲里經由東部ロシアより歐洲へ至る、（2）上海－南京－天津－北京－滿洲里經由しウルガより歐洲に至る、（3）上海－南京－甘肅－新疆を經由しロシア東部より歐洲に至る三線である。而して先つ上海－北京－滿洲里線を開設することに決定し、一九三一年三月飛行機二機を以て往復試驗飛行を實施、同年五月定期航空を開始した。每週二往復、郵便物のみの運送に當り、兩終點間所要約一日半であつた。本航空路は滿洲里より西比利亞を橫斷して獨逸に延長される計畫で、主として獨逸側に於て蘇聯邦政府と交涉したが、同政府は領土內の航空を認めなかつたため、滿洲里－イルクーツク間は鐵道に依りイルクーツク以西は定期航空に依り郵便物を輸送することとした。所が一九三一年七月二日滿洲里行飛行機は外蒙境界に於て地上より一齊射擊を受け、操縱士負傷の爲め不時着陸した際、外蒙側は乘員、機體共に庫倫に抑留した。この事件が發生して以來本定期航空は全く中絕の形となり、寄航地變更の爲め東北政權と交涉をなし九月上旬に往路は洮南經由、歸路は奉天經由として本定期航空再開を決定したが、これも同月滿洲事變勃發の爲め立消えとなつた。

依て同公司は上海－甘肅－新疆線を開設することに決定し一九三一年十二月上海－北京－迪化の往復試驗飛行を行つた所、これ又上海事件の發生あり、旁ら經費その他の關係に依り當分實施不能に陷つた。一九三三年一月再び上海－塔城間

の定期空路を開始したが、その直後新疆地方に動亂起り蘭州以西の航空を中止した。

一九三四年五月（平粵線北平—太原—洛陽—漢口—長沙—廣東）線の定期航空を開始、同年十月滬新線（上海—蘭州線）と平粵線との連絡地を洛陽より鄭州に變更、又同年十一月蘭州—寧夏—包頭線を開始した。一九三五年九月に至り西安—成都線開航せられ、同年十一月豫て水害の爲め運航中止せられた平粵線の鄭州以南の航空を無期休航となした。一九三六年四月成都—雲南線を開航し、十二月には西安暴動に依り上海—蘭州線は運航中止となつた。一九三七年二月上海—蘭州線、二月鄭州—漢口線、六月漢口—長沙—廣東—香港線飛行再開せられ、又蘭州—包頭線は北京に延長せられた。

以上の如く歐亞航空公司は當初歐亞航空連絡を目的として設立せられたが、蘇聯政府の不許可、邊境地域の政變妨害、又邊境地域に於ては飛行場開設、無電設備、ガソリン補給等に關して極めて障害多く、その爲め當初の計畫は何れも失敗に歸し、專ら國內航路の開拓に從事することとなつた。

第二、獨支航空契約（要旨）

一九三〇年八月十三日、南京にて調印

一、獨支間商用航空經營の爲め中國法令に準據し獨支合辦組織の歐亞航空公司を設立す、該公司は中國々法の定むる規定に從ひ營業するものとす。

二、歐亞航空公司の資本金は銀三百萬元とし之を三千株に分ち中國側持株を二千株とし獨逸會社側持株は一千株とす。

右の內中國側二十萬元、獨逸側十萬元は三ケ月以內に双方より拂込を爲す、中國側持株の三分の二は年利七厘を以て獨逸側より貸與す。

獨逸側より九ケ月內に飛行機類を立替購入し右立替額に對しては株券を發給す。

公司の財產は中國々籍の銀行に預入す。

公司に董事會を設け董事の定員は九名とす。その內中國側より董事長一名、副董事長一名及董事四名を出し、獨逸側より副董事長一名及董事二名を出す。

四、董事會の下に營業、財務及機務の三科を設け中國側より營業財務各主任及機務副主任を出し獨逸側より機務主任及營業、財務各副主任を出す。

五、航空路は左の三線中一線を選ぶ。

イ、上海より南京、天津、北京、哈爾賓を經由し西伯利亞を通過して歐洲に至るもの

ロ、上海より南京、天津、北京、庫倫を經由し西伯利亞を通過して歐洲に至るもの

ハ、上海より南京、漢口、甘肅、新疆、西伯利亞經由歐洲に至るもの

六、中國より露國を經由し歐洲に輸送する航空郵便物及獨逸側又は獨逸側と關係を有する會社にて請負ふべき航空郵便物にして露國を經由し東亞に送付するものは歐亞航空公司の專運たるべし。

七、技術方面は三年間獨逸側の責任となし獨逸側はこの期間內中國の爲めに各種航空郵運人材を訓練する義務を有す。

八、契約の有効期間は十ケ年とす。

九、契約に疑義を生ずる時は中國文を以て解釋す。

第三、現　　狀

歐亞航空公司は今次事變以來中國航空公司と共に、國民政府の極力利用する所となり、北京、上海が日本に占領せらるや本部を西安に移して活動し最近は雲南に移轉せられたる模様である。

（歐亞航空公司）　Eurasia Aviation Corporation

一、所在地　上海仁記路九七號　辦事處　北平北池子

二、設　立　一九三一年三月（正式成立）

三、資　本　三〇〇萬元（內支那政府出資二〇〇萬元、獨逸側出資一〇〇萬元）

四、企業形態　獨支合辦の株式會社組織、支那側國民政府交通部、獨逸側ルフト・ハンザ航空會社（德國漢沙航空公司）

五、業　種　南京・伯林間を聯接する歐亞航空路中支那國內に屬する部分の航空輸送事業

六、經營航空路　總延距離六、七六〇粁（一九三七年度）

（一）西北線　上海－南京－鄭州－西安－蘭州－肅州－哈密－迪化－塔城間　四、〇五〇粁（蘭州以西休航）所要時間九時間三十分　每週三往復

（二）平粵線　北平－太原－洛陽－漢口－長沙－廣州－香港間　二、三三〇粁　所要時間十二時間十五分、每週二往復

（三）蘭州－寧夏－綏遠－北京線　距離一、三五〇粁　所要時間八時間十五分　每週二往復

（四）西安－漢中－成都線　距離六二〇粁　所要時間三時間　每週三往復

（五）成都－雲南線　距離六八〇粁　所要時間三時間三十分　每週一往復

七、機　種　獨逸ユンケルJU一五二（四機）、其他ユンケルF一三（一機）、W三三（二機）、W三四（二機）、合計九機

八、飛行粁數

時馬	モモ	客	搭	ユンケルJU五二	F一三	W三三	W三四
速力	ータ	席	載	二、八〇〇	一	一	一
數	ー	數	重（噸）	一、九八〇	一	一	一
型	タ	型	發動機	空氣冷却式	一	一	一
數	ー	數		三	一	一	一
速力（粁）				二六〇	一五〇	一六五	二一〇

飛行安全百分率	飛行粁數	貨物輸送粁數	郵便物郵送粁數	旅客飛行粁數	旅客輸送數	
九六・三	三五、六三〇	九、五五〇	一、〇五〇	三五、四〇〇	九六	一九三二年
九一・二	四三、六五四	三五、四四三	三、六七〇	五七、五〇〇	八〇	一九三三年
九六・八	五三、三六二	五三、三三二	三、四二一	四四、二五〇	一、四五六	一九三四年
九五・九	七四、三五三	八、五五九	一、四九三	一、四九三、三五〇	一、四三五	一九三五年
九五・三	九一、三五五	一〇、三六一	一、四九三	一、三三〇、四三〇	一、三五五	一九三六年

獨逸對支經濟勢力の全貌

（但し一九三六年度に於ては十一月分までの數字）

九、重役及幹部

役員　董事長　黃江泉

副董事長　李景樅、華德

董　事　劉鴻生、唐寶書、杜殿英、梅恕曾、波魯生、富凱爾

總經理　李景樅

監　事　王廷松、考夫

十、營業成績

	收入	支出
一九三一年	四三、七〇〇元	五四五、四〇〇元
一九三二年	一一八、六四〇元	一、〇四二、五〇〇元
一九三三年上半期	二八六、七〇〇元	六二七、四五〇元

三三年上半期以後營業成績は發表せられず。概して營業成績は良好でなく最近に至る迄赤字なる事は同社當局者も認むる所である。

第四節　通信

一、海底電信

現在は獨逸の關係するものは既に一社も存在しないが、大戰前には可成り規模の大きい海底電信會社があつた。

德國大德和電報公司（Deutsch-Nederlandische Telegraphen Gesellschaft）

獨逸・和蘭合辦　獨逸政府直接經營　本店　上海英租界四川路五一號

芝罘—青島、青島—上海吳淞、吳淞—ヤップ島—グアム島—メナド島各區間に海底電線を施設してゐたが、大戰勃發後日本の青島攻略に依り、芝罘—青島—吳淞線は日本の占領管理する處となつた。その後山東條約に依り一九二二年青島還付に際し、日本の敷設せる青島—佐世保線に利用する部分を除き、總ての權利特權は悉く支那に歸管した。

二、無線電信

無線電信の方面に於ても獨逸は一九〇九年頃より大戰に至る迄活躍したけれども前大戰によつて一時消滅し、國民政府確立後再び機械の賣込みを行つたのである。列國の中で最初に支那の無電の獨占を目指したのは獨逸であつて、一九〇九年獨逸テレフンケン會社（德津風根、Telefunken East Asiatic Wireless Tel. Co.）は無電機一臺を支那に寄贈し、北京東便門外に据付けて國內通信に供した。翌一九一〇年獨逸ジーメンス會社（西門子電機廠 Siemens China Co.）は支那政府の許可を得て無電機を北京と南京に裝置使用して交信の實際を示したが、試驗の結果は成績良好にして海軍部に賣込んだ。一九一三年にはテレフンケン社自ら直接交通部に働きかけて暗躍し、二十ケ年期限の獨占權を獲得した。卽ち

(1)支那政府は必らずテレフンケン機を使用のこと、(2)無電技術員養成は獨逸人に依ること、といふのである。併一九一四年大戰のためにすべて消滅した。

國民政府成立するや支那自らの力に依る無電臺の整備に努め、各國專ら無電機賣込の方面に於て角逐するに至つた。一九二九年テレフンケン社は眞茹無電臺据付用無電機四臺を賣却し、一九三一年獨支直接無電通信を開始した。蓋し各國は各自の賣込みたる無電機を以てのみ自國と支那との通信を行つたのである。

第二、電　話

十九世紀末より支那に設置せられたる獨逸郵局の內、次の三者が附屬事業として電話を營んでゐたが、現在は獨逸經營の在支電話事業は無い。

青　島	一八九九年開業	一九〇九年現在加入者一二九人
芝　罘	一九〇一年〃	六九人
漢口居留地	一九〇七年〃	一七〇人

その他一九〇九年には獨商禪臣洋行（Siemssen & Co.）は福州に於て電話業を經營し、在留外人が多數加入してゐた。更に一九一二年獨商瑞記洋行（西方電氣公司 Western Electric の代理）は支那政府との間に天津電話借款なるものを締結してゐたが、この天津電話借款の用途は天津市電話材料の購入であつて、借款契約額は四萬七千磅、年利七分、償還期限は一九二三年であつた。然し乍ら大戰勃發と共に郵局も撤退の止むなきに至り、その他も全面的に退却したため在支電話業は全く消滅した

第三、郵　便

在支郵便事業に於て獨逸は先進の英・佛に倣つて郵局を設置し、自國側の郵便のみを取扱つたが、支那の郵政そのものに對する勢力はなかつた。一八九九年の膠州郵局の開業を始めとして、獨逸郵局は漸次全國各地に開かれた。一九〇三年南京城內に郵局を開設した時には清朝政府の强硬な抗議に遭つたが之を强行し、一九〇七年までに青島(膠州)、芝罘、濟南、北京、天津、上海、漢口、南京、福州、厦門、汕頭、廣東及び鎭江の十三ヶ所に郵局を設置し、その後李村、四方、龍縣にも新設し相當隆盛であつたが、第一次大戰の開始さるるや悉く廢止せられた。

第五章　金　融

第一節　沿　革

第一、日清戰爭以前

(一)德華銀行創設以前

日清戰爭以前に於ける獨逸の對支投資機關としては、最初は獨自のものを持たず、滙豊銀行への獨逸財團の參加に依り滙豊銀行を通じて之を行つた。滙豊銀行が對支借款上英國の代表機關たることは周知の如くであるが、その創立の最初は英國資本の外に獨、佛、米等諸國人の出資をも混じ、殊に獨逸系資本との關係は一層深く創立以來歐洲大戰の勃發まで、獨逸側では代表重役四名を確保してゐた。

獨逸自身が支那に銀行の創設をなしたのは、一八七二年即ち普佛戰爭の終局を告げた翌年に獨逸銀行の支店を上海に設けたのが最初であつた。

一八六五年の上海銀行名簿に獨逸銀行の名稱が見えるとする說があるが、是は信を置きがたい。一八七二年に設立された獨逸銀行の支店は間もなく銀塊市場の激變に遭遇し、閉店の已むなきに至つた。隨つて、獨逸の對支金融活動及び獨逸財團の投資活動は德華銀行（Deutsch-Asiatische Bank）の創設されるまでは、主として滙豊銀行を通じて行つたものと見られる。

德華銀行の創設されるまでに獨逸が單獨に支那に與へた借款は左の如くである。

起債年	金額	利率	擔保	債權者
一八七八年	二百五十萬馬克	五分半	關稅收入	獨逸財團
一八八七年	五百萬馬克	五分半	〃	〃

この二借款は何れも表面は支那海軍の創設及び擴張と言ふ名義となつてゐるが、實際は軍艦を造らないで北京の宮殿造營費に使用されたと云ふ。

尙ほ當時支那に對する資金の供給者は殆ど英獨兩國の資本家に限られた。

(二)德華銀行の創設

德華銀行の創設事情としては、當時の獨逸自體の海外銀行（Ueberseebank）政策も考慮しなければならぬ。卽ち獨逸はビスマルクによる統一大業の完成後、海外貿易の發展を企圖し、殊にウィルヘルム二世卽位後、海外活躍の雄志を抱き、國際金融の中心を倫敦より伯林に奪取する方策を樹てた。玆に於て一八七〇年に設置したドイッチェ銀行を先鋒として海外銀行の設立を奬勵し、國內に於ける小銀行の合同を助勢して、その資力を海外に向はしめ、その結果一八八七年以降ブラジル銀行、德華銀行、獨逸智利銀行等の有名なる海外銀行が相踵で簇出した。

殊に東洋に對しては、一八八〇年代に入りて初めて獨逸財界の有力者並に政府當局との間に支那に對する取引を援助するために一銀行を設立せんとの議が起つたのである。卽ち前記した獨逸銀行の上海支店の閉鎖後も獨逸との通商關係は逐年增加を加へ、且つ獨逸資本家は支那の回敎徒征伐及び佛支戰後に借款を引受けたから、支那に獨逸銀行を設立した方が宜しいのではないかと云ふ事になつたのである。而して英國との衝突を免れる見地から、滙豊銀行に向つて英獨投資團を

組織するやう提起したが、その同意を得るに至らなかつた。玆に於てか、獨逸は遂に英國銀行の利害を顧みないで單獨にやることにした。當時支那に着眼せる獨逸の企業團に二派があつた。一はヂスコント銀行を中心とし、他はドイッチェ銀行を盟主とせるものである。

一八八九年ヂスコント銀行の熱心なる主張に基き　同行其他有力なる銀行を網羅して玆に德華銀行の設立を見るに至つた。德華銀行は一八八九年二月十二日伯林に於て設立せられ、同年五月十五日上海に於ける獨逸總領事館に於て商業登記を爲し設立に關する實體と形式を備ふるに至つた。然るに德華銀行は、その資本僅かに七百五十萬兩なるため、支那の公債を引受け或は鐵道を敷設するには、別に亞細亞方面の投資團を組織することとなり、獨逸の支那に於ける經濟活動は多く亞細亞方面の投資團の力に依つて行はれ、德華銀行はその代表たるに止まつた。

第二、日清戰爭後

(一)對支借款活動と獨逸財團

(イ) 戰費借款と獨逸財團

日清戰爭の勃發に依り、支那はその戰費を調達する爲め最初は之を內債に求めたが、募集意の如くならなかつた爲め遂に之れを外債に求めるに至つた。然し獨逸の與へた戰費借款は一八九五年六月二十日瑞記洋行（Arnhold, Karberg and Company）が獨逸國民銀行（National Bank für Deutschland）を代表として契約に調印せるものであつて一名之を獨逸借款或は南京借款ともいはれてゐる。

本公債は一九一五年六月を以て完償された(第六章第三參照)。

次いで、日清戰爭が終熄し、支那は日本に對し二億兩の償金を負擔したから、是が資金を外債に求め、最初は露佛シンヂケートが引受けたが、第二回の償金支拂に要する借款は一八九六年三月英獨兩國財團に於て引受けた。この借款は金額一千六百萬磅、利率は年五分であつて償還期限を三十六ヶ年とし、英獨兩國の引受割合は折半、獨逸側の代表銀行は德華銀行であつた。傳へられる所に依ると獨逸政府は本借款に參加するに先立つて獨逸單獨にて八百萬磅を引受け、英國に優先すべしとの考を抱いてゐたが、伯林の銀行家の贊成を得ることが出來ないで遂に實現を見なかつたといふ。

(ロ) 第二次英獨借款

日清戰爭の媾和條約に依ると、若しも一八九八年內に賠償金の全額が支拂はれた場合には、償金に對する利子を免除し、且つ威海衞の保證占領が解かれる約束となつてゐたから、淸朝政府は、償金殘額を一時に支拂ふ爲め更に外債を募らんとしたので、英獨露佛各國間に猛烈なる引受競爭が行はれた。然し遂に獨英側の勝利に歸し、獨逸に於ては德華銀行を代表とし、英國は滙豐銀行が代表となつて、一億兩（一千六百萬磅）の借款を引受けた。是は、一名一八九八年四分半利付英獨借款ともいはれ、獨逸引受け分は八百萬磅、擔保は關稅收入を充てたのである。

(二)日清戰爭後の獨逸の對支鐵道借款

(イ) 津浦鐵道借款と獨逸の中原への雄飛

日清戰爭後各國に於ては公認投資團を設けて支那の鐵道を敷設せしめ、その勢力範圍を維持擴張せんとする傾向が强くなつたから、英國も亦公認投資團を設ける必要に迫られ、滙豐銀行と怡和洋行をして中英公司を設立せしめ、英國が

支那に對し既に得た鐵道利權及び將來得べき利權に應じて該公司をその建設に從事せしめ、而して英國の勢力範圍である揚子江流域を經營せんと圖つた。かかる事情のため、英獨兩財團の協定は實際上解除すべき必要を生じ、滙豐銀行より德華銀行に與へた證文一通を取戻した。玆に於て英獨兩財團は利權競爭場裡に相見ゆるに至つた。

然し、英獨兩國財團は尙ほ分離し得ない關係があるから、英獨兩國は競爭を調和する必要上、一八九八年九月二日英獨兩財團は一協定を結び、山東及び黃河流域を獨逸の鐵道敷設範圍となし、揚子江流域を英國の鐵道敷設範圍と定めた。然るに獨逸は自己の勢力範圍內には他國の侵入を許さないが、而も他國の勢力範圍に對しては侵入を辭せずとなし、滙豐銀行の特殊關係を利用して常に揚子江流域に侵入せんと圖つた。

英獨兩財團間の協定が解除され、自由競爭の局面が開かれた後、英獨兩國間に第一に衝突を起した問題は津浦鐵道であつた。

この鐵道は獨逸の山東に於ける勢力を牽制する爲め、支那側に於てはその借款を最初米國に求めたが、米國は當時米西戰爭の關係から、單獨に出資することが困難な事情にあつたゝめ之を英國に商議した。この線はステフェンソン氏の考案した支那鐵道幹線の一であつて、英國が若しこの鐵道の支配權を得れば、英國は上海より直ちに天津に至り、一方は北京に至り、一方は滿洲に達する大鐵道を管理することとなるから、米國よりこの提議があると直ちに承諾し、米國の名義を以て五百五十萬磅の借款契約を締結した。然し、若しもこの鐵道が英國の手中に落ちれば獨逸の山東に於ける價値は半減することとなり、雄心勃々たる獨逸の到底默視し得ない處である。卽ち山東に於ける借款に關しては優先權あるを理由として抗議を提出し、一時英獨兩國の關係は頗る緊張狀態を呈した。

然るに、英國は當時國內的事情もあり、又支那に於いては佛露の大敵を控へてゐたので、一八九九年六月遂に獨逸の山東に於ける優先權を承認し、英獨兩國は本鐵道借款を協同して負擔した。卽ち本線の三分の二である天津より山東の南境に至る間は獨逸の負擔に歸せしめ、その餘の三分の一卽ち山東の南境より鎭江に至る間は英國の負擔する所となつた。而してその後本線の終點は鎭江より南京の對岸たる浦口に變更され、支那と正式に借款契約を締結した。この協定の成立に依り英國の上海より北京奉天に至る鐵道は中間獨逸の橫斷する所となつたが、之に反して獨逸の山東に於ける鐵道は從來一地方の鐵道に過ぎなかつたものが、今や南北を縱貫せる鐵道と連絡することを得、且つこの線內の三百九十哩を支配することとなつたから、區々たる山東のみに跼蹐しないで、その希望の如く中原に於て雄飛するに至つた。

津浦鐵道借款の詳細に付いては借款の項に於いて之を見ることとし、その金額のみに付て記すると、第一回は總額三百萬磅であつて、德華銀行の引受額は百八十九萬磅、一九〇八年三月に發行された。第二回の二百萬磅は、その翌年の一九〇九年六月に發行された。

（ロ）津浦鐵道追加借款

然るにその後一九一〇年九月廿八日支那政府と德華銀行及び支那中央鐵道會社（中英公司の關係企業 Chinese Central railways Limited）との間に四百八萬磅の追加借款を起すこととなり、本借款の諸條件は原借款契約に依り利率、手取額等は原契約と同一とした。而して內三百萬磅は同年十月を以て發行せられ、殘額の百八十萬磅に關しては公債の發行なく、德華銀行より一九一二年七月四萬磅、一九一二年八月四萬九千磅の前貸金が行はれた。

（ハ）獨逸の湖廣鐵道借款への割込と四國借款團の成立

津浦鐵道の共同敷設の議が成立してより、獨逸投資團と滙豐銀行とは特に親密の度を加へた樣であつたが、偶々支那官吏の滬杭甬鐵道借款條件の寬大に乘じて、この資金を濫用し、公債の價値を暴落せしめたために、外國人間には支那借款の用途を監督せむとの議が起り、獨、佛、英三國の投資團は遂に巴里に於て會議を開き、今後支那の借款を引受けた時は、互に協議して適當なる條件を要求するやう決定した。然るに當時英、佛兩國は粵漢鐵道に對して共同借款の議を進め英佛の接近が甚されてゐた。獨逸はこの消息を聞き急遽德華銀行の支配人コルトス氏を武昌に派遣し湖廣總督張之洞と交涉せしめ、借款條件を最も寬大なる津浦鐵道の例に依つて定め、三百萬磅の借款を引受けた。英佛借款團は、獨逸の行爲を以て義の英、佛、獨三國の協定に違背するものとなし、獨逸に抗議を提出し獨逸の該項契約取消を要求したが、獨逸の應ずる所とならなかつたゝめに、已むを得ず獨逸を引入れて英、佛、獨三國財團を組織し、粵漢鐵道の外に川漢鐵道を加へて湖廣鐵道借款となし、更に張之洞と交涉を開き一九〇六年六月五日五十萬磅の臨時契約に調印した。

然るにこれを聞知した米國政府は熱心にそれへの參加を希望し、參加條件の交涉に長日月を費した。結局一九一〇年五月廿三日米國の參加が確定し四ケ國銀行家の間に內部協定成立したが、この時は支那政府との交涉が支那の內政上の事由に因りて澁滯し、愈々借款の確定的に調印されたのは一九一一年五月廿日であつた。この四ケ國銀行團と支那政府との間に調印された湖廣鐵道借款は、一九〇九年六月の三ケ國銀行團との原契約に一九一〇年五月の四ケ國銀行家協定を加味したるものであつて、獨逸の引受分は金額一百五十萬磅にして、利率は年五分、擔保は鐵道收入及び鹽稅、關稅補償にして、引受代表銀行は德華銀行である。而して、本借款に關して獨逸銀行團の引受發行部分の大戰後の運命は後述する如くである。

この湖廣鐵道借款を契機に一九一〇年十一月英、米、獨、佛の四ケ國銀行團に依りて成立したる對獨借款を目的とせる財團は、之を一名舊四ケ國財團と呼び、是への獨逸の參加銀行及び當事者は左の如くである。

舊四ケ國財團への獨逸の參加銀行

當事者　Deutsch-Chinesische Eisenbahn Gesellschaft m. b. h.

參加銀行　Direktion der Disconto-Gesellschaft

S Bleichroeder

Deutsche Bank

Berliner Handels-Gesellschaft

Bank für Handel und Industrie

Mendelssohn & Co.

Dresdner Bank

A. Schaaffhausen'scher Bankverein

Nationalbank für Deutschland

Deutsch-Asiatische Bank

Jacob S. H. Stern

S.L. Oppenheim jr & Co.

Norddeutsche Bank in Hamburg
L. Behrens & Söhne
Bayerische Hypotheken und Wechselbank

四ヶ國借款團は湖廣鐵道借款を與へると共に米國の提議に依つて幣制改革及び滿洲實業振興借款契約を締結した。この借款は起債額一千萬磅、前渡金四十萬磅、利子は年五分、手取九五であつて、その用途は全國の幣制の改革と滿洲に於ける產業開發に充てることとした。

而して本借款は、前渡金四十萬磅の交付がありたる儘辛亥革命に依つて中絶し、民國二年（一九一二年）善後借款中より右前渡金を完濟し契約は取消となつた。

（ニ）六國借款團と獨逸の投資機關

上述の如く國際的なる對支四ヶ國借款團が成立したけれども、對支借款活動に於て日露兩國を除外視することが出來ない。殊に幣制改革及び滿洲開發借款が成立して借款團の活動區域が滿洲に延び、その目的が幣制の改革及び產業の開發に及んだことは同地方に重大なる關係を有する日滿兩國の利益と正面衝突を來すのみならず、右借款契約中に將來滿洲への投資に關する優先權まで之を四ヶ國借款團に許與したのは兩國の默視し得ない處である。一九一一年六月日露兩國は佛國を通じて右優先權の許與は日露兩國に對し滿洲の門戶を閉鎖するものではないといふ見地より抗議を提出し、遂に日露兩國をも之に加へて六國借款團を成立せしめた。六國借款團內に於ける獨逸の當事者は德華銀行である。然しながらこの六ヶ國銀行團の規約と、一九一〇年十一月の四ヶ國借款團規約とは法律上は全然別個のものであつて、必ずしも前者を改訂して後者となつたものではない。

而してこの六國借款團はその後間もなく米國の脫退に依りて五ヶ國借款團となり、一九一三年四月支那に對して善後借款英貨二千五百萬磅を成立せしめた。この借款は年利五分、支那政府の手取八四にして、擔保は鹽稅收入を以て充てその用途は外債であつて、期限を過ぎて未だ償還せざるものの元利、團匪賠償金二百萬磅、四國幣制借款前後分四十四萬七千餘磅、白耳義借款の元利、六國借款の前渡分の整理等に充つることとした。而して獨逸の引受額は六百萬磅であつて獨逸は德華銀行が之を引受けた。

然るにこの借款はその一半が外債整理に充てられたのみであつて、他は殆ど袁世凱の政治費となり數ヶ月後には雲散霧消した。その後支那政府では財政の急に追はれて只管外債を濫借せんと焦り、その間白耳義シンヂケートの暗躍等もあつたが、一九二三年九月二十六日の財團會議に於ては英國の主唱に依り政治借款と經濟借款（鐵道借款を含む）とを分離し、後者は之を各國の自由投資に委することに協定され、同年より翌一九一四年に亘り英國の浦信、滬杭、寧湘、滬寧愈々激烈を極めた。偶々其の時歐洲大戰勃發し爾後各國の對支活動にも一轉を來した。

（ホ）獨逸の山東省確保と英國の地盤への侵入

製造品の販路開拓の爲め通商上の立脚地を設定したのは强國の通例であつて、獨逸もこの例に漏れず、獨逸は一八七〇年リヒトホーフェンを支那に派遣し視察調査せしめたが、リヒトホーフェン氏はその報告書に於て山東の確保を建議した。その後獨逸東洋艦隊司令官も亦膠洲灣の價値に關する報告を行ひ、その確保を政府當局に建議したから、獨逸政

府は遂に山東を以て獨逸の對支工作の根據地と爲さんとせるものの様である。偶々獨逸の宣教師二名が山東省膠州に於て殺害されたから、獨逸政府は卽ち之を口實として支那に極めて苛酷なる要求を提出し膠州灣を租借し、該地を起點として山東省内に三角鐵道を敷設し且つ山東省に於ける借款の優先權を獲得し、完全に山東省をその勢力範圍とした。

獨逸が一旦山東に根據地を獲得するや豫ての野望を逞しうせんとした結果、英獨の協調は決裂の已むなきに至り、一八九八年には早くも獨逸資本家は滙豊銀行との關係を離脫し、亞細亞方面シンヂケートの充實を圖ると共に專ら德華銀行を代表機關として投資活動を開始したのは既述の如くである。而して兩國は分袂と共に同年（一八九八年）九月を以て獨逸シンヂケート代表ハンスマン、中英公司代表ケスワイック、滙豊銀行代表カメロン、ブラッセル等が倫敦に於て支那の鐵道敷設に關し向後に於ける英獨二國の利益範圍を協定した。卽ち英獨シンヂケート間の協定は、大體揚子江及び江南の地域を英國に於て、又山東省及び黄河流域地方を獨逸に於て夫々利益範圍とすることを認め、鐵道敷設上互にこの縄張を侵害せざるをその趣旨とした 而してこの協定の結果が前述の如き津浦線の兩國分割敷設となつたのである。

然るに獨逸は僅かに山東省を得たるのみでは尙ほ滿足せず、卽ち山東より漸次その鐵道を延長し背後地たる黄河流域は固より更に揚子江流域にも亦その勢力を發展せしめんと欲したから、獨逸投資團の活動は頗る注目に價した。卽ち獨逸は、曩に見たやうに粵漢鐵道及び川漢鐵道（湖廣鐵道）への割込を圖り、英國の勢力範圍として協定せられた揚子江流域に進出し、遂にこの鐵道借款に於ては英國も獨逸の參加を容認した爲め、遂に揚子江に於て英國が獲得する利權に對して獨逸にも均霑せしめる端を開き、獨逸は英國の勢力範圍への喰込に成功した。その後も、英獨間に於ては屢々その勢力範圍の協定及び各國間に於て借款、投資の協定（四ヶ國、九ヶ國、五ヶ國借款團の如き）がなされたが、獨逸の

支那中原への雄飛は極めて露骨に行はれ、遂に歐洲大戰となつた。

而して、獨逸がその對獨活動の根據地とした山東省内に於ては、大戰前まで、殆どその金融投資を獨占し、德華銀行は本店を上海に設けたが、北方に於ては北京、天津、青島に支店を設け、紙幣の發行權を有してゐた。

第三、歐洲大戰と獨逸財團並に獨逸借款の始末

一九一四年歐洲大戰勃發するや五ヶ國借款團は直ちに獨逸財團を除名し、次いで日本も青島に於て獨逸と開戰し、支那も一九一七年に至つて聯合國側に參加したから、獨逸の支那に所有する利權、借款等は次の如く處分された。

（一）一九一九年六月十一日支那政府外交部は關係の各公使館に對し、交通部としては津浦及び湖廣兩鐵道借款の獨逸に於て發行されたものは、支那參戰の日たる一九一七年八月十四日から獨支間の講和條約調印の日たる一九一九年四月二日までの間に倫敦の滙豊銀行に提出し支拂を要求せざるものはその支拂を停止する旨を通告した。

（二）之に先立ち一九一七年八月廿八日支那財政部は滙豊銀行に對し、一八九六年及び一八九八年の英獨借款に對して獨逸に於て發行されたるものの元利は眞實に聯合及び中立國民の所有に係るものの外は支拂を停止する旨を通告した。之と同時に一九一三年の善後借款の獨逸分擔分の元利支拂金は同借款の當事者たる他の四銀行に平等に分配せられ、爾來その支拂資金は右四銀行に於て保有し鹽務稽核所總辦の指揮を待つことゝなつた。

（三）その後支那政府は一九二三年六月二十三日倫敦タイムスに、獨逸に於て發行せられた公債は獨逸人及び墺太利人の財産として取扱はれ、元利共に支拂はない旨を公示した。

(四)然るに右の措置はこの公債を所有する聯合及び中立國民にとつて不公正なる爲め、その旨を支那政府に通知した。玆に於て倫敦の支那公使館顧問辯護士の統制下に裁判所類似のものが設置せられて、公債と引換へに受取つた證明書が一九一七年八月以前に實際上聯合國若しくは中立國人の所有してゐたことを證明したならばその公債は有効であることを支那政府をして承認させたのである。

(五)一九二〇年六月以來屢次是等の有効なる公債の表がタイムス紙上に公表され、而して是等の公債は株式取引所に於て取引されたのである。

(六)然るに一九二三年六月十三日、支那政府財政部は關係各國銀行に對し一ケ月後に於ては英獨借款及び善後借款の有効審査は之を廢止する旨を通告した。而して、一九二三年九月十二日を以て有効審査の申告最終日とした。併しながら交通部は津浦、湖廣兩鐵道借款に對し類似の措置を執ることを差控へ如上の有効審査を繼續した。

(七)關係各國銀行は、支那政府の右行動を承認しないで、獨逸に於て發行せる借款は依然として支那政府を拘束する義務として存續し、關係各國政府の協定に依るの外之を廢棄することを得ないとの見解に立つた。

(八)獨逸に於て發行された公債の廢棄は種々困難なる問題を惹起した。支那政府は條約の規定に背いて今日迄獨逸發行の公債のうち佛蘭西の國籍を回復したアルザス・ローレン人の所有せるものの支拂を拒絶してゐるが、この支拂拒絶は佛國政府の抗議を招いた。

(九)一九一九年三月二十九日、英米佛三國公使は獨逸側所有の湖廣鐵道借款契約上の權利を繼承せんことを請ひ、四月二十六日支那外交部はこの申出に對して承諾を回答した。次いで本契約は新四國財團に於て繼承せらるることとなつた。

尙支那は參戰と同時に德華銀行をも接收した。その後大戰終了するや同銀行は再び一九一八年に復興したのである。

尙戰後一九二一年五月獨支協約締結が批准され、德華銀行の獨逸人所有の「津浦、湖廣鐵道債券を支那政府に交付し、戰時賠償金の一部となす」と聲明された。然しその後交付の模樣なく事實上又獨逸人と他國人との所有別は困難であつて德華銀行は債券を所有してゐた。

第二節　現　狀

歐洲大戰後、獨逸は多額の償金と戰後國內經濟は極度に疲弊したゝめ、極東に力を盡す餘裕は全然なかつたが、一九三〇年代よりその國內經濟の立直りと共に漸次支那との貿易の進展を見せ、獨逸の對支投資機關も漸く活動を開始した。現に活動中の金融及び投資機關を概觀すれば左の如くである。

(一)德華銀行 (Deutsch-Asiatische Bank)

德華銀行は創設事情に於て說明した如く一八八九年上海に設立されたものであつて、獨逸の對支借款並に投資の代表機關である。資本金は當初上海兩五百萬兩にして、後增資して七百五十萬兩となつた。外國の本位貨幣殊に銀本位を以て株式を形成するは銀行經營上果して有利なりや否やの問題は當初より論議の中心となつてゐたのであるが、結局上海兩を以てその株式を發行した。これには次の如き議論も存したのである。「德華銀行の資本金は爲替相場の變動及び銀の下落に對する防禦のために、銀を以て構成せられた。然れ共、これ唯だスコント銀行及び他の聯合銀行が援用したる要求の理由に過ぎすして、實際は之が爲め毫も株主をして銀の下落による資本金減少及び之に伴ふ配當金減少の損害を避けしむるに足

らなかつた。その代りこの方法は亦一つの利益を有した。卽ち同銀行をして銀の相場によりて貨幣を換算するの手段を採るの面倒を免れしめること是である」と。

德華銀行の株式の全部は獨逸本國に於ける十三個の銀行の共同出資及び共同經營になる。株主中大銀行と稱すべきものに左の如きものがあつた。

(1) ドイッチェ銀行 (Deutsche Bank)
(2) ヂスコント銀行 (Direktion der Disconto Gesellschaft)
(3) ドレスデン銀行 (Dresdner Bank)
(4) ダルムスタット銀行
(5) シャーフハウゼン銀行 (Schuaffhausen'scher Bankverein)
(6) ナチオナル銀行 (Nationalbank für Deutschland)

支店所在地としては青島、北京、天津、廣東がある。殊に嘗ての青島支店の地位は注目に値した。卽ち青島支店は獨逸の青島に對する經營及び獨逸が山東省內に於て計畫せる鐵道、鑛山等諸種の事業を助成するの職分を有したのみならず、青島が獨逸の對支政策の策源地であつた關係上、この支店は德華銀行各支店中に於て頗る重要の地位を占め、且銀行券及び社債券の發行に就ても特別の任務を有してゐたものである。

德華銀行は支那內地に於て銀行券の發行權を有し、商業機關として爲替金融の衝に當る外進んで支那官邊並に錢莊、商人會社、鐵道、鑛山等に資金を供給してゐる。獨逸の支那に與へた借款は殆ど全部が德華銀行を通じて行はれ、舊四ケ國借款團、六ケ國借款團、五ケ國借款團等には何れも獨逸を代表して參加してゐた。今德華銀行開設以來、この銀行を通じて行はれた對支借款を擧ぐれば左表の如くである。

德華銀行關係投資表

借款名稱	借款額	期間	利率	備考
津浦鐵道第一次借款	五、〇〇〇、〇〇〇磅	一九〇七年—一九三七年	五分	華中鐵路公司共同引受
津浦前貸	九〇〇、四二四磅	〃	七分	〃
津浦續借款	四、八〇〇、〇〇〇磅	一九一〇年—一九四〇年	五分	華中鐵路公司共同引受
德華銀行債務借款	九五〇、〇〇〇磅	〃	七分	〃
英德洋款	一六、〇〇〇、〇〇〇磅	一八九六年—一九四三年	五分	滬粵銀行と共同引受
續英德洋款	一六、〇〇〇、〇〇〇磅	一八九八年—一九四三年	四分五厘	同上

一九一七年歐洲大戰に支那が參戰すると同時に德華銀行は支那に依りて接收せられ、上海の德華銀行の建物は交通銀行に賣渡されたが、一九一八年歐洲大戰の終熄と同時に又復興した。

資本金は五、八一〇、〇〇〇元であつて、內拂込資本金は五、七〇五、〇〇〇元、天津、北京、漢口、青島、廣東の五ケ所に支店を有し、銀行券の發行高は一九三六年十二月現在に於て五七、〇八〇元に達してゐる。

今德華銀行の貸借對照表を示すと次の樣である(一九三六年十二月三十一日現在)。

資産之部	(單位元)	負債之部	(單位元)
未拂込資本	一〇五、〇〇〇	資本金	五、八一〇、〇〇〇

現金	一、二一二、一九〇
他店貸	三、七六三、六〇六
爲替手形	一三、八六四、五九五
當座貸越	四、三〇三、九五七
有價證券	二、七八三、四四〇
各種貸付	二一、七一八、二七一
動產	一〇、〇〇〇
不動產	一四一二、〇〇〇
合計	四九、一六三、〇六九

積立金	六四四、〇〇〇
特別積立金	一、四〇〇 〇〇〇
退職積立金	五五〇 〇〇〇
當座預金	三四、九三七、五〇七
定期預金	五、〇一九、四二五
發行兌換券	五七、〇八〇
未拂承諾見返り	五六四、九七九
未支拂配當	八、三八五
其他利益配當	三七一、六九三
合計	四九、一六三、〇六九

其他の投資及び金融機關の概況は次表の説明する如くである。

(二)德興公司 (Tientsin Baugesellschaft)

所在地―天津英租界寶士徒路一八六

設立 一九二二年

企業形態 獨逸商社

資本(公稱)四〇〇、〇〇〇兩

(株數) 四、〇〇〇 額面一〇〇兩

(拂込)三九六、〇〇〇兩 發行株數三、九六〇 拂込高一〇〇兩

社債 五〇〇、〇〇〇兩 五、〇〇〇口 年利七%

營業種目 土地不動產の賣買、賃貸及代理業

取引銀行 National City Bank of N. Y.

幹部(理事) E. Kleinschmidt.

J. Halmberg.

A. Emanuel.

P. Bauer.

A. Balte.

營業狀態(一九三二年二月末現在)

科目	(單位兩)
總收入	五一、〇〇五
純益	三八、五〇五
一般積立	四〇、〇〇〇
減價銷却準備	二九九、八六九
改善基金	四二、三二九
配當平均準備金	四〇、〇〇〇
特別積立	一八五、四四八
會社財產引當抵當權	四〇、〇〇〇
普通配當	七%
特別配當	一%
普通配當特別配當合計	三一、六八〇

科目	(單位兩)
減價銷却	一〇、〇〇〇
次年度繰越	三三、三六九
現金	二一、九三七
諸向貸	一、〇三三
諸向借	二、七九四
未發行株式	六四〇
土地建物	一、五一三、九三九
社債	四〇〇、〇〇〇
社債利子	二一、三三三
株價―最高	一〇二、五〇〇
―最底	九一、〇〇〇

(三)懋賚地產公司 (L. E. Moeller & Co.)

所在地　上海四川路一一〇

企業形態　獨逸商社

營業種目　不動產の賣買、金融投資

他店代理　Manufacture Ceramique de Shanghai　(義品磚瓦廠)

Chee Hsin Pottery, & Tangshan.　(啓新磁磚廠)

(四)德國沃樂孚鋼鐵廠 (Otto Wolf Koeln "Chinn Branch")

所在地　上海

營業種目　鋼鐵

目　的　浙贛鐵路材料投資

(五)禮和洋行 (Carlowitz & Co.)

所在地　上海

設立年　一八四六年

資本金 (公稱) 五〇,〇〇〇兩

支店所在地　漢口、武昌、天津、北京、南京、青島、太原、香港、濟南

營業種目　工事請負、問屋、貿易

取引銀行　支那及外國諸銀行

(六)謙信洋行 (China Export-Import & Bank Co., Ltd.)

所在地　上海

營業種目　貿易

(七)禪臣洋行 (Siemssen & Co.)

本店所在地　漢堡 (獨逸)

設立年 (支那) 一八四六年

支那支店所在地　上海、天津、漢口、北京、濟南、廣東、青島、太原

營業種目　輸出入、土木、保險及海運代理業

取引銀行　滙豐銀行

(八)魯麟洋行保險部 (Reuter Brockelmann & Co.)

所在地　上海

營業種目　海上及火災保險代理業

(九)北德商保險公司 (Nord Deutsche Insurance Co.)

所在地　天津

Shanghai Insurance Office を總代理店とする

尙ほ大戰後に於ける上述金融及び投資機關の對支借款額を列擧すると次の如くである。

（イ）津浦鐵路第一次借款整理公債

本公債は一九三六年二月華中公司と德華銀行が之を引受け、無利子であつて、獨逸持分は三六二、九五六磅である。

（ロ）津浦鐵路第二次借款整理公債

本公債は一九三六年二月第一次整理公債と同樣に華中公司と德華銀行が之を引受けて發行し、無利子であつて、獨逸持分は二四〇、九六一磅である。

（ハ）湖廣鐵路借款整理公債

本公債は一九三七年四月滙豐、德華、滙理、米國資本團に依つて引受けられ、無利子であつて、獨逸の引受分は一一〇、四一九磅である。

（ニ）玉萍鐵路材料借款

本借款は一九三四年五月沃樂孚鋼鐵廠（Otto Wolf Koeln, China Branch）と浙贛鐵路聯合公司との間に締結されたもので あつて、國民政府第一期鐵路公債を擔保として總額八、〇〇〇、〇〇〇元、利子は年七分である。

（ホ）南萍鐵路材料借款

本借款は一九三六年五月玉萍鐵路と同樣に浙贛鐵路聯合公司と沃樂孚鋼鐵廠（Otto Wolf Koeln, China Branch）との間に締結されたもので、金額一〇、〇〇〇、〇〇〇元、第二期鐵路公債を擔保として利率は年七分である。

（ヘ）湘黔鐵路材料借款

本公債は一九三六年十一月獨逸財團と國民政府の間に締結されたものであつて、金額は三〇、〇〇〇、〇〇〇元、本鐵路收入及び京漢鐵路收入を擔保として利率は年六分である。尙ほこの借款に加はつた獨逸財團は左の如くである。

Otto Wolf Koeln

Krupp

Steel Union China Co.

Fero Steel.

（ト）京漢線黃河鐵橋修理材料借款

本借款は前記湘黔道材料借款を提供した獨逸財團の提供したもので 金額一〇〇、〇〇〇、〇〇〇元、利率年六分である。

第六章　投資及借款

第一節　沿革

第一、日清戰爭以前

獨・清間の通商貿易に關する取極めは一八六一年天津條約に準じて締結されたのであるが、既に一八四六年頃から禪臣洋行（Siemssen & Co.）等の獨逸商社が上海に於て貿易その他の事業に從事してゐた。しかし當時は未だ獨逸の支那に對する關係は淺く、投資にも亦見るべきものがなかつた。その後獨本國は一八七〇年より一八七三年初頭にかけて極めて好景氣に惠まれ、一八七一年にはウィルヘルム一世が獨逸皇帝に卽位し、玆に獨逸帝國の統一を見た。一八七四年より一八七六年にかけて、獨墺兩國共に財界不況に陷つたが、この頃に於ては既に植民地發展の礎地も築かれてをり、一八七八年には南洋植民ヤルート會社の設立を見た。對支借款に關しては同年（一八七八年）清朝に對して二百五十萬馬克の貸付を爲したと記錄する者がある。又一八七〇年に於けるリヒトホーフェンが支那の視察旅行に赴いたのを見ても、この頃から獨逸の對支關心が漸次深まつて來たことを窺ひ得る。

これを支那以外の植民地活動について見ても、一八八二年には Deutsche Kolonialverein を設立し、一八八三年には朝鮮李朝と修好條約を締結し、一八八四年にはカール・ペーテルス、Gesellschaft für Deutsche Kolonisation を設立して獨逸皇帝

より保護特許狀を受け、同年ニューギニア、ビスマルク群島を併合した。更に一八八五年にはマーシャル群島を占領し、一八八七年には前記二つの植民會社が合同して Deutsche Kolonialgesellschaft（D. K.）の成立を見る等、當時の獨逸の海外發展、就中南洋政策の發展には顯著なものがあつた。

一方その頃の對支活動について見れば、一八八七年には獨逸財團が五百萬馬克の借款に應じてゐる。この借款は清國海軍の創建を目的とするものであつたが、實際には北京宮殿の造營費に流用されたる趣きである。しかしこの借款は日清戰爭直前には殆ど返濟されたやうであり、且つ格別政治的野心を含むものでもなかつた。又一八八九年には上海德華銀行（Deutsch-Asiatische Bank）が設立され、獨支間の貿易金融に從事したが、本銀行は當時支那に於ける唯一の獨逸銀行であつて、後に借款引受機關として活潑な活動を開始するに至つた。他方資源開發について見れば、一八九一年に一獨逸人が偶々大冶鑛山を發見したが、採掘に着手することなくして終つた。日清戰爭以前に於ける獨逸の對支投資竝に借款活動は大體以上の如くであるが、その投資額が幾許に上るかはこれを推算することが出來ない。

第二、日清戰爭以後

一八九四年より一八九五年に亘る日清戰爭は支那の對外關係に大きな轉換を齎した。卽ち清朝は戰費及び對日賠償金の調達の爲に對外借款を矢繼早に締結することを餘儀なくされたが、戰費調達の爲の借款中第一、第二、第四回目の各借款は英國の引受になるものであり、第三回目の百萬磅の借款は獨逸に仰いだものである。この獨逸借款は一名南京借款と稱し、一八九五年六月二十日、瑞記洋行（Arnhold Karberg & Co.）が National Bank für Deutschland を代表して契約に調印

し發行したもので、その主な條件は次の如くである。

一、全　　額　百萬磅、但し支那政府に對しては四回に分ち時期を定めその日のT・T相場により銀を以て拂込むものとす

二、利　　率　年六分、一月一日及び七月一日を支拂期日とす

三、償還年限　二十ヶ年、但し五年据置、一九〇一年一月一日より償還開始

四、支那政府手取額　九十六とす（併し市場發行價格は一〇四・五であつた）

五、擔　　保　第一擔保は江蘇省の鹽に對する釐金、第二擔保は海關收入

大體以上の如くであるが、本借款は一九一五年六月全額の償還を完了した。

而して該借款の成立に先立つこと約二ヶ月、卽ち一八九五年四月十七日に調印された下關條約によつて日淸戰爭は終結したが、その後の所謂三國干渉に獨逸が重要な役割を演じたのを見ても、獨逸の支那に對する進出の意圖が相當强まつて來たことを察知出來る。これを借款活動について見れば、淸朝が對日賠償金の支拂に困窮してゐるのに乘じて、露佛借款に次いで、英國と結び早速所謂第一次英獨借款を成立せしめたが、この間露佛兩國財團と英獨兩國財團とは相互に激烈なる借款引受競爭をなしたのである。第一次英獨借款は一八九六年三月二十三日に成立したが、右は日本に對する賠償金の第二次支拂期日に相應せんとせるもので、その內容は大體次の如くである。

一、借款金額　一千六百萬磅、英獨半々。二、利　率　年五分、一八九六年四月一日より起算して月賦拂とする。三、引受銀行　英國側は滙豐銀行（Hongkong & Shanghai Banking Corporation）、獨逸側は德華銀行（Deutsch-Asiatische Bank）に

して兩者均等に分擔する。四、償還年限　三十六年、償還基金年額一六六、九五二磅を月賦支拂。五、支那政府手取九十四、六、擔保　海關收入並に關稅證書

尙ほ本借款の條件中には露、佛兩國の活躍を未然に防止せんことを目的として海關制度を變更せざること、償還方法をその儘に繼續すべきこと、六ヶ月以內に他の借款を起さざること等の規定がある。本借款に引續き第二次英獨借款は後述の如く一八九八年同樣の理由を以て成立したが、この頃の獨逸は財界好況に惠まれ、一八九七年にはデュッセルドルフ銑鐵シンヂケートとジーメンス・コンツェルンの兩巨大資本家の合同が成立したのをはじめとして、一般產業界に於ては重工業の顯著な發展とこれに伴ふ資本の集積並に集中が行はれた。これより先、一八九五年塊國の瑞記洋行 Arnhold Karberg & Co.）の如きは上海に於て新式紡績工場の設立を行つたが、かくの如き充實せる國內事情の下に於て、獨逸が國際資本市場に積極的に進出せんとするのは正に必然といはねばならぬ。折しも一八九八年、支那に於ては日本に對する賠償金の完濟期が迫り、その資金調達に困窮してゐたと同時に、他方露・佛兩國の英國に對する競爭は第一次英獨借款成立當時より一層激烈となり、英國はこの露・佛兩國の對支勢力の發展を牽制する爲めに他國の勢力を利用することを必要とした。獨逸はかゝる情勢を巧みに利用して英國と和協し、遂に第二次英獨借款の締結に成功したのである。

第二次英獨借款は一八九八年三月一日正式に調印されたが、その內容凡そ次の如くである。一、金額は一千六百萬磅でその使途は對日本賠償金完濟に充當する。二、利率は年四分五厘。三、償還年限は四十五ヶ年、而もその期間中借款內容及び海關制度の現狀に變更を加へないこと。四、擔保は關稅收入及び蘇州、松滬、九江及東部浙江省の一般釐金、竝に宜昌、湖北、安徽の鹽に對する釐金で、その徵收管理を總稅務司に移管する。五、支那政府は本借款發行後一ヶ年本銀行團

以外のものと他の借款を起すことを得ず。六、支那政府手取は八十三。七、引受銀行は英國側滙豊銀行、獨逸側德華銀行として各々均等に分擔する。

第二次英獨借款の成功に引續いて同年三月六日膠州灣租借契約を締結した獨逸は、更に右租借權に關する追加條約を結んで山東鐵道（青島、濟南間）敷設權及び山東省內鑛山採掘權を獲得した。右鐵道敷設經營の爲め山東鐵路公司（資本金五千四百萬馬克、一說には三千四百萬圓位といふ）を設立し、これに附隨して嶧縣炭礦を獨支合辦と爲した（一九〇八年に至つて獨逸は脫退した）。而して右山東鐵道は翌一八九九年より工事に着手し、一九〇四年全線の開通を見たのである。

一八九九年、獨逸は更に平完州炭礦を山東省鑛務保普公司に依つて開辦し、德華銀行は漢口にまで支店の開設を行ひ、一方又再び英國と結んで津浦鐵道の敷設權を獲得した。他方その頃獨逸は南洋に於てスペインよりマリアナ、カロリン、パラオの諸島を買收した外、獨逸移民會社等の設立を行つたのである。

因みに一九〇〇年頃に於ける獨逸の對日及び對支投資總額は約九千萬米弗といはれてゐるが、尤もその內には上海に於ける綿絲及び絹工場、香港、汕頭、厦門、福州、天津及び上海に在る倉庫、山東鐵道及び德華銀行等が列擧されてゐるだけで、前述せる如き二個の英獨借款を始めその他の借款が包含されてゐない。尙ほ玆に參考の爲めリーマー教授の推算した一九〇二―一九〇四年頃の現在の對支投資總額を示せば次表の如くである。

事業投資	八五、〇〇〇、〇〇〇米弗
政府債務（一九〇一年末現在）	七九、二八二、〇〇〇米弗
合計	一六四、二八二、〇〇〇米弗

第三、團匪事變以後

一九〇〇年に勃發した團匪事件は清朝に對して再び立つ能はざる程の打擊を與へたものである。卽ち一九〇一年の講和條約に依つて清朝は列國に對し四億五千萬海關兩といふ巨額の賠償金を支拂ふこととなつたのであるが、この內獨逸の取得分は全體の二〇・一五%（九〇、〇七〇、五一五兩）又墺國の取得分は〇・八九%（四百萬餘兩）であつた。この賠償金は一九四〇年迄に完濟せらるべき筈であつたが、偶々歐洲大戰に支那が同盟國側に參戰するに及び、平和回復後獨・墺兩國の取得分はヴェルサイユ條約によつて取消されるに至つたのである。

さて一九〇〇年以後に於ける獨逸の對支關係事項を一應年代順に追つて見ると、一九〇〇年には英獨間に所謂「揚子江協定」が成立してゐるが、右は津浦鐵道利權を繞る英獨兩國の競爭に端を發し、結局支那に於ける兩國の勢力範圍の暫定的な取極めに迄發展したものである。

次いで一九〇四年には山東省內の採鑛が許可せられ、又山東鐵道の全線開通を見た。翌一九〇五年には支那は獨逸より膠州灣海關を回收し、一九〇六年には漢冶萍煤鐵公司の設立を見た。一九〇七年にはハンブルクに金融大恐慌の勃發があつたが、獨逸の對支發展には餘り影響なく、一九〇八年には以前より懸案であつた英獨兩國關係の第一次津浦鐵道借款の成立を見るに至つたのである。

元來津浦鐵道の敷設については一八九七年當時から外國と清朝の間に種々交涉があつたのであるが、事態の紛糾を惹起せる爲め始め該交涉に關係してゐた英米シンヂケートは手を引き、結局英獨兩國のみの競爭となつた。斯くて一九〇〇年

の英獨揚子江協定の成立を機會に英獨兩國は歩み寄り、遂に一九〇八年一月十三日に調印が成立したのである。本鐵道は南北二段に分れ、その引受は北段（即ち獨逸の勢力範圍である山東省）については德華銀行（Deutsch-Asiatische Bank）、南段（英國勢力下揚子江流域）については支那中央鐵道會社（Chinese Central Railways Limited）がこれに當つた。その借款內容の大要は次の如くである。

一、借款金額は五百萬磅。二、利率年五分。三、償還年限三十年、但し十年間据置。四、擔保、支那政府の一般的保證の外(イ)直隸省の釐金及び內地稅(ロ)山東省の釐金及び內地稅(ハ)南京釐金局及び淮揚常關の收入五、第一回發行は三百萬磅支那政府手取額は九十三とする。六、鐵道の建設及び管理は支那政府これを掌る。

因みに右外債一九〇八年三月發行の第一回分三百萬磅は應募成績良好であり、第二回分は一九〇九年六月に發行されたが、偶々會計上及び土地買收に關して不正事件が起り、所謂津浦約款に大なる打擊を及ぼした。尙ほ津浦鐵道についてはその後一九一〇年九月、支那政府と德華銀行及び支那中央鐵道會社との間に四百八十萬磅の追加借款が起された。該借款條件は原借款と殆ど同一であるが、四百八十萬磅の中三百萬磅は同年十月發行され、殘額の百八十萬磅については公債の發行なく、德華銀行より一九一二年七月四萬磅、同年八月四萬九千磅の前貸金を出し、支那中央鐵道會社も亦一九一二年八月三十萬磅以下の前貸金を行つた。かくして本鐵道の北段は一九一二年二月、南段は六月夫々開通したのである。これより先、支那に於ける列國の鐵道利權獲得競爭は益々熾烈となり、一九〇九年七月には鐵道借款に關する英佛獨三ケ國の協定覺書の調印がなされ、續いて一九一〇年三月には英米佛獨の四ケ國間に湖廣鐵道敷設に關する協定が成立した。又二ケ月後にはその英米佛獨を主體とする所謂四國借款團の結成に及んだのである（但し前記の第二次津浦鐵道借款はこの協定より除外され、同年九月契約が成立した）。この借款團の具體的活躍は翌一九一一年四月に至つて幣制改革借款一千萬磅の引受となつて現はれ、次いで五月には湖廣鐵道借款六百萬磅の成立を見るに至つた。前者は結局調印されただけで實現（發行）の運びに至らずして終つたが、その主たる理由は辛亥革命の勃發にある。

當時支那に於ては列國の侵略に對する反感が著しく高まり、利權回收運動が旺盛になつて來た。例へば獨逸について見ると、北獨逸ロイド會社所有船の一部分は湖南省に新設された中華汽船公司によつて買收され、又一般に湖廣鐵道問題は辛亥革命の誘因になつたものと稱されてゐる。湖廣鐵道借款問題を繞る複雜な國際關係の經緯については別項に於て述べることにするが（「佛國の對支經濟勢力」を參照）、該借款は一九一一年五月二十日、四ケ國銀行團と支那政府との間に調印されたもので、その契約內容は大體次の如くである。

一、四ケ國銀行團は(イ)獨逸、德華銀行（Deutsch-Asiatische Bank）、(ロ)英國、滙豐銀行、(ハ)佛國、東方滙理銀行、(ニ)米國、J・P・モルガン外三銀行團。二、借款金額六百萬磅。三、利率年五分。四、使途(イ)米支開發會社發行公債二百二十餘萬弗の償還資金、(ロ)粵漢鐵道湖北及び湖南部の敷設資金、(ハ)川漢鐵道湖北部の敷設資金。五、償還年限四十年但し十年据置。六、擔保、(イ)湖北及び湖南兩省の一般釐金、(ロ)湖北省鹽の新舊附加稅、(ニ)湖北及び湖南移出入米に對する稅金、(ホ)湖南省鹽の釐金。七、支那政府手取額は九十五。八、本公債は四ケ國銀行團の平等分擔とす。等の外更に鐵道敷設及び公債發行技術に關する詳細な規定が包含されてゐる。

第四、辛亥革命以後

前述せる如く湖廣鐵道借款問題は所謂辛亥革命勃發の導火線となつて玆に中華民國共和政府の成立（一九一二年二月十二日）を見るに至つたが、これより先一九一二年一月に北京政府は四國借款團を歴遠して別に墺國商社（Arnhold Karberg & Co.）より七十五萬磅の借款を起した。これが所謂スコダ借款又は墺太利借款（Skoda Loan or Austrian Loan）として一括して呼ばれてゐるところの七回に亘る單獨借款の最初の二回分である。本借款は陸海軍備の費用に充當する目的の下に Skoda Aktiengesellschaft 及び Monfalcone Shipbuilding Yards の合同の下に材料供給及び建設を行ふべき筈であつたが、歐洲大戰によつて中絶されたのである。これらの墺國借款を一括して示せば左の如くである。

一、	一九一二年一月	瑞記第一次借款	六分利付　三〇〇、〇〇〇磅
二、	一九一二年一月	瑞記第二次借款	六分利付　四五〇、〇〇〇磅
三、	一九一三年三月	瑞記第三次借款	六分利付　三〇〇、〇〇〇磅
四、	一九一四年四月	墺國第一次借款	六分利付　一、二〇〇、〇〇〇磅
五、	一九一四年四月	墺國第二次借款	六分利付　二、〇〇〇、〇〇〇磅
六、	一九一四年四月	墺國第三次借款	六分利付　五〇〇、〇〇〇磅
七、	一九一四年六月	墺國更改借款	八分利付　一、二三三、〇〇〇磅
	合計金額		五、九八三、〇〇〇磅

因みに本借款は大戰中支拂を停止されてゐたが、その後原借款について復活せるものの如く、第一次協定は一九二二年

第二協定は一九二五年に成立し、債權者代表として Italian Bank for China formerly, "Sino-Italian Bank") これに當り、結局六、八六六、〇四六磅の總額として認定せらるゝに至つた。取扱機關は在倫敦の義太利信托公司（Credito Italiano）及び漢波公司（Hombro & Sons.）である。

以上單獨に契約された借款の外は總て四國借款團の關係したもので、第一に擧げ得るのは一九一三年の善後借款に先行せる五回に亘る該借款の前貸金である。卽ちその頃時局は急速に推移し、一九一二年二月清朝の退位に續いて袁世凱が新共和國の大總統となつたが、財政に困窮せる折から玆に借款團に對して前貸金の申込をしたところ、早速急需の二百萬兩が受渡されたのである。これが善後借款第一回前貸金で、その使途は革命軍の解散並に政府債務整理の爲めであり、鹽稅を擔保とした。その後四回に亘る前貸金の交付があり、その間幾多の經緯があつたが、こゝでは煩雜を避ける爲め唯單に表示するに止める。

第一回	一九一二年二月		二、〇〇〇、〇〇〇兩
第二回	一九一二年三月		一、一〇〇、〇〇〇兩
第三回	一九一二年五月		三、〇〇〇、〇〇〇兩
	內譯	上海政府に	一、五〇〇、〇〇〇兩
		北京政府に	一、五〇〇、〇〇〇兩
第四回	一九一二年六月		三、〇〇〇、〇〇〇兩
第五回	一九一二年六月		三、〇〇〇、〇〇〇兩
以上五回の合計額			一二、一〇〇、〇〇〇兩

以上の前貸金は全部四國借款團の貸付にかかるものであり、その內獨逸の持分は三百餘萬兩と見られる。

續いて一九一三年四月に至り全額二千五百萬磅の所謂善後借款の成立を見たが、その内獨逸の持分は五百萬磅で、引受銀行は德華銀行（Deutsch-Asiatische Bank）である。右借款の内容凡そ次の如くである。

一、使途は(イ)支那政府債務十二口、各省政府負債八口及びその他合計金額約一千七十三萬磅の償還費（ロ）軍隊解散費、一般行政費及び鹽稅制度改革費合計一千五十萬磅等である。二、擔保は鹽稅總收入及び海關稅。三、償還年限四十七年、但し十年据置。四、支那政府の手取八十四。五、利率は年五分とす。

尙ほ上述せるスコダ借款及び善後借款の外に、記錄不明確な次の如き獨逸關係の借款がある模樣である。

一、D'Horman Treasury Notes　二、〇四二、二四〇兩
二、スコダ借款利拂公債　一六四、〇九三磅
三、War Ministry Treasury Notes (Carlowitz)　四、四八一、一八五馬克
四、海軍造艦公債　一二〇、七三〇磅

これらの借款活動と併行して、獨逸は一九一二年秋に津浦鐵道の全線を開通し、一九一三年十二月山東鐵道の延長權を獲得する等をはじめとして相當顯著な對支經濟勢力の發展を遂げたのである。然るにそれより數年ならずして歐洲大戰が勃發し、玆に支那に於ける獨逸の勢力は著しき後退を餘儀なくされたのであるが、いま歐洲大戰勃發直前に於ける獨逸の對支經濟勢力を綜合的に觀察すれば凡そ次の如くである。

一、膠州灣一帶の租借

二、鐵　道

(A)既設（1、所有線、山東鐵道及び博山支線二八二哩（2）借款鐵道、嶧縣支線三五哩、大冶鐵道一八哩、津浦鐵道北段三九五哩、合計哩數七三〇哩

(B)借款關係を有する未設線(1)高密、韓莊間、(2)濟南、順德間、(3)宜昌、廣水間、(4)芝罘、濰縣間、(5)開封、兗州間、雲南、百色間、合計哩數一、七八六哩

三、鑛　山

(A)炭礦　(1)坊子炭礦、(2)嶗山炭礦、(3)萍鄉炭礦、(4)井陘炭礦、(5)平定州炭礦、(6)嶧縣炭礦、(7)湖北新炭礦（バーデン・シ・ウ商會）、(8)鷄觀山炭礦

(B)鐵鑛　(1)金嶺鎭鐵鑛、(2)利國鐵鑛

(C)その他　(1)水口山鉛鑛（禮和洋行の關係）、(2)永州錫鑛　捷臣公司の關係）、(3)芳山金鑛、(4)牛金山金鑛、(5)內蒙古石棉鑛

この他に尙ほ中支方面にては、瑞記、禮和、嘉利、福來德、美最時の各洋行の經營又は投資による鑛山が凡そ三十二あり、その投資額は凡そ七百萬兩と云はれてゐた。

四、貿　易

輸出入合計凡そ四千萬海關兩以上で、支那全貿易中に占むる割合は四・七%であつた。各國別順位を見れば、獨逸は英、日、米、露、佛に次ぎ第六位を占めてゐた。

五、借　款

總額は凡そ四億圓位（既述せる各借款の項を參照せられたし）で、當時の支那外債保有額中に占める割合は英國に次い

で第二位を占めてゐた。

六、工　業

青島を中心とせるもの（絹絲紡績、麥酒、製蛋、石鹸等）の外尙ほ武漢に於ては胡麻油及び桐油の七工場があり、その他にも七工場を有してゐた。又長沙には瑞記洋行關係の紡績會社があつた。

七、海　運　業

北支那に於て盛況を呈し、亨寶輪船公司（Hamburg-America Line）及び北獨逸ロイド汽船會社を主要なる商社としてゐた。而して長江沿岸の航行には美最時洋行及び亨寶洋行がこれに當つてゐた。

八、通　信

(A)海底電線では一、上海ーヤップ島。二、青島ー上海。三、青島ー芝罘。

(B)無線　青島無電局の外に既設分としての北京、張家口、保淀、廣東、未詳分として熱河、漢口、福州、汕頭の各局に關係してゐた。

(C)又この外に各處に獨逸郵便局があつた。

さて以上の投資事業が總額幾許に上るかを具體的に評價することは頗る困難であるが、再びリーマー教授の推察を借用すれば、一九一四年に於ける獨逸の對支投資額は次の如くである。

事業投資	一三六、〇〇〇、〇〇〇米弗
政府債務	一二七、五九六、〇〇〇米弗
計	二六三、五九六、〇〇〇米弗

因みに右投資額は一九〇三年頃の推計に比して約一億米弗の增大を示してゐる。

第五、歐洲大戰勃發以後

一九一七年三月十四日支那は對獨國交斷絕を布告し、續いて八月十四日には遂に獨逸及び墺國に對し宣戰した。仍て、天津及び漢口の獨逸租界は支那によつて回收され、翌一九一八年暮には井陘炭石も亦支那に回收された。一九一九年四月には獨逸所有の湖廣鐵道借款の權利は英米佛三國がこれを繼承し、その他多くの山東省內の獨逸所有權利は日本軍の軍事占領に依つて繼承され、又、不動產は賣却されて賣上金を元の所有者に交付した。他方、上海の英佛兩租界內にあつた獨逸人財產は各國が分擔して引繼を行ひ、而してこれら財產又はその賣上金は後にヴェルサイユ條約によつて設置された淸算所に接收された。かくして獨逸の對支經濟勢力は歐洲大戰によつて全面的に後退するに至つたのである。

さて獨支間の交戰狀態は一九一九年九月に一應解消したが、結局この大戰を契機として獨支國交關係は殆ど新らしい出發點によることとなり、ヴェルサイユ條約を根幹として幾多の協商が行はれるやうになつたのである。卽ち一九二一年五月二十日成立せる獨支間の北京通商條約の如き、或は又一九二四年六月の對支債務決濟協定、一九二五年十月の墺支通商條約の如き總てこの再出發の爲の協定或は條約である。

かくの如く大戰終結後の數年間は殆ど新舊兩關係の整理交涉に費され、この間獨逸の對支經濟勢力は後退せる儘にあつたが、一九二一年頃に於ける獨逸人所有の在支財產は凡そ三千五百萬米弗と稱せられてゐる。次に借款に就ていへば、曩

に四國借款團の一員として獨逸はこれに參加してゐたが、大戰後該借款團より脫落した。而して他方獨逸を除いた日、英、米、佛の新四國借款團が一九二〇年十月米國の發議によつて結成されたが、假令かゝる借款團の制約がなかつたとしてもその頃の獨逸本國の經濟力を以てしては新借款に應ずることは全く不可能であつた。のみならず獨逸は實際には大戰の故に幾つかの對支舊債權を變更せられ又は喪失するの止むなきに立ち至つたのである。卽ち團匪賠償金受取權は全部これを失ひ、(一)一八九六年第一次英獨借款、(二)一八九八年第二次英獨借款、(三)一九〇八年津浦鐵道借款、(四)一九一〇年津浦鐵道追加借款、(五)一九一一年湖廣鐵道借款、(六)一九一三年善後借款もそれぞれ支拂停止の問題を生じたのである。

卽ち第一及び第二次の兩英獨借款に關しては、先づ一九一七年八月支那財務部が滙豐銀行に對して聯合國及び中立國以外の所有債權に對する支拂停止を通告し、又、善後借款に關しては獨逸分擔分をその他の關係四銀行で平等分擔すべきことを通告した。次に一九一九年六月支那外交部は各國公使館に對し、津浦鐵道及び湖廣鐵道の兩借款中獨逸發行分に關しては、交戰中の元利拂について在倫敦滙豐銀行に支拂を請求せざりしものは支拂を停止すると通告を發した。その他大戰を機會として支那側の一方的計畫は多々あつたが、結局關係各國銀行は支那政府の右要求を承認せず、獨逸發行の借款は依然として支那政府を拘束する義務として存續し、關係各國政府の協定による外これを廢棄し得ずとの見解を執つた。

又かかる支那側の一方的行動に對しては、實際に倫敦株式取引所及びモルガン商會等の反對的乃至報復的通告があつたので、遂にこれら借款は元通りの有效性を確認せらるるに至つたのである。

因みに、リーマー教授の著述に據れば、一九三〇年末に於ける支那政府は對獨逸債務として、一八九六年及び一八九八年の兩英獨借款と一九一三年善後借款の三つが擧げられてゐるにすぎぬが、これは前記の事情に鑑みれば當を得たるものではない。又一九三一年の支那に於ける獨逸の投資としては

事業投資	七五、〇〇〇、〇〇〇米弗
政府債務	一二、〇〇〇、〇〇〇米弗
合計	八七、〇〇〇、〇〇〇米弗

なりと結論してゐるが、前記事項によりこれも亦聊か疑問の餘地がある。實際はこれより相當多額なるものと見込まれるのである。

第六、一九三〇年以後

一九一九年のヴェルサイユ條約調印後、各國とも混沌たる中に戰後經營に努力して來たが、就中獨逸が極東に於て常態の活動を爲し得るに至つたのはそれから十年後のことである。

一九三〇年支那は獨逸ルフトハンザ會社と歐亞連絡航空契約に調印し、又一九三三年に獨逸ロイド汽船會社はその極東航路の復活を行つた。他方獨支間の貿易を見るにこの間相當の進展が見られ、又戰前の在支事業に復員したものも多數あつた。當時、獨逸本國の政治情勢としては、一九三三年一月三十日にヒットラー首班の政府が成立し、次いで翌一九三四年八月人民投票によつて彼は總統（Reichsführer）に就任したが、この國內統一以後獨逸の極東に於ける活躍は著しく活潑になつて來た。このことは借款活動に於て特に顯著であつたが、併し最近の獨逸の借款は以前の如き大規模なものではなく比較的小規模な、且つ材料供給借款（所謂料款）が多かつたと云ひ得る。こゝに獨逸が大戰後新たに起した對支借款を

表示せば左の如くである。

一、一九三四年浙贛鐵道玉南段オット・ウォルフ材料借款　八、〇〇〇、〇〇〇元
二、一九三六年浙贛鐵道南萍段オット・ウォルフ材料借款　一〇、〇〇〇、〇〇〇元
三、一三六年（四ヶ國）一九一一年　湖廣鐵道借款延滯利息整理借款　四四一、二三八磅
四、一九三六年（英獨）一九〇八年　津浦鐵道借款延滯利息整理借款　（右の內　一一〇、四一九磅）
五、一九三六年（英獨）一九一〇年　續津浦鐵道借款延滯利息整理借款　四七八、八一一磅　（右の內　三六二、九五六磅）
六、一九三六年湘黔鐵道材料借款　四三四、二〇一磅
七、一九三六年京漢線黃河鐵橋借款　（右の內　二四〇、九六一磅）
　三〇、〇〇〇、〇〇〇元
　一〇、〇〇〇、〇〇〇元

尙ほこの外に、一九三六年五月獨支間に秘密協定が行はれ一億馬克の「クレディット」の設定があつたといはれ、又、一九三七年二月上旬、獨商雅利洋行その他の取扱の下に冀察政府に對して三百五十萬弗の兵器供給契約の締結があつた模様であるといはれてゐる。更に一九三七年江西省萍鄉に於ける資本金二千五百萬元の鋼鐵廠飛行機工場の設立に對して獨逸は資本金の一部及技術を供與したと傳へられてゐる。

大戰後新たに成立した鐵道關係材料借款については本篇中第四章「交通及び通信」の項で詳述するが、津浦及び湖廣兩鐵道借款の元利拂については、前述せる如く支那側の一方的通告が否定せられたにも拘らず事實上これが支拂は行はれなかつたので、日獨獨交の親密化するに及んで、獨逸はこれら借款について支那側の支拂方及び延滯元利整理に關して協力を求めてゐた。又獨逸のチェッコ合併に依りて元チェッコ國のヴィトコワイツ商會引受にかかる一材料借款は改めて獨逸のものとした（第二節現狀の項參照）。

第二節　現狀

獨逸の支那に對する投資及び借款については以上の如き沿革を通じて自らその現狀も大體察知せらるることゝ思はれるので、玆では單に現存する借款を一覽に供する程度に止める。尤も借款のうち津浦鐵道及び湖廣鐵道の兩借款並に善後借款の獨逸發行分については、曩きに述べた如く、歐洲大戰以來の支那側の通告及びその元利不拂等の問題があるのみならず、未だ部分的には接衝中の案件もあるが、支那事變及び今次歐洲戰爭による新局面の展開もあり、現在これを詳說することは時宜を得ざるものと解せられるので敢てその說明を避けることにした。

第一、財政部所管借款

一、一八九八年四分半利附英獨（第二次）借款 Chinese Imp. Government 4 1/2% Gold Loan of 1898 (Anglo-German)

　一、起　債　額　一六、〇〇〇、〇〇〇磅
　內　譯（獨逸）八、〇〇〇、〇〇〇磅
　　（英　國）八、〇〇〇、〇〇〇磅

2、利拂期　三月一日及び九月一日
3、一九三九年一月一日現在額
　同　右獨逸持分
4、完濟期　一九四三年三月一日
5、擔保　海關收入
6、引受銀行　獨逸側－德華銀行、英國側－滙豐銀行

二、一九一三年五分利附善後借款（Chinese Government 5% Reorganization Gold Loan of 1913）

1、起債額　二三、〇〇〇、〇〇〇磅

　內譯　獨、英、佛、日、露各國均等分擔

　發行地別左の如し

倫敦	七、四一六、六八〇磅	一、英國分 二、日本分 三、露國分 四、五、〇〇〇、〇〇〇磅 二、〇七一、四四〇磅 三四五、二四〇磅
巴里	七、四一六、六六〇磅	一、佛國分 二、日本分 三、露國分 四、五、〇〇〇、〇〇〇磅 二、〇七一、四二〇磅 三四五、二四〇磅
伯林	六、〇〇〇、〇〇〇磅	一、獨逸分 二、日本分 三、露國分 四、五、〇〇〇、〇〇〇磅 八五七、一四〇磅 一四二、八六〇磅
ペテログラード	二、七七七、七八〇磅	露國分
ブラッセル	一、三八八、八八〇磅	露國分

2、利拂期　一月一日及び七月一日
3、一九三九年一月一日現在額
　同　右獨逸持分
4、完濟期　一九六〇年七月一日
5、擔保　海關收入及び鹽稅總收入
6、引受銀行　獨逸－德華銀行、英國－滙豐銀行、日本－橫濱正金銀行、佛國－東方滙理銀行、露國－露亞銀行
7、備考　ロシア發行分は棄却せられ、露國持分にして外國發行分のものは、それぞれの銀行によつて整理繼承された。

第二、鐵道部所管借款

一、一九〇八年津浦鐵道五分利附借款（Imp. Chinese Government 5% Tientsin-Pukow Railway Loan of 1908 and 1909）

1、起債額　獨逸　三、一五〇、〇〇〇磅
　英國　一、八五〇、〇〇〇磅
　合計　五、〇〇〇、〇〇〇磅

2、利　拂　期　四月一日及び十月一日
3、一九三九年一月一日現在額
　獨逸分　二、四四二、七四〇磅
　英國分　一、一五六、二五〇磅
　合　計　三、五九八、九九〇磅
4、完　濟　期　一九三六年二月の整理協定によつて一九七六年に完了することになつた。
5、擔　保　鐵道收入及び關稅收入
6、引受銀行　獨逸－德華銀行、英國－支那中央鐵道會社

二、一九一〇年津浦鐵道五分利附追加借款 (Imp. Chinese Government 5% Tientsin-Pukow Railway Supplementary Loan of 1910)

1、起　債　額　獨逸引受　一、八九〇、〇〇〇磅
　英國引受　一、一一〇、〇〇〇磅
　合　計　三、〇〇〇、〇〇〇磅
2、利　拂　期　五月一日及び十一月一日
3、一九三九年一月一日現在額
　獨逸分　一、六六二、七八〇磅
　英國分　八八八、〇〇〇磅
　合　計　二、五五〇、七八〇磅
4、その他諸事情は前借款に同じ

三、一九一〇年津浦鐵道五分利續總借款 (Additional Issue of 5% Tientsin-Pukow Railway Loan, German Issue, 1910.)

1、起　債　額　一、一三四、〇〇〇磅
2、利　拂　期　五月一日及び十月一日
3、一九三九年一月一日現在額　六七八、〇〇〇磅
4、擔　保　德華銀行關係津浦鐵道追加借款未發行債券
5、備　考　原契約金額は百八十萬磅であつたが歐洲大戰の勃發によつて發行に至らず、結局德華銀行よりの前貸金一、一三四、〇〇〇磅が未發行債權として取扱はれてゐる。
　一九三六年十二月協定によつて改訂せられ原額六七八、〇〇〇磅とされ、殘りの四五六、〇〇〇磅は棄却された。

四、津浦鐵道借款整理借款 (C項を注意せられたし)

A、一九三六年津浦鐵道一九〇八年借款延滯利息整理借款 (Tientsin-Pukow Railway Loan of 1936 from Scrip (Re 1908 issue))

1、起　債　額　獨逸分　三六二、九五六磅

英國分
合計　一一五、八五五磅
2、無利子　一九四一年より約二十年間に元金の償還を行ふ　四七八、八一一磅
3、一九三八年七月一日現在額
獨逸分　三六二、九五六磅
英國分　一一五、八五五磅
合計　四七八、八一一磅

B、一九三六年津浦鐵道一九一〇年借款延滯利息整理借款（Tientsin-Pukow Railway Loan of 1936 from Scrip (Re 1910 issue)）

1、起債額
獨逸分　二四〇、九六一磅
英國分　一九三、二四〇磅
合計　四三四、二〇一磅
2、無利子　一九四一年より約二十年間に元金を償還す
3、一九三八年七月一日現在額
獨逸分　二四〇、九六一磅
英國分　一九三、二四〇磅

合計　四三四、二〇一磅

C、右二借款については一九三八年中に何等かの協商があつて、これを一項に纏め、その内譯を甲類（Series A）及び乙類（Series B）として金額も亦次の如く變更せる趣である。この改訂借款の名稱及び金額は次の如くである。

名稱　一九三八年津浦鐵道無利子磅債券（Chinese Government Tientsin-Pukow Railway non-interest bearing & Funding Bonds 1938）

1、起債額
（イ）甲類（Series A）
獨逸分　四九二、六六二磅
英國分　二三九、七六〇磅
計　七三二、四二二磅
（ロ）乙類（Series B）
獨逸分　一一一、二五六磅
英國分　—
計　一一一、二五六磅
（ハ）甲及乙合計　一一一、二五六磅
2、一九三九年一月一日現在額、右起債額に同じ。　八四三、六七八磅

3、備考　この一九三六年の二つの整理借款と一九三六年の二つの整理借款とを比較するに、獨逸持分には變化がないが、英國分は六八、三三五磅の減少を示してゐる。

五、一九一一年湖廣鐵道五分利附借款（Chinese Government 5 % Hukuang Railway Sinking Fund Gold Loan of 1911）

1、起債額　（總額四ヶ國分）　六、〇〇〇、〇〇〇磅
　　右の內獨逸分　一、五〇〇、〇〇〇磅

2、利拂期　六月十五日及十二月十五日

3、一九三九年一月一日現在額　五、六五六、〇〇〇磅
　　右の內獨逸分　一、四一四、〇〇〇磅

4、備考　一九三七年四月改訂された。同改訂によれば一九三七年の利率は二分五厘、爾後五分とする。利息は鐵道收入より支拂はるべきも、尙ほ鹽稅收入を擔保とする。一九四一年一月よりは更に關稅を擔保とする。元利償還は一九四一年に始まり一九七五年に完濟すること等が規定されてゐる。

六、一九三七年湖廣鐵道延滯利息整理借款（5% Hukuang Railway Loan（1937）from Scrip）

1、起債額　總額　四四一、六七六磅
　　右の內獨逸分　一一〇、四一九磅

2、無利子

3、一九三九年一月一日現在額は起債額に同じ

4、備考　一九四二年より一九六一年の間に支拂ふこと

第三、材料借款

一、一九三四年浙贛鐵路玉南段オット・ウォルフ材料借款（Yushan-Nanchang Railway Loan, granted in 1934 by Otto Wolff, Koeln, for railway material, and by a Chinese Banking Syndicate headed by Bank of China, for cost of construction.）

1、起債額　一六、〇〇〇、〇〇元
　　右の內獨逸分　八、〇〇〇、〇〇元

2、利率　年七分

3、擔保　第一期鐵路公債（六分利附、民國二十三年發行）一千二百萬元及び玉萍鐵路公債一千二百萬元

4、引受　獨逸オット・ウォルフ商會及び中國銀行を主班とする支那銀行團

二、一九三六年浙贛鐵路南萍段オット・ウォルフ材料借款（Nanchang Pinghsiang Railway of 1936, granted by a Chinese Banking Syndicate headed by Bank of China, for cost of construction, and Otto Wolff, Koeln, for supply of material.）

1、起債額　一一〇、〇〇〇、〇〇元
　　右の內獨逸分　一〇、〇〇〇、〇〇元

2、利率　年七分

3、擔保　第二期鐵路公債二千七百萬元

4、引　受　中國銀行を主班とする支那銀行團はその建設費用調達に當り、獨逸オット・ウォルフ商會はその材料を供給する。

5、備考　(一)及び(二)の兩借款は元來別個のものではなく契約内容も亦一である。參考の爲め契約内容を玆に附記して置かう。

A、浙贛鐵路借款及び立替金契約内容

浙贛鐵路聯合公司理事會は國民政府鐵道部、江西省政府より玉山より南昌に至る鐵道を建設する全部の工事及設備に付所要の資金及び材料に付中國銀行團より資金を借入れると共に、銀行團に對し獨逸國オットウォルフ公司と同公司の鐵道材料の供給及びその貸付に付許可を得たるを以て左記の通り契約す。

第一條　銀行團より鐵路理事會に貸與の金額は國幣八百萬元迄とし前記鐵道の建設及び設備の用に供す

第二條　前條「借款」金の利率は年一割とし毎年六月末及び十二月末にこれを支拂ふ

第三條　前條「借款」金の期限は四ヶ年半とし民國二十三年六月より民國二十七年十二月末の間に元利を完濟す

第四條　前記借款金は專ら玉山より南昌に至る鐵道の建設及び設備の用に供するものとし、銀行團は工事及び設備上の需要に應じ規定の數に照し理事會より銀行團及び銀行團の貸付引受の各銀行に通知し、各自その引受額に按分して所要額を中國銀行に交付して理事會の使用に備ふべし

第五條　銀行團とウォルフ公司との契約に依り公司が理事會に供給すべき鐵道材料は國幣八百萬元又はその相當額迄とし理事會が公司より受くる立替金の元利は銀行團に於てこの契約第八條第一項に依る擔保品たる公債の元利金中より支出支拂を行ふ。銀行團と公司との契約は本契約の一部分とす。

第七條　前條立替金の期限は五ヶ年半とし、民國二十三年六月より民國二十八年十二月末迄に元利を完濟す。

第八條　理事會は左記の通り提供してこの契約第一、第五兩條所載の借款及び立替金の擔保品とす。

一、鐵道部第一期鐵路建設公債（民國二十三年五月一日發行）額面國幣一千二百萬元竝に財政部、鐵道部發行の玉葦鐵路公債（民國二十三年六月一日發行）額面國幣一千二百萬元を第一擔保とす

二、玉山より南昌に至る鐵道の現在及び將來完成後の全部資產及び營業權を第二擔保とす

第九條　第八條第一項に列記せる擔保品たる公債證書より受取るべき元利金は「借款」及び立替金元利支拂の基金となす外、理事會は玉山、南昌區間の一部又は全部開通後の營業收入中業務上の支出及び必要の設備費用の外の「剩餘」はその百分の二十を別途積立の上減債の用に供すべし

第十條　第八條一項に列記せる擔保品たる公債證書は全部これを中國銀行に交付保管せしめ滿期の元利は同行に於て代理受取の上借款金額の割合及び別表に照して各貸出銀行及立替の公司に按分支拂を行はしむ。支拂は先づ利息を支拂ひたる上元金に及ぶものとす、銀行に於て保管する公債證書は銀行團よりの借金及び公司の立替金の元利完濟の際殘餘全部を理事會に返濟すべし。理事會は別に資金を得て銀行團より借金及び公司の立替金の全額を繰上げ返濟する外、銀行に代理保管を託せる公債證書の全部を引出し賣却の上これを返濟することを得

B、委託保管契約

中國銀行と獨逸オット・ウォルフ公司は浙贛鐵路聯合公司が國民政府鐵道部及び江西省政府より玉山南昌間鐵道敷設の認

可を得、鐵道部、江西省政府に於て各一千二百萬元の公債計二千四百萬元を發行して銀行に交付し銀行團及び公司の鐵路に對する立替金の擔保としてその條件及び辨法は既に鐵路銀行間に二十三年十月二十二日に於て擔保附立替金契約を締結せるにより擔保契約に照し銀行は借款金を鐵道敷設設備に充當することを承諾し同時に公司鐵路間に二十三年十月二十二日に於て契約を締結し公司より鐵道材料を供給しその代金は八百萬元を限度とし公司の立替金となすこととなせり。仍て公司は銀行に鐵路立替金の擔保品の保管及び擔保品の元利の領收を委託し兩者協議の上條款を協定すること左の如し。

第二條　公司の供給を承諾せる鐵道材料はレール鐵橋車輛等を包括す

第三條　公司の立替金には年七分の利息を附し每年六月及び十二月末に支拂ひ利息支拂後元金を償還す

第四條　公司は擔保契約第八條第一項列記の擔保品公債の元利金を銀行の借款及び公司の立替金の元利償還の共同基金となし且つ左表記載の期日及び金額に照し公司の立替金元利を償還することを承諾す

二十三年	六月末	四〇、〇〇〇元	
同	十二月末	二四〇、〇〇〇	
二十四年	六月末	六三〇、〇〇〇	
同	十二月末	六三〇、〇〇〇	
二十五年	六月末	六三〇、〇〇〇	
同	十二月末	六三〇、〇〇〇	
二十六年	六月末	六三〇、〇〇〇元	
同	十二月末	六三〇、〇〇〇	
二十七年	六月末	一、一九五、〇〇〇	
同	十二月末	一、六七六、〇七六	
二十八年	六月末	一、七六四、〇〇〇	
同	十二月末	殘額を完濟	

C、浙贛鐵路南萍段借款內容

第一條　銀行團が理事會に貸付の金額は國幣一千萬元迄とし上記鐵道の建設及び設備の用に供す。

第三條　銀行團と公司とが民國二十五年二月に締結したる材料購入契約の規定に依り公司より理事會に供給すべき鐵道材料は貨物購入取極の際に於ける價格國幣一千萬元又はその相當額を限度とし理事會が公司より借入るべき立替金とす。この立替金は利息は年七分とし每年六月末及び十二月末にこれを支拂ふ。

この立替金の期限は六ケ年とし民國二十五年二月十一日より民國三十年六月末迄に元利を完濟す。

この契約調印後理事會は左記諸項のものを銀行團に交付してこれを保管せしめこの契約書所載の借款及び立替金の擔保品とす。

國民政府鐵道部民國二十五年二月一日發行「第二期鐵路建設公債」額面國幣二千七百萬元年利六分、每年六月末及び十二月末に元利を支拂ふ。民國二十五年第二期鐵路建設公債條例及元利支拂表に基き鐵道部は每月平均して基金を預入れの各期鐵路建設公債に優先す。この公債の順位は鐵道部民國二十三年の「第一期鐵路建設公債」額面二百萬元に次ぎ、今後發行事會は第二期公債を受戻すことを得。

D、浙贛鐵路南萍段材料借金契約內容

一、銀行團の貸付金

(イ)貸付金額　一千萬元

(ロ)利息　年一割

(ハ)元利支拂及び期限　年二回（六月末、十二月末）

元利支拂期限　五ヶ年

(ニ)擔　保

(一)民國二十三年玉萍鐵路公債

(二)民國二十五年第三期鐵路建設公債

(三)鐵道財産（一九三四年の貸付金契約に基く「チーフインスペクター」を通じて擔保權を行ふ）

(ホ)備　考

(一)南萍段收入中營業維持費を差引きたるものの二十%を銀行に引渡し最後の借款償還より差引く（但し銀行はその三分の一をオット・ウォルフに分配す）

(二)鐵道收入は中國銀行に預入れる

(三)擔保公債は銀行に引渡す

二、オット・ウォルフ材料借款

(イ)借　款　額　一千萬元以內

(ロ)利　息　年　七　分

(ハ)元利支拂及び償還期限　年二回（六月末及び十二月末）支拂．支拂期限六ヶ年

(ニ)銀行團にて支拂を保證す

(ホ)備　考

(一)償還額の少くとも五十%を支那輸出貨物を以て決濟す。

(二)南萍段收入銀行取得（二十%の）三分の一の分配を受く。

(三)購入材料の細目に付ては遲くも一九三六年六月十五日迄に協定す。

E、オット・ウォルフ商會の玉萍鐵道借款契約

一、玉萍鐵道借款契約當事者

浙贛鐵路公司南京政府鐵道部及び浙江、江西兩省政府の合作にして杭州玉山間鐵道の經營及び玉山萍鄉間鐵道の建設を主たる業務とす。上海銀行團中國銀行外六銀行のシンジケートにして玉萍鐵道建設工事費の借款に應ず。中國銀行を以て代表とす。

オット・ウォルフ商會、玉萍鐵道建設材料を供給すべき獨逸材料團の代表者なり。

二、借款契約の內容　本借款契約より成りをる處右は總て一體をなすべき旨規定あり借款內容は概略左の如し。

(一)借款金額　利率及び期限

上海銀行團は八百萬元を工事費として支出し期限は四年半、利率は年額一割とす。

オット・ウォルフ商會は八萬元に相當する鐵道材料を五年半の延拂にて供給し、年利七分の利息を受く。

(二)第一擔保は江西省政府發行玉萍鐵路公債一千二百萬元（江西省鹽稅附擔保）及び鐵道部發行鐵路建設公債一千二百萬元（國有鐵道餘剩金擔保）の償還元利金とす。

第二擔保は玉萍鐵道玉山南昌間の鐵道財産全部及び完成後は右鐵道經營權とす。

更に鐵路公司は玉南間鐵道の一部又は全部の經營より得たる純益の二割を償還支拂の爲別途積立つ。

(三)中國銀行は借款の擔保となれる公債元利金の受入れ並に上海銀行團及び獨逸公司に對する元利金支拂に任じ玉萍鐵道の收支を管理す。

(四)第一擔保の元利金が本借款償還に不足する時は支那銀行及び獨逸商會は受取額を各自の償還額に比例し輕減す而して鐵道純收益金ある時は支那の銀行側は三分の二を獨逸商會側に三分の一を分割取得す。

三、オット・ウォルフ商會の材料供給

(一)供給すべき材料は鋼軌條、鋼橋車輪とし到着地拂價格の合計は八百萬元を超えざるものとす。

(二)各材料の價格及び運搬方法は鐵路局とオット・ウォルフ商會の間に締結すべき契約に依る。

(三)材料の船積は他國船の提供すべき最低運賃にて獨逸船會社をして行はしむ。

(四)玉南間鐵道延長線に對してはオット・ウォルフ商會は材料の借款優先權及び落札優先權を有す。

四、一九三六年湘黔鐵路六分利附材料借款 (Chuchow (Hunan)-Kweiyang (Kweichow) Railway, 1,000 km., granted by a German Syndicate consisting of Ferrostaal, Krupp, Stahlunion and Otto Wolff, November 1936; 6%.)

1、起　債　額	三〇,〇〇〇,〇〇〇元
2、利率年六分	
3、擔　保	本鐵路收入及び京漢鐵道收入
4、引　受	フェロスタール商會、クルップ商會、スタールユニオン及オット・ウォルフ商會

五、一九三六年京漢線黃河鐵橋借款 (Huang-Ho Bridge Loan (on Peking-Hangkow Line), granted by the same syndicate of German industrialists in November, 1936. 6% interest.)

1、起　債　額	一〇,〇〇〇,〇〇〇元
2、利率年六分	
3、京漢線減債基金を通じ十二ケ年間に償還す。	
4、引　受	フェロスタール商會、クルップ商會、スタールユニオン及びオット・ウォルフ商會

六、一九三六年浙贛鐵路杭州玉段間材料借款 (Hangchow-Yushan Railway Line, for replacing light rails. credit granted by Witcovice Iron & Steel Works in November, 1936.)

1、起　債　額	一一,三三一,四四三海關金單位
2、利率年六分	
3、元利支拂期	六月三十日及十二月三十一日、但し第一回は一九三七年三月三十日全額の九%を支拂ふ。
4、擔　保	鐵道部にて支拂を保障す、尙鐵路公司は支拂完了迄鐵道財産及び杭玉段收入を他の擔保に供せざることを保證す。
5、引　受	舊チッコスロヴァキア國ヴィトコヴァイス商會

第七章　文化事業投資

第一節　宗教的文化事業投資

第一、沿　革

後進資本主義國獨逸の對支侵入が貿易、金融、借款等の部面に於て列國に立遲れたやうに、文化方面に於ても各國に遙かに遲れて、漸く十九世紀の後半に於て初めて活潑な對支文化進出の動きを示したのである。固より、これより先十七世紀に獨逸ジェスイトの天文學者アダム・シャル（Adam Schall）が北京天文臺長であつたこと、更にライプニッツ、ヘルデル、ゲーテ等の學者・文豪が佛國支那學者等の影響を受けて支那に關心を持つてゐたこと等文獻に明かであるが、是等個々の天才の洞察は別として、國民と國民とが相互に全面的に接觸し始めたのは十九世紀以來のことである。卽ち一八六一年プロシヤは支那と最初の通商條約を締結したが、文化的には是より以前に獨逸新教宣教師グュツラフ（Karl Friedrich Augustus Gützlaff）の隱れた努力があつた。グュツラフは一八〇三年、プロシヤ、ポメルランド、ピリツ（Pyritz）に生れ、伯林モラヴィア教會の牧師であつたが、東洋傳道を志し東印度の和蘭教會に招かれてバタヴィアに到りその地で支那傳道を決意し、メドハースト（R. Medhurst）に支那語やマレー語を學び、一八二八年シンガポールに赴き、次で暹羅に渡り、和蘭教會の不許可を犯して一民船にて支那に來り、支那姓郭實獵を名乘り、上陸開教の不可能を知りながらも幾度か支那沿

岸を廻航して宣教の機會を摑み、航程朝鮮、琉球にまでも及び、聖書の頒布、聖書の漢譯等に從事、一八三四年英人モリソン（Robert Morison）沒するや翌年代つて英國政府の通譯官となり、阿片戰爭その他の事件に際し英國政府の爲に力勞する傍、北京に嘗てのローマンカトリックの天文臺の如き科學研究所を起さんとし、故國獨逸に對し天文學者、數學者を求め、更に支那各地に獨逸新教團體の進出を要望した。この要望に應へて獨逸本國教會でも支那傳道の機運起り、各教會大合同して Deutsch-Chinesische Mission 組織の議もあつたが、バーゼル會（Evangelische Missionsgesellschaft zu Basel）ライニッシュ會（Rheinische Missionsgesellschaft）のやうな古くして大なる教會は之に應ぜず、各々獨立して宣教師を支那に送ることを決議した。依て更に協議の結果、一八四六年―一八五〇年迄に支那に渡來した獨逸宣教師は、香港のグュツラフの指揮監督を仰いで支那に開教することとなつた。斯くて一八四七年、巴色會（バーゼル會）は最初の宣教師レヒレル（Rudolf Lechler）ハンベルク（Hamberg）の二名を香港に送り、グュツラフの指導の下に南支傳道に著手、主として廣東省の客家（ハッカ）族の傳道に精力を集中し、多數の改宗者を出した。

禮賢會（Rheinische Missionsgesellschaft）も同じくグュツラフの誘導の下に支那傳道を開始し、ゲネール（F. Genaehr）ケステル（H. Koester）を香港に送り、グュツラフ指導下に支那語の研究を始め、間もなくケステル歿して、ゲネールはグュツラフから獨立して南支東莞地方の傳道に著手、太平天國の亂及び英清戰爭に妨げられ頗る困難な布教に從事せる內一八六四年虎疫で歿した。その爲禮賢會は後繼者を失つたが、一八六六年有名な支那學者エルンスト・ファーベル（Ernst Faber）他の獨宣教師と來支して是が再建に著手した。この他伯林の一教會の宣教師ハンスパッハ（Rev. A. Hanspach）は一八五〇年支那に來り、客家族の傳道に從事、聽てこの仕事は信義會（Berliner Missionsgesellschaft）に繼承された。又伯林の巴

陵女書院（Berliner Frauen-Missionsverein für China）は一八五一年香港に代表者を送り、孤兒救濟に從事したことなどがある。是等は總てグュツラフの影響或は指導下に在支布教を開始したのであるから、革創時代の獨逸新教々會の對支進出に對し、グュツラフの誘導力は多大なものであつたといはざるを得ない。

一八六〇—八〇年迄の獨逸新教教會の對支進出は一時的衰退の徴候を呈してさしたる進展を見ず、特に一八七一—七六年には暴徒の爲に獨逸各教會堂は多く破壞されその再建容易でなく、これに加ふるに各教會の資金難の爲に、嘗て布教した地點も、次第に擡頭して來た米國長老會、大英教會等に侵蝕されて敗退の途を辿る一方であつた。然しながら、一八八四年、獨逸ワイマールにAllgemeine Evangelisch-Protestantischer Missionsverein が設立され、全世界の教育的階級に基督教の福音を宣布せんとする目的から、一八八五年に、同善會の名を以て支那に開教、禮賢會の宣教師で有名な前述の支那學者ファーベルを招聘して最初の代表者としてから獨逸の勢力再び加はり、Berliner Missionsgesellschaft（信義會）も一八八二年禮賢會から六教會を委讓されて廣東地方に傳道を開始、一方、一八六五年英人ハドソン・テーラーが創立した內地會は、國際的に傳道資金を集めて支那奥地の傳道に從事してゐたが、このテーラーの影響に依り一八九〇年獨逸バルメンに德華教會(Deutsche China Allianz Mission in Barmen)設立して支那布教を開始し、一九〇〇年支那に開教せる Liebenzeller Mission も同じくテーラーの幹旋に基く內地會所屬の團體である。

以上のやうな對支宗教行動があつたけれども獨逸の宗教的對支進出は獨逸カトリック宣教師殺害事件を契機とする所謂膠州灣占領事件を繞つての諸問題を以て史上最も著名な事件とする。そしてこの事件は政治的に見ても後進國獨逸がその積極的世界政策に轉じた一八九〇年代に先進列強と相競つて支那に帝國主義的侵略を企畫し、巧にその足場を据へた絶妙な手際と見ることができるであらう。

從來獨逸は十九世紀のローマカトリック教會の海外傳道に關しては何等の分擔を有たず、專ら國內統一に沒頭してゐたが、一八七一年獨逸帝國創建し農業國家より工業國家への產業革命が急激に行はれるや、獨逸は海外に植民地の必要を認め、次第にヨーロッパ大陸以外にも著目し始めた。カトリック教徒もこの線に沿つて非基督教領土への布教を必要とするに至り、かくて最初に支那に注目せる獨逸カトリック團體は Société du Verbe Divine（神言會）であつた。該教會は、獨カトリック教徒が宰相ビスマルクとの間に激しき文化鬪爭（Kulturkampf）を鬪はした結果、本國を逃れてその本部を獨逸國境附近の和蘭の Steyl に置き、一八七五年に創立、故に Steyl Mission ともいふ。該教會は一八七五年最初の宣教師を支那に送り、その內の一人が有名なるアンツェル（Jean Baptiste Anzer）であつた。

當時支那に於けるカトリック宣教に關する保護權は「佛國對支經濟勢力の全貌」に於て旣述した如く、一八四四年の黃埔條約及び一八六〇年の天津條約追加條約等により佛國の獨占する所であり、各國とも內心佛國保護權の羈絆から脫出するを欲したがらも、尙ほ支那內地のカトリック宣教に關しては北京の佛國公使館の保護を必要とした。依てアンツェルも山東省南部の教區をローマ法皇廳より許されるに當り、進んで他の宣教師同樣佛國の保護權を要求しその許可を受けた。然るにアンツェルの定住した山東南部は基督教に對して反感强く、爲にアンツェルは屢々暴徒に襲はれ佛國の保護權は全く有名無實であつた爲め次第にこれから離脫しようとする心動き、一方獨逸政府は一八八二年、巴里駐在の獨逸大使をして爾後支那に於ける獨逸人（宣教師を含む）は獨逸自ら保護に當りたいとの旨佛國政府に申入れしめ、更に一八八八年には獨逸政府は支那政府と協約を結び、以後獨逸官憲が發給する宣教師に對する旅券は佛國發給の旅券と同等の資格あるとし

て佛國保護權よりの正式獨立を協定した。依てアンツェルは、一八九〇年ローマに赴き、以後獨逸カトリック宣教師の保護權は獨逸政府の下に置かるべきを法王廳と締約し、宗教的にも獨逸保護權の獨立を確認せしめるに至つた。さて斯かる權利の正式に發動したのは、一八九七年山東省曹州に於て、スタイル會宣教師二名が擧匪の亂徒のために殺害されてから起つた膠州灣占領事件に於てである。この際獨逸は斷然自國の保護權を主張して支那政府と接衝を遂げ、斯くて一八九八年には、遂に膠州灣租借條約を締結して、宗教的權利を政治的、經濟的權益に迄轉化することに成功した。これは支那に於ける各國の宗教的權益が名目通り單なる宗教的權益に止まらぬ具體的事例とも見られるであらう。

膠州灣を租借してより後は、獨逸新舊教とも山東教區の開發に著目し、嘗て南支を主たる傳道區域とした伯林教會、同善會等の宣教師は續々山東に集まり、有名な同善會のファーベルも一八九八年この地に移つて歿し、現在の福柏（Faber）病院は彼を記念する爲に支那學者リヒヤルト・ヴィルヘルム（Richard Wilhelm）が設立したものである。ヴィルヘルムは專ら教育事業と醫療活動に精力を集中し、この他高密にも分院を設けた。

一九〇〇年の團匪事件は獨逸の山東侵略を直接の動機として惹起した事件であつて、各國宗教團體は是により激しく震撼せしめられたけれ共、この事件が却つて各國宗教團體を刺戟興奮せしめたこと米國の場合に於ても之を見ることができる。特に獨逸の山東經營の發展につれて、各教會競つて教育施設、病院施設等を整へ、師範學校、中學校、女學校等が租借地内に經營され、宗教に依る支那把握は次第に軌道に上つて來た。團匪事件以後は獨逸教會で新しく支那に傳道足跡を延ばしたものは多くない。僅かに、神言會の姉妹團體 The Servants of the Holy Ghost が一九〇二年に支那に入り廣東附近に布教を開始、一九〇五年には山東省に布教區を擴大したのを見るのみ。新教方面では新團體の渡來よりも寧ろ既成團體がその傳道領域及び傳道方法を擴張して行つた歷史と見られるであらう。

概觀すれば、獨逸各宗教團體の支那に於ける活動は、英國米國等に比較すると、その傳道資金より考へても、その傳道方法より見ても獨逸風の地味で目立たぬ活動を示したに過ぎない。況んや、世界大戰に依り獨逸の極東利權が悉く喪失するに至つては政治に超然たる宗教活動も打擊を蒙らぬわけには行かなかつた。その上戰後獨逸は戰敗國の汚名に塗れて苦盃を嘗めつつあつた時代であつたから、支那に宗教傳道を擴張する如き氣力もなく、在支獨逸系諸教會中には學校、病院等の閉鎖するもの續出し、各教會とも戰前の命脈を僅かに保ちつつあつたのが世界大戰後の實情である。固より獨逸系カトリック教會には、戰後に於ても支那各地に教會を設立して教域擴張の擧に出でたるものもあり、その代表たる神言會は一九二五年青島教區を復活し、一九二七年には河南省新陽に、一九三〇年には新疆に各新教區を設定し、一九三三年には輔仁大學（一九二五年設立）をその管理に收め、一九四三年には山東省曹州に新傳道區域を設けるなどの發展を示したが、是等はとりもなほさず、獨逸の戰後の經濟狀態が稍々回復した徵表である。

プロテスタントに於てもこの徵候が現れ、一九二六年には Deutscher Bund der Mädchen-Bibel-Kreise が、一九二九年には Vandsburger Mission が新しく支那に開教して活潑な活動を開始して來た。

次に獨逸新教各派の支那開教年次を列記すれば左の如し。

開教年次	教會名	支那名
1. 1847.	Evangelische Missionsgesellschaft zu Basel	巴色會
2. 1847.	Rheinische Missionsgellschaft	禮賢會

3. 1850. Berliner Missionsgesellschaft　信義會
4. 1851. Berliner Frauen Missionsverein für China　巴陵女書院
5. 1885. Allgemeiner Evangelisch-Protestantischer Missionsverein　同善會
6. 1890. Deutsche China Allianz Mission in Barmen　德華會
7. 1890. Hildesheimer Verein für die Deutsche Bin'en Mission in China　喜迪堪會
8. 1896. Deutscher Frauen　長老教會
9. 1898. Kieler Mission
10. 1900. Liebenzeller Mission
11. 1911. Missionshilfe
12. 1926. Deutscher Bund der Mädchen-Bilsel-Kreise
13. 1929. Vandsburger Mission

第二、現狀

獨逸宗教團體の對支活動の現狀は之を新教及び舊教の二つに分けて概說しよう。

一、新教

新教系のミッションには巴色會、禮賢會、信義會、同善會、喜迪堪會その他內地會所屬の各團體があり、主として南支及び北支山東省附近に多くの傳道地域を持つ。大約十九世紀後半、支那に渡來した宗教團體であるが、世界大戰以後前記の Deutscher Bund der Mädchen-Bilsel-Kreise や Vandsburger Mission 等がある。獨逸系のこれ等宗教團體の現在の活動狀況を統計的に示せば左の如し。

教會數	七九ヶ所
講義所その他	五〇二ヶ所
獨人宣教師	一一三名
教會關係獨人	七一一名
信者	四二、一〇七人

右は現在支那に活動する獨逸宗教團體九團體の現況であるが、是等諸團體の內主なるものの歷史及び現在勢力左の如し。

1、巴色會　Evangelische Missionsgellschaft zu Basel.（Basel Missionary Society）.

支那開教　一八四七年
本部　スイス、バーゼル

一八一五年獨逸國境附近の瑞西バーゼルに本會が組織され、一八二八年以來海外傳道を開始、國籍は獨逸に無いが獨逸系教會として取扱はれる。支那傳道は一八四七年であつて Rudolf Lechler, Hamberg の二人香港に來り、グュツラフの指導に依り南支傳道に着手、客家族の傳道に集中して多數の改宗者をつくる。

本ミッションは南支布教地を南北二つに分け、南方を Unte-land と稱して香港を中心に九龍鐵道に沿つて客家族を傳道、北方教區は Overland と稱して從來は東江及び梅江の上流地方卽ち嘉應州及び惠州の附近であつたが、發展して更に二つ

初等學校	八九校
高等及中等學校	九校
特殊學校	七校
病院	四ヶ所

に分れ東江地方及び梅江地方の二つとなる。

月刊雜誌　The Christian Messenger

最近の教會統計

教會	一五ケ所
講義所	一三一ケ所
宣教師	四四名
教會關係外人	一〇三名
信者數	一九、八四五人

2、禮賢會（Rheinische Missionsgesellschaft.）

支那開教　一八四七年　本部　獨、バルメン

一八四七年グュツラフの影響の下に支那傳道を開始、ゲネール（F. Genaehr）、ケステル（H. Koester）等香港に來り、グュツラフの指導の下に支那語の研究を始めたが間もなくケステル沒し、ゲネールはグュツラフより獨立して東莞地方の傳道を開始、太平天國の亂及び英清戰爭に妨げられて布教困難を極める内、一八六四年ゲネールは虎疫にて歿し、一八六六年ファーベル（Ernst Faber）他の獨逸宣教師と共に來支して再建を企てた。しかし病氣や意見の衝突等の惡條件の爲に、ミッション二派に分れ、中にはベルリンミッションに走るもの、バーゼルミッションに投ずるもの等生じたが、ディートリッヒ（Dietrich）孤軍奮闘してミッションを支へ、東莞に病院を設立、一九〇三年には城外健康地に移る。又癩病院を設けて患者

日曜學校生徒及教師	二、三六〇人
初等學校　六三校	生徒數四、三七六人
高等及中等校　三校	生徒數五三二人
病院　一ケ所	患者數二五人

を收容した爲め地方人の同情集まる。しかし歐洲大戰の爲め打撃深く、現在勢力左の如し。

教會	四ケ所
講義所	二一ケ所
外人宣教師	八名
教會關係外人	二九二名
信者數	三、五七六人
初等學校　六校	生徒數三八三人
病院　二ケ所	患者數七五〇人

3、信義會（Berliner Missionsgesellschaft）

支那開教　一八八二年

本部　ベルリン

布教地域　廣東、廣西、山東

グュツラフの影響に依り一八五〇年德華教會の宣教師ハンスパッハ（R. A. Hanspach）支那に來航、廣東地方の客家族傳道を開始したのは一八五六年頃である。一八五六―六九年迄に四人の宣教師が來支したが、一八七二年にはこの教會の意義失はれ、殘留宣教師は禮賢會に仕事は委讓され、六教區、四五〇人の基督信者及び高級學校、神學校等あつたが、傳道頗る困難を極め、放火盜難相次ぎ、基礎の固まつたのは一八八五年以來である。

本教會は廣東地方に十ケ所のステーションを有する。その中心地は韶州であつて一九〇三年に開教した。教育事業は最初より試みられ、ハンスパッハが一八七〇年退職する迄一五〇校の村落小學校を開いた。中心地韶州には男子寄宿學校二校、女子寄宿學校一校あつた。廣東の神學校は歐洲大戰の爲に閉鎖、醫療事業は一八五四年より開始したが現在外人醫師

なし。

青島には德華學校及び病院があつたが世界大戰の爲廢止した。

現在統計

教會	一五ヶ所
講義所	一三一ヶ所
外人宣教師	一〇名
教會關係外人	二六名

信者數	四、七六一人
初等學校 五校	生徒數四八二人
高等及中學校 二校	生徒數三六八人
特殊學校 一校	生徒數 二二人

4、同善會 (Allgemeiner Evangelisch-protestantischer Missionsverein) (General Union for Evangelical protestant Missions of Germany: Weimar Mission)

支那開教　一八八五年

本部　ベルリン

布教區　山東

一八八四年獨逸ワイマールに設立したのでワイマールミッションともいふ。基督教の福音を全世界の教育的階級に宣布しようとする目的を有し、その神學も自由で且つ主として文書に依る宣傳を重んじてゐる。

支那に開教したのは一八八五年であつて、禮賢會の宣教師にして有名な支那學者 Ernst Faber を招聘して最初の代表者とし、後一八九二年 Paul Kranz も加はつた。

一八九八年獨逸政府が膠州灣を占領するや、ファーベル同所に移轉、翌年死亡、後任者としてヴィルヘルム (Pastor R. Wilhelm) が任じ、一九一〇年には小學校を開き、ファーベル紀念の病院も設立された。同會の傳道方法は他教と異なり、主として教育、文書、慈善の手段により之を基督教信者となし、而して之を他教會に手渡す方法であるから、多くのスタフを必要としない。

現在統計

教會	三ヶ所
講義所	三ヶ所
外人宣教師	一名

教會關係外人	九名
日曜學校 二校	生徒數一一〇人
高等及中等學校 一校	生徒數六〇〇人

5、喜廸堪會 (Hildesheimer Verein für die Deutsche Blinden Mission in China)

支那開教　一八九〇年

本部　獨、ヒルデスハイム

香港の巴陵女書院より分れた婦人ミッション、盲人女兒を健康女兒と同一に教育することの不可を發見し、一八九〇年盲目女兒教育の爲に設立、一八九九年多くの脚氣病者を生じた爲め一時塘門に移つたが、一九〇二年香港政廳から敷地を九龍に下附されホーム建設、盲人救濟に當る。

現在統計

教會	二ヶ所
教會關係外人	三名
日曜學校生徒數	一三人

初等學校 二校	生徒數一二五人
特殊學校 二校	生徒數一四〇人

6、內地會所屬團體

（A）德華聖會（Deutsche China Allianz Mission in Barmen）

支那開教　一八九〇年

本　部　獨、バルメン

浙江省處州地方から開教、阿片矯正院を各地に設け江西に及ぶ。

現在統計

教　會	一二ヶ所
講義所	九六ヶ所
外人宣教師	二七名
教會關係外人	二九名

信　者　數	二、八〇一人
日曜學校　一〇校	生徒數三五八人
初等學校　八　校	
高等及中等學校　三　校	

（B）Liebenzeller Mission

支那開教　一九〇〇年

本　部　獨、ワルツブルク、リーベンツェル

ハドソンテーラーの斡旋によつて組織され、一八九九年 Pastor Coerper 本會長となり、ハムブルクよりリーベンツェルに移つたのでこの名がある。一九〇〇年初めて宣教師を送つたが以後後續せず、唯獨逸本國教會と關係なく支那內地會に屬して布教しつつあつた。獨逸宣教師の多くが本會に加はる。一九〇三年湖南を特定布教地とした。

現在統計

教　會	一六ヶ所
講義所	一四一ヶ所
外人宣教師	二八名
教會關係外人	五二名

信　者　數	七、三八六人
日曜學校	生徒數八二〇人
特殊學校　四校	生徒數五四人

7、Vandsburger Mission

開　教　一九二九年

現在統計

教　會	一三ヶ所
講義所	二二ヶ所
外人宣教師	八　名
教會關係外人	二十名

信　者　數	一、六四三人
日曜學校　一五校	生徒數五四七人
初等學校　一校	生徒數一七八人
病　院　一ヶ所	患者數九〇人

二、舊　教

舊教はその國籍を檢出するに困難なるは各國共同樣であるが、暫く獨逸人宣教師に依つて擔任されてゐる各教區を表別すれば別表の如し。この表に依つても窺ひ知られるやうに、二十世紀に入つてより獨逸系カトリックの進出多く、曾に神言會のみならず、フランシスコ派、ドミニコ派も獨逸系宣教師に依つて對支進出がなされてゐるのは、保護權喪失後、佛國の一歩一歩の退却と見ることができるであらう。尙ほ獨逸系カトリックの經營にかかる高等教育機關に左記の補仁大學

がある。

1、輔仁大學（Catholic University of Peking）

本學は初め米國カトリック教會ベネディクト派に依つて一九二五年北京に設立されたが、一九三三年以來神言會の教父の手に移り現在は獨逸系である。但し資金は神言會米國班から送られてゐる。文學院、理學院、教育學院等の三學院十二學系に分れ、之に輔仁女子文理學院を附設、一九二九年には中學部及び女子中學部を開設、一九三三―四年の年經費三二三、二五〇元で別に國民政府補助金がある。

事變下に於ても普通に授業を繼續し、學生數文學院八七名、理學院四四一名、教育學院二五三名、その他三〇名、計一六一一名を數へる。

附、輔仁大學圖書館（Catholic University of Peking Library）

輔仁大學開設と共に開館（一九二五年）、年經費二〇、〇〇五元、藏書六〇、〇四八冊

第二節　一般文化事業投資

第一、沿　革

獨逸が國際的躍進を示した十九世紀末、本國人及び在支獨逸人の間には對支文化進出の必要を叫ぶもの多く現れたが、二十世紀に入ると共に漸くその實現を見るに至つた。

第二十五表　獨逸系在支カトリック教會現勢（昭和十二年現在）

省名	地名	教區名	階等	教區設定年	教區擔當者	國籍	司祭 外人	司祭 支那人	助修士 外人	助修士 支那人	修道女 外人	修道女 支那人	信者數	孤兒院數	男
山西	絳州			一九二六	フランシスコ會	獨逸									
甘肅	蘭州			一八七八	神言會	同	一六	九					一三、三五	五	
福建	邵武			一九二九	救世國會	同	六		二		五		一、三五〇	二	
貴州	石阡			一九三三	イスタン外國宣教會	同	三	一	二		八		三、四〇〇		
山西	朔州			一九二七	フランシスコ會	同	一九	一	四		一三		八、二一九	二	
甘肅	新疆			一九三〇	神言會	同	二						六六九		
河南	信陽			一九二七	神言會	同	一九		一〇		一九	二四	七、八二六	四	
福建	汀州			一九二三	ドミニコ會	同	二		二			二	二、〇〇〇		
山東	曹州			一九二四	神言會	同	一								
山東	濟南			一八二九	フランシスコ會	同	三八	一七	一六	一八	三六	一五	三五、〇四三	三	
甘肅	秦州			一九〇五	カプチノ會	同	一三	三	五		一五		五、二〇一	一	
山東	青島			一九二五	神言會	同	三八	一	五	四	六六	二〇	三五、一二六	四	
山東	兗州			一八八五	神言會	同	四一	一〇	一五	五	五八	七	一、五〇〇	二	

數	孤兒院 院數	孤兒院 男	孤兒院 女	遺棄兒童保護院	養老院・病院 院數	養老院・病院 患者	中等學校 男校 校數	中等學校 男校 生徒	中等學校 女校 校數	中等學校 女校 生徒	師範及傳導師學校 男子	師範及傳導師學校 女子	高等小學校 男子 校數	高等小學校 男子 生徒	高等小學校 女子 校數	高等小學校 女子 生徒	小學校 男子 校數	小學校 男子 兒童	小學校 女子 校數	小學校 女子 兒童	公教要理教授 學校	公教要理教授 男子	公教要理教授 女子
、三三五	五	三〇	一五九	三九	一	一、一〇三	—	—	—	—	一三	一八	二	九五	二	六七	二五	八四六	九	一〇三	二六	一八四	三五四
、三三〇	二	五	六一	三一	—	—	—	—	—	—	—	—	一	二八	一	一七	三	六六	一	一八	二	一〇	一七
、四〇〇	—	九	一三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	四	八二	二	一三	八	七六	五四
、三二九	二	八	一五八	一、二一四	一	一三	—	—	—	—	八二	四三	—	—	—	—	一六	七一六	三	一二三	一四	一、五三一	六七
六六九	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
、八二六	四	二	三〇	二五	一	三六	—	—	—	—	四〇	—	二	四五	二	三八	一三	四七五	六	二九四	一三	一二七	五五
、〇〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一〇	七〇	三〇
	—	—	—	一四	一	一九一	—	—	—	—	—	一八	三	五五	—	—	九一	一、八六〇	一六	一九八	三五	一、六六一	一、六三〇
、〇五三	三	一〇	一九八	二五四	三	六五五	—	—	—	—	五八	九四	六	九五	六	七七	四一	八二六	二〇	五五五	一七〇	一、二八九	一、二一一
、六〇一	一	—	六六	四	二	二一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	四	二六	八五
、二二六	四	二五	二一〇	—	四	四五〇	—	—	一	一七二	二六	四七	六	二八	四	八九	三九	八六五	一〇	五二六	九一	五七	三一六
、五〇〇	二	四	二八	四〇	九	四九三	一	一四〇	—	—	六七	二六	九	三一六	二	八三	一四三	二、四四五	一五	五五九	二五八	二、二〇三	一、〇七一

獨逸は一八九八年の膠州灣占領に依り山東省を自國の勢力圏に捲込み、二十世紀初頭から支那の教育改革運動に協力して、英米文化に拮抗せる獨逸文化の移植に努めた。占領當時膠州に於て實權を握つた獨逸海軍省が支那側當局と折衝の後青島德華大學を設立して獨逸風學術普及の參謀本部としたのを始めとして、同地方に於ける獨逸系の文化事業は各種ミッションと協同の下に目覺しい發展を遂げた。殊に一九一〇年代には學校、病院等著しく增加し、一九一三年現在に於ける總督府小學校二二七校、同中學校二〇校に達し、中學上級では獨逸語を課し、教師には主としてワイマール・ミッシオンの教育講習を終了した支那人を採用してゐた。病院には總督府病院、福島病院（宣教師ファーベル記念）等あつたが、何れにも獨逸人の醫師、看護婦が院務に從事してゐた。總督府は「膠州圖書館」をも經營、又現存せる「青島市觀象臺」も一九〇一年獨逸海軍省が自國汽船會社の援助を得て建設したものであつて、日本軍の獲得後「青島測候所」として知られてゐたが、一九二四年二月正式に支那の手に讓渡された。

斯くの如く山東省は支那に於ける獨逸風文化の根據地となつたが、是より先一九〇五年九月二日皇帝ウィルヘルム二世より發せられたる對支文化事業援助に關する布告に力を得て、上海にも醫學校の計畫が實現し、同濟大學の端緒を開いた。

次いで漢口、廣東、天津に高等工學校の設立計畫があり、漢口、廣東には校舍設立の運びに至つた。尙ほ是等三都市を初め濟南、成都、長沙等には中學校完成し、各地に於ける先住英米文化と對抗せんとしたが、何れも財力乏しく不活潑であつた。しかも聽て世界大戰勃發した爲め漸く端緒に著いた是等文化事業は完全に中絕の狀態となつた。新興のナチス獨逸も現在までの所尙ほ文化事業實行の時機に至らず、爲に支那に於ける獨逸の一般文化事業投資は宗教的なるものと同樣英、米、佛に比較して極めて僅少に止まつてゐる。唯、今次事變に依り破壞した同濟大學に就ては出先獨逸外交官はそれが再